

午前10時2分 開議

議長（奥和田好吉君） おはようございます。ただいまから平成13年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、23番 重里 勉議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 竹田光良君、3番 小山広明君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、報告第7号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） ただいま上程されました報告第7号、専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号））につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

専決の理由でございますが、深井戸の老朽化によりまして地下水の取水量が減少したため、その不足分の水量を府営水道より受水をいたしたものでございまして、受水費を専決補正したものでございます。

115ページをお開き願いたいと思います。水道事業費用の中の営業費用、目原水及び浄水費、節受水費に補正をいたしております。補正予算額が1,445万円でございまして、受水費といたしましては合計5億5,157万8,000円としたものでございます。この水量につきましては、15万6,200立方メートル分の受水費でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い

を申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———真砂君。

5番（真砂 満君） それじゃ、簡単に質問させていただきたいと思いますが、さきの水道料金の際にも水の確保の問題を指摘されたというふうに考えております。そういった意味では、深井戸が老朽化をしたことによってこの補正の処置をとられたと。

内容については十分理解をするところでありませけれども、現行の深井戸の状況ですね。それはどのようになっておるのか。私の事務所の近くでも以前から井戸を掘られてて、現況的には全く使われていない状況があるわけなんですけども、その使われていない部分も含めて、まだそれは残ってるんですよ。そこらの整理が必要だというふうに思うんですけども、そのあたりについてはどのようにお考えになって水の確保をしようとしてるのか、そのあたりについての御説明をしていただきたいなと思うんですが。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 真砂議員の御質問にお答え申し上げます。

深井戸の現況はどないなってるんかということでございますけど、現在泉南市における深井戸につきましては6本稼働しております。議員おっしゃられました議員の近くの井戸でございますが、これにつきましては今現在休止状態という形になっております。

これからどうするのかということで、我々いたしましては、4号井戸というのは休止状態ですので、これは認可の関係もありまして、廃止したらまた新たに認可を受けないかんということで、現在休止にしているという状況であります。それをまた今回この休止の4号井戸につきまして復活するに当たって、その場所では一応民家も建て込んできてますので到底無理なこともありまして、現在予定として考えているのは、どこか民家の少ない公共用地があれば、そこらあたりで井戸を考えてみたいというふうに考えております。

なぜかといいますと、中央浄水場から4号井戸の近くという形で、この4号井戸の導入管ですね、

それにつながりたいと。それによって費用面も安くつくということも考えておりました、これからどこにするかという検討をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 手続とかそういった状況はよくわかりました。できましたら、この4号井戸ですか、いつの時点で休止になっておるのか、そのあたりがもしわかっておれば、明らかにしていただきたいんですが、かなり以前から休止状態ではなからうかなというふうに思うんですね。そういった意味では、水を確保する量がその間できてないわけなんで、ほかにその不足分をどっかに、例えば府水であるとか、そういったとこに求めていかなければいけないということだろうというふうに思います。

その新たな井戸を掘る場所については、既存の管を利用するということになれば、勢い中央浄水場近くかなというふうには考えられるんですけども、これはもう場所の選定も含めて、早期にその場所設定をしていただいて、実行に移していただかなければならないのかなというふうに思っているんですが、その辺課長、どうなんですか。早期にされる予定は、既に頭の中も含めてお考えなんですか。時期もわかっておれば、明確にさせていただきたいなというふうに思うんですが。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 再度の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の4号井戸の休止はいつごろからかという御質問ですけども、これにつきましては、私の手元の資料に残ってる分で、平成2年から休止しております。ちなみに、平成元年の揚水量が3万1,150トンしか上がらなかったということで、平成2年度から休止している状況でございます。この4号井戸の掘りかえ、代替ですね。これにつきましては、私、工務課に変わってからこういう話はなかったんですけど、つい最近金熊寺川の伏流水の2,850という問題が持ち上がりましたので、それでは自己水の確保を25%どこに求めていくかということの論点から入りまして、4号井

戸の休止の復活が一番ベターではないかなというふうなことも考えました。

そこで、つい最近でありますけども、そういうような形で、どこか公有財産のある場所で民家がない場所、それと中央浄水場に近い場所という形で今現在検討してるということで、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——東君。

6番（東 重弘君） 少し質問させていただきませう。

自己水が不足で府水を買われるということ、先ほど答弁にもありましたように、金熊寺川の伏流水の取水が厳しくなった。それと、地下の井戸、これも年々能力が落ちてるということも確かでしょうし、もう1つに自然の需要増ということも考えられると思うんです。

私は田舎に住んでるせいか、このごろ目につくのは臨時給水がかなりふえてる。だから、この全体に占める臨時給水の割合。この臨時給水は手近なところでいいますと、我々が4年に1度選挙をする場所にも当然引いていただいてありますし、過去には工事現場の現場事務所等、仮設にも当然引いていた。従来、私、認識してるところによりますと、建築確認をとらなければなかなかメーターをつけてくれなかったという覚えがあるんですが、最近では都計法の手続違反やもう実体違反のところまでメーターをつけてる、給水をしている、このように思うんですが、ここに至った経過と、今言いました臨時給水の割合ですね。これを答弁いただいて、また次の質問をさせていただきたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） お答え申し上げます。

臨時給水の割合についての資料を持っておりませんので、ちょっと答弁できないということで御理解のほどお願い申し上げます。

それと、臨時給水における経過ですね。これにつきましては、我々水道部といたしましては、不法建築であろうと何であろうと一応給水の義務と

いうのがありまして、建物が建てば給水しなければならぬということでありまして。その中で、とりあえず給水の工事の申請ですね、その時点におきまして建築確認がついてるかどうかなんかというのを先確かめまして、その中で建築確認がついてる分につきましては通常の給水、それで建築確認がついてない場合につきましては、臨時給水扱いという形をとって給水を水道部としてやっているという状況であります。

臨時給水の建築確認をとってない分につきましては、1年間のペナルティーというんですか、そういうような形で臨時給水料金、水道料金、それをいただいているということでございます。そういうような形でペナルティーを課して、水道料金も1立方メートル当たり高く取ってるといって、給水を行っているという状況であります。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 東君。

6番（東 重弘君） それが1年間だけなんですね。私、言ってるのは、実体違反なんていうのは恒久的な給水になるんでしょ。これ臨時という言葉にそぐうんかどうか。これが1年間の臨時給水費用で賄われるという話ですから、例えば水道というのは人間の体と一緒に、心臓に当たる部分が中央浄水場、それから手足の指先、いわゆる末梢血管に当たる部分が泉南市の行政界に点在する、特に調整地域が多いですから、そのあたりだと思うんですが、そのあたり調べていくと30ミリ、またそれ以下の本管も入ってるわけですよ。

そういうところで臨時給水、いわゆる都計法、建築基準法の1つも許可とらんとつくる。その場所には法律上、農家住宅は歴然と建てられるわけですよ、合法的にね。30ミリぐらいになってくると、5軒も使うといっぱいですよね。5つ臨時給水の申請が出たら、今の本管で賄われないということになると、臨時給水でも本管の布設はやり直すんでしょうか。当然、今配水する義務があるとおっしゃったから、例えば申し込みが来ますと、管を埋め直ししてやりますという話になるんでしょうか。それと、今言うた農家住宅と同時に出た場合には、これ色分けするんか、それとも申し込み順なんか、くじ引きなんか、この辺の扱いはど

うなんか。

1つは、恒久的ないわゆる実体違反、手続違反は以前にとれたというもんもありますから、違反にはいい違反と悪い違反はないでしょうけども、以前は合法的にとれたもんが手続違反になったというもんもありますから、それはそれでいいとして、実体違反というのはもうどうしようもない建築物、それを1年のペナルティーをとって恒久的に給水させる。これが果たしていいのかどうかということと、今言いましたように、臨時給水で本管が満杯になった場合、臨時給水のために本管の布設をやり直すということがあるんかどうか。2つ。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） お答え申し上げます。

まず、先ほどの資料がないということで、今ちょっと手元に入りましたんで、臨時給水の件数につきましては、11年度で135件の申請がありました。臨時給水であろうと、もし何軒も同じ箇所に引くという形の中で、配水管の増径があるんかという形でございますが、当然我々としては給水義務という水道法がありますので、それにのっかって給水しなければならないという観点でいってます。

そこで、将来的な展望もやっぱり加味しなければならぬ。今の間は臨時給水であろうが、将来的にその場所が市街化調整区域か宅地区域とか、そういうような形で変更になれる場合もありますので、当然給水不足が起こる分につきましては、管の増径も図っていきたいというように考えております。（東 重弘君「恒久給水の1年のペナルティーをどう考えてますか」と呼ぶ）

当然、我々その1年間のペナルティーの中で、臨時給水料金で一応給水してるわけですけども、その中で滞納もなしにちゃんと納めていただいているものにつきましては、水道内部のことでですけども、通常の料金に変更するかどうかという内部的な会議を持ちまして、本来の臨時給水料金じゃなしに、普通の給水料金に変えるというふうな形もっております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 東君。

6番（東 重弘君） 135件あるということで、臨時給水、いわゆる仮設ですよ。仮設に似たものですね、臨時給水ですね。仮設ということは、撤去するということもあるわけですね。今おっしゃった、木岡さん、例を挙げますと30ミリを50ミリにする。全部撤去して1軒だけ残った。50ミリはだめですね。腐るでしょう、水。50ミリ口径で1軒だけが使ったら、とても耐用に耐えられませんよね。水が腐ると言われますやんか。口径が大きくて需要が少ないと水が腐るといことがある。そうなった場合に、もう一度細いのに入れかえるんですかな。そういうことですよ。

だから、受水の方でおっしゃってるけども、この扱いをきつくすれば、この府水もこれだけ買わなくてもいいんじゃないかと。だから、それをもう一度言うてください。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 再度の御質問にお答え申し上げます。

あくまでもその臨時給水の中で、そういう建築に伴う事務所というんですか、そういうふうな一時的な2カ月、3カ月、長うても1年ぐらいの建物については、当然30ミリやったら30ミリ、50ミリやったら50ミリで何軒張りつくかというのを我々資料的に持ってますので、30ミリで普通の一般家庭で3軒というような形で水量計算した中の何軒というのがありますんで、それらをもとに増径するかしないかというような形で持っています。

その建築確認が出てない不法建築、その分につきまして、永久的に居住する家が何軒も張りついてきたという場合につきましては、やはりそれは考えていかなければならないというふうに思っております。一時的な建物、その分について増径までしてまた減径すると、そういうむだなことは我々としてもやりたくないというふうに思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 自己水が減少したということで、府営水を買うために補正、専決だと、そう

いう御説明でしたんですが、1つは自己水が減ったことでの増量の対策が必要だと思っておりますが、これはずっと議論されております金熊寺川の今も議論に出ました2,850トンのふやす問題ですね。これはどの辺まで進捗しておるのか、その経過もひとつ御説明をいただきたい。

それから、この減った原因は何らかの形で予測できたと思うんですが、対応できなかったのかどうかですね。その辺もひとつお答えいただきたい。これは現在6本あると言われましたが、ここの明確な場所を聞いてわかるような形での表示を提供いただきたい。

それから、水道の問題で、今下水事業でどんどん道路掘削が進んでおるんですが、従来の家の引き込みの管の細さは、今基準が上がって太い管になつておると思うんですが、随分各家庭では支障を来しておる、水圧が低いということですね。そういう問題の対策はどのようになつておるのか。

せっかく下水で道路を掘り起こしとるわけですから、今の基準に切りかえるということを当然今やる方が効率的でもあると思うんで、そういう対策はどうなつておるのか。そのことの中で、どれぐらい従来の13ミリ管ですかね、それがあつたのか、そこも御説明をいただきたいと思っております。

3点、よろしく御願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 3点ほど御質問がございました。

まず、自己水の確保ということで、毎回議会でも御議論をいただいておりますところでございますけれども、現在2,850トンということに相なっております。これにつきましては、なかなかこれを増量するというについては、現在難しいというふうに考えております。ただ、府とは協議は行っておりますけれども、なかなか進展をしないというのが現状でございます。

それと、自己水の確保につきまして、今回こういうふうに府営水道を引いたということで補正専決をさせていただいております。実はこれにつきましては、私も25%を下らないよう努力することをお明言いたしておりますので、2号井戸の水量が非常に減ったということで、12年度で

掘りかえをいたしました。それと、3号井戸につきましても相当水量が減ってきたということで、これにつきましては改修をいたしました。この工事期間につきまして、取水を当然停止しているということでございますので、実はその分、休止していた間、府営水道で賄ったというのが本来——本来といいますが、理由でございます。

この後につきましては、それぞれ期待以上の水量が得られてるということでございますので、御了承をお願いいたします。(小山広明君「2号、3号の場所を言って」と呼ぶ)

2号井戸につきましては、現在の水道庁舎にございます。3号井戸につきましては、場所等につきましては課長の方から御答弁申し上げます。

議長(奥和田好吉君) 木岡工務課長。

水道部工務課長(木岡敏雄君) 井戸の場所について御答弁申し上げます。

1号井戸からもう一遍御答弁申し上げます。1号井戸につきましては、信達市場1454番地の2、場所的には.....

議長(奥和田好吉君) 資料があつたら資料で出してあげてください。

水道部工務課長(木岡敏雄君) いや、資料は持ってありません。番地を言います。2号井戸につきましては.....(小山広明君「1号どこやねん、場所は。市場大発団地のあそこ」と呼ぶ)市場大発のあそこです。

議長(奥和田好吉君) 勝手にやりとりしないでください。もっとスッと答弁をしてください、回りくどい答弁の仕方せん。

水道部工務課長(木岡敏雄君) 2号井戸につきましては、水道庁舎の敷地内でございます。3号井戸につきましては鳴滝の163番地の3、4号井戸は今休止になっております。6号井戸につきましては信達大苗代165番地、7号井戸につきましては信達大苗代443番地の1、8号井戸につきましては大苗代の417番地。

以上でございます。

〔小山広明君「だから、それは櫻井川沿いかいな。ちょっと言うてよ、ちゃんと」と呼ぶ

水道部工務課長(木岡敏雄君) それと、水圧不足の対策について御答弁申し上げます。

水圧不足につきましては、当然我々も給水の義務がありますので、水圧不足についてはできるだけ解消するため、管の増径、また管種のやりかえとか、いろいろ方策を考えてやっておるわけでございますが、下水の関連で古い13ミリの管ですね。それについては、下水の引き込みがえ時に20ミリに全部かえております。

以上でございます。

議長(奥和田好吉君) 小山君。

3番(小山広明君) 大変愚かな質問でこらえてくださいね、わからんから聞いとるんだから。

今、お答えいただいたんですが、山野さんから2,850トンの件は、これは当然、上林助役に答えていただかないといけない、今まで議論してきた経過からいってもですね。これは泉南市の水利組合、水利関係者とも協議をしてという答弁もあるわけですし、そういうものがどう行われたのか。これは建設以来ずっと倍近い水量を取ってきたわけでしょう。しかも、公的な公共機関がまあ言えば約束した水量を超えて取っていた、これは重大な問題ですよ。しかし、それだけ長い間取ってきたということは、ある意味で支障がなかったということを実態的に証明しとるわけですね。

じゃ、なぜそうやってちゃんと支障もないのに泉南市民のために泉南市でできた水を取って、ただ一片の建設当時の許可水量ということ急を急に持ち出されて、またそこに安易に戻してしまうと。それが本当に厳密に論争するならば、大変な問題なんですよ、これは。しかし、実態的にはもう何も影響なくてちゃんと取られておったわけですから、むしろそちらからいえば何も取っておった方が正当性があると。じゃ、そこに2,850トンというものを決めたときの経緯がどうであったのかということも、何にも明らかになってないわけですね。

これは常識的に言って、当時は人口の面からいってもそんな必要以上に水量を取ることは、向こうの権利があるものを取るわけですから、そんな2,850トンしか要らないのに、6,000トンとか7,000トンという許可をとることはあり得ないわけでしょう。

しかし、実態的にはこういうように取ってきた

経過があるならば、ちゃんと行政間同士できちっと現在取っておいた水については、取るように努力するというのは当たり前じゃないですか。黙って何にも言わんから取ったらいいわと、そういうような問題とは全然違うと思うので、そういう問題も明らかにして、上林助役なり市長は水利関係者とも協議をして、大阪府に今まで取っておいた水量を確保するように努力をしていきたいと、こういうことを決算委員会や予算委員会、またこれまで議会でもお約束してきたわけですから、山野部長がああいうような答弁でしらっとして、あなた方は人ごとのようにしとる問題ではないと思うんですよ、これ。市を挙げてやはり取り組まないといけない問題。これさえ行えば、今回の1,400万というお金は補正しなくてもいいわけでしょう。この問題を議論してから大分時間たちますよ。そういう点では、もう少し真剣にやっておったのかどうか。そこらは市長とか担当助役にきちっと答弁をいただきたいと思います。

それから、この2号井戸、3号井戸の改修によってその間は取水ができなかった、それは当然でしょう。ただ、年間予算を組んだるわけですから、そんな急に水が出なくなるわけじゃないので、そういう条件が進めば、やはり年間で自己水量を何%と言うとるわけですから、そういうことの中の対応で25%はキープしたいということであれば、そのやりくりの中で一遍に2号、3号やらずにやりくりをするとか、それから市民に対しては節水の呼びかけを、こういう状態で府営水を買うことによって多くのお金がやっぱり要るんだからということも努力をして、何とかこういう財政の厳しい状況の中で、やはり余分なお金を出さないようにするというのは、経営的な感覚からいっても当然じゃないでしょうか。そういうようなことをやはり当然取り組んでいくべきだと思います。それをなぜしなかったのか。安易に専決で補正を出してくるということは、私は問題だと思います。

それから、どこに場所があるかというのを聞いてわかつとるやないかと言われたんですが、わかつとる人もおるんでしょうけども、私は何回聞いてもなかなかどこに井戸がきちっとあるのかというのはわかりにくいですよ。だから、少なくとも

それは市民にもわかる形で表示をして、皆さんの大事な水がここから供給されてるんですということ、市民の自分のまちでできておる水に対しての意識を高める意味でも、私はそこに表示をして、少なくともその周りにはだれが見てもきれいなスペースにするべきじゃないですか。何かごみため場みたいに、本当にさびついて、市場大発のあそこなんかいつもウーッと音がうなって外へ出てますよ。(発言する者あり) やかましいな、ほんまに。

僕はそういう問題意識で聞いとるんだからな。あんた方は知ったことを質問しとるやないか。私は自分が知つとるかどうかという質問をしとるわけじゃなしに、そういう市民にもわかる形で、そういう場所をちゃんと表示して、市民の水道行政に対する理解も深めていくべきだと。そのためには場所もきれいにせないかんし、六尾の水源池にしても、もう少し大事な飲料水を引いとるというようなことにふさわしい施設管理のあり方をすべきじゃないでしょうか。そういう意味で聞いとるわけで、聞かなくてもだれでもあそこに井戸があるなど、そして市民の理解が得られるようなことをということで私質問しとるわけですから、よろしく願いしたい。

それから、水圧不足について、従来の規定では13ミリ管であったということで、最近では家庭なり家の設備関係も変わってきておりますから、現在の規定は20ミリということですから、従来から住んだる方については何の責任もないわけですね。だから、責任持って市が水道を引くということについては、その20ミリに変えるということについては、これはすべて市の費用でやるということの理解でいいんですね。

そしたら、下水道事業で舗装のやりかえのときには、自動的に全部管は20ミリに交換をしとると、こういう理解でいいのですね。その場合には、家の中ももちろん13ミリ管でいっと思っんですが、それは技術的に入れるとこだけ20ミリ入れれば、家の中のは変えなくても、使う分については支障がないというような理解でいいんでしょうかね。そこだけをちょっとお聞きをしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(奥和田好吉君) 上林助役。

助役（上林郁夫君） それでは、私の方から金熊寺川の取水量の関係で御答弁を申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおり、金熊寺川で取水している施設は六尾浄水場ということで、過去六尾浄水場の施設をつくったときにその2,850トンの認可量で許可をまずしております。それ以後、私どもは六尾の浄水施設も拡張事業を数回繰り返しまして、設備自体が今現在6,000トンぐらいの取水能力はまず持っております、その当時施設を開設した以後、当然河川に水があれば、できる限りそれに近い処理をしておいたことは事実でございます。

そういう点、過去8年ほど前から大阪府から強い指摘が当然ありまして、私どももやってたんですけども、その指摘以後もかなり私どもも取っていたというような事実もありまして、前回の申請を行う時点で大阪府から厳しい指導がありまして、これ以上取るとはならないというような、施設の改良も含めまして許可をおろすというようなこともありまして、今現在2,850トンしか取られない状況でございます。

私どももそれ以後、大阪府の河川課におきまして、当然実態はこうやということも言いました。しかし、やはりダムの水の放流も一たんダムから出れば河川水でございます。そういう面からいうと、ダムが放流して河川には当然水がふえますけども、やはりそれは河川水ということからいえば、取水が正確に言うたら取水権で非常に制限が加わるということでもあります。

そして、議員は今まで何も問題がなかったやないかということでもありますけども、やはり六尾の浄水場のところは築之井堰という1つの堰から取ってるんですけども、その築之井堰の下流に数カ所の取水箇所がございます。今までも取水をしておいたときには、何回となく下のその当時の水利組合からトラブルは当然あり、取水もストップせざるを得ないような状態も何回となく起こっておるのが現状でございます。何も問題がなかったということは今までもなかったということで、問題が一部あったということだけ御理解をお願い申し上げます。

そして、まずこの2,800の要するに増量の考え方が、大阪府としましては、まず2,850トンは既得権で与えてると。ということは、当時六尾浄水場を開設したときの認可水量が2,800トン、これの既得権で与えてると。さすれば、もし今これの取水権を正確に計算した場合には、金熊寺川の年間を通じて10年ベースで一番少ない水量のときで計算すれば、果たしてこの2,850トンが確保できるかという大きな問題がございます。

そういうことで、今現在それを改めて水量計算をすれば、そういう計算方法でやらざるを得ない。さすれば、そういうことであれば、この2,850トンが確保できるかということが大きな問題になってございます。そういう観点からいえば、今河川水をそのまま増量というのは、先ほど水道部長がお答え申し上げたとおり、非常に困難という現況でございます。

さすれば、どうしたらいいかということで、水利組合という話があるんですけども、ダムの管理をしている泉南市土地改良区との関係の話ですけども、先ほど申し上げたとおり、ダムから放流すれば河川水になります。しかし、今の現状からは、それをもし許可を与えるということはやっぱり土地改良区としても非常に難しい。やる方法としましては、用水合理化と申し上げまして、六尾から堀河ダムへのパイプラインの布設しか方法論がないという結論でございます。

さすれば、パイプラインということになれば、多分、これは超概算でございますが、十数億の費用がかかるんじゃないかということであれば、我々は企業会計でございます。我々は水商売ということも1つ頭に置かんといけませんので、当然投資効果がないということで、パイプラインもあきらめざるを得ないんじゃないかということで、土地改良区との話はそういう状況で、あきらめざるを得ないんじゃないかということでございます。

そういう観点から、我々といたしましても、将来的にはやっぱり大阪府との協議は、常々継続して行っていく一方、自己水源である地下水の増量を求めてまいりたいと、かように思いますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 通常、家を建てたという場合におきましては、本管からの分岐につきましては個人負担、これが原則でございます。それと、下水道の工事に伴う場合におきましては、これは市負担で行っております。

以上でございます。

〔小山広明君「技術的に支障はないのかと、13ミリになっても」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 答弁者、一々反応しないでください。パツと的確に言うたらサツとかわってください。

〔小山広明君「いや、答弁ちゃんとしてないから言っとる。そしたら議長聞いてって指示してくださいよ。私の言うてること聞いてられるでしょう」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 答弁したんですか、もう。

〔市長（向井通彦君）「答弁したね」と呼ぶ〕

〔小山広明君「市長かて何を言うてはりまんねん、聞いてはりますやろがな。議長」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、議長ね、3回でブツツと切るんやったら、やっぱり質問者のことにちゃんと答えたかどうかだけは確認してさしてください。市長も何ですか、そら。私は20ミリで引いて、家の中に入ったら13ミリなっても技術的に支障はないんですかということをお願いとるんじゃないですか。それを言わずに下がって、何ですか、それは。下がんなさいということはどういうことなんですか。市長かて一緒にこの議論聞いてるんでしょう。何を言っとるんですか。議長があれだけ3回でブツツと切っとる状態の中で、もうちょっとあなた方は答弁きちっとやってくださいよ。でなかったら、私こんなことを言う必要ないんですよ。まじめにやってくださいよ、議会の議論というのは。私なりに厳しくやるんやったら、行政はそれ以上に厳しくやってください。これが議会の議論じゃないですか。

議長（奥和田好吉君） 質問ですか。

3番（小山広明君） 質問じゃないですよ。だから、私聞いてることが漏れとるから、言っとったら下がんなさいということはどういうことなんで

すか。

議長（奥和田好吉君） 質問を行ってください。

3番（小山広明君） だから、私質問したことに答えてないから、今言ったように20ミリで引いても家の中は13ミリになるんでしょう。それで支障はないんですかということをお願いとるわけやから、それぐらいの答弁して下がってくださいよ。忘れることは構いませんよ。だから、それをちょっと補足したら、下がんなさい、下がんなさい。何でそんな硬直したような対応するんですか。これは質問じゃないですよ。その2番目の質問の答えが漏れとったから言っとるんで、それでもだめですか、そういう指摘は。

議長（奥和田好吉君） 質問をしてください。

3番（小山広明君） いや、しますけども、2番目の質問に対して答弁がないから、それを指摘しとるんですけども、それも3回ということであなたは切るんですか、そのことで。

議長（奥和田好吉君） いいんですか。質問をしてください。

3番（小山広明君） それは3回目のときに答えてください。私はあと3回目の質問に入るから、当然その後で切ると思うんでね、そういうことをこだわるとるわけですから。

これね、上林助役は、僕は長い答弁だったけども、実のある答弁だったと思います。聞きごたえのある答弁でしたよ。これは長い間、市が取水をやってきたと。これは説明にはなかったですけども、ちゃんと大阪府には報告しとったんでしょ、取水の実態量を。何もあなた方は一方的に違法に黙ってやったんじゃないのは、今までの議論の中にもあったじゃないですか。それはやっぱり重要に言っとかないと誤解を与えますよ。ちゃんと取水の実態は大阪府に報告してましたと。しかし、急に8年前から厳しく言われたと、こういう状態じゃないですか。

そういうことが、私は大阪府と泉南市の関係の中に、平等でない、対等でない関係があるんじゃないかなと思いますよ。ちゃんと報告しとったんじゃないですか、きっちり。しかも、あなた方は10年の中で一番水が少ないときという表現をしましたが、金熊寺川の付近の人だったら知っとる

と思いますが、雨が降らなかつたら全く水が流れないような状態もあるんじゃないですか、金熊寺川もやはり、2,850トンがそれでも取れる量ですか。そうじゃないでしょう。

だから、私は合理的に水の多いときには多く取る、少ないときは取らないという、いわゆる率ですね。流れてくる川の水によって何割取るということをやめる方が合理的じゃないですかということもこれまで言ってまいりました。そういうやっぱりきちとこちらも論をつくって、理屈をつくって、大阪府と交渉しながら、大阪府が聞かないときにはもっと市民に訴えながら、ある意味で運動を起こしていかないと、こんなもん実現しませんよ。

あなたの今の答弁だったら、大阪府が言っとることをそのまま言っとりますが、それが正当性があるのかどうかということもちゃんと考えて、議会にも協力を求めながら、今まで取ってきた水ぐらいはせめて、支障はあったんでしょけども、それはそれで調整しながらやってきたんでしょ。大きなトラブルにはならなかった。水利からそういうクレームがあれば、それは対応してきたんでしょ。何も水利からそういうクレームがあっても、無視して取ったわけじゃないでしょう、そら同じ泉南市民だから。

そういうことをやっぱり実態に合わせて、本当にせっかく流れてくる水を何も取らずに海に流すよりは、泉南市民の飲料水として、それは排水としてまた海に帰っていくわけですから。そういうことからいっても、せっかく半分以上泉南のこの山があるのに、そこから流れてくる金熊寺の水を有効に使うというのは当たり前じゃないですか、これ。深井戸よりももっとも自然に近い形での水の取り方じゃないですか。

そういうことで、市長もこういう大きな問題になっとるわけですから、もう少し問題点を明らかにして、議会にも市民にも訴えて、大阪府の言い分が正しいのか、泉南市の主張が正しいのかということをもっと少し社会化しなかつたら実現しないんじゃないですか。一体大阪府のどんなレベルでその話を今までしてきたのか。

もう少しやっぱりきちとやっていただきたい

のと、私が前から提案しとります率ですね。さっきも言いましたように、率で取るべきじゃないかと。一番少ないときを基準にして、そこのを何ぼ取る、絶対量をそこで決めるよりは、多いときは多く取るという当然のことは、今の時代に私は通る理屈だと思いますよ。そういうようなことをきちとって、だれと話をして今こういうことになったのか。

あなたは最後の結論で、そういう状態だから井戸に頼らざるを得ないと。井戸というのはいろいろ問題もあって、そんな多く取れないと思いますからね、せっかく降った雨の水を有効に使うように、ぜひお願いをしたいと思いますから、市長、この面についてはもう少しちゃんと市民にもわかるように、また実現する方向でしていただきたい。

市長も議論の中では、水利関係者の了解を得ることがまず必要であるということ言ったわけですから、まず泉南市内の水利組合の方と、いつどんな形で交渉して、どういうことを懸念されてノーと言われたのか。私が言う率で取るという問題でいうならば、泉南の水利関係者もその理解を示さないことはないと思いますので、水利組合の一体どういうレベルでお話をして、どういう結論になったのかも、最後の質疑になるわけですから、あと3回は恐らくもうさしていただけないと思いますので、ちゃんとしていただきたい。

議長におかれても、今私が言ったようなことがきちと行政から答弁されるように指揮をしていただきたい。私も議長の指揮には従わざるを得ないわけですから、行政の方にもよろしくお話をしたいと思います。

先ほど残った境界線の問題については、ちょっと答えておいてくださいね。そういうことで座ってしまったらもうできないんでね。何か漏れてなかったかな、もう1つあったと思うんだけど。

これは言わなかったね、井戸の表示の問題。やっぱり井戸があることをちゃんと市民にも表示をして、その場所がそれにふさわしい敷地管理をちゃんとやっていただきたい。建物かて何かあるけど、もうペンキも何もはげつ放して汚いように見えるので、そういうところもちゃんとやるのかど

うかいうことも御説明をいただきたいと思います。

それからあれも漏れとったね。そういう深井戸の水が少なくなれば、当然1年間の中でするわけですから、やりくりをなぜしなかったのか。市民に対する節水も呼びかけないかんだろうし、そういうようなことも含めて、補正予算を組まなくてもいいようにするべきではなかったかという答弁もなかったので、それもちゃんと答えといてください。よろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 理事者をお願い申し上げます。理事者におかれましては、先ほどから議員からの発言にもございますように、質疑者の問いに的確な答弁をお願いしたいと思います。私も会議規則に沿った運営をしていくのが大前提でありますので、よろしく御協力願いたいと思います。以上、注意を申し上げておきます。

理事者答弁。上林助役。

助役（上林郁夫君） 金熊寺川の取水量の再度の質問でございます。

まず、小山議員さんの水量を割合で取ったらいいんじゃないかという御提案でございますが、やはり許認可権を持ってる大阪府としては、そういう取水の許可、認可を与えるわけにはいかんという1つ大きな基本がございます。先ほども申し上げたとおり、10年スパンで一番少ない量のときを計算の基礎にするということはもう基本と。それはなぜかといえば、よくわかるんですわ。その取水をしている箇所は、金熊寺川では何十カ所というような形でございまして、先ほども申し上げたとおり、築之井堰の下にはもう数カ所の取水箇所がございますので、その辺のトラブルは当然起こり得るとというのが基本となっております。

そして、先ほど大阪府の方へ取水量の報告をしておるんじゃないかということは、報告はあくまでも河川課の方には2,850トンとして御報告を申し上げておりました。これは当然我々としては、取水権は2,800トンしかないということから、そのような御報告をしておったのが現況でございます。ただ、府水を取っておる関係上、大阪府営水道には実際の取ってる量で報告を行ってたというのが現状でございました。

そして、水利組合の話ですが、これは直接水利

組合とは話をしておりません。泉南市土地改良区の事務局は、当市の農林水産課が持っております。土地改良区との話では、やはり今の河川水そのまま取水するということは非常に問題があるということで農林水産課の指導もありまして、当然土地改良区とのその面の話は非常に難しい。

ただ、考え方として、先ほども申し上げたとおり、用水の合理化ということからいえば、当然協議する余地があるということの農林水産課の意見を受けまして、そのように今のところ判断をしておるところでございます。直接土地改良区とは話をしておりませんので、その辺の御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 深井戸の工事に係ります件につきまして御答弁を申し上げます。

2号井戸につきましては9月から工事をしたと、3号井戸については1月からしたということでございますが、12年度につきましてはこの2件についてやるということで、当然これについては、工事中は取水ができないということでございますが、特に取水量が一週に減ったということではございませんが、いつかは工事をするというので、延び延びになればなるほどこれについては後で難儀が来るということで、12年度でやるということで決定をしたものでございます。

ただ、市民に対する節水等については十分行き渡ってるはずでございますが、この工事についての節水協力についてはやっておりません。

それと、先ほどの井戸の位置がわかるように何か看板を立てたらどうかとか、周りを美しくするようにというようなお話がございましたが、それも1つの考え方であるとは思いますが、我々としては適正な管理をいたしてまいりたいというふう考えておりました。特段ここが深井戸ですよというような表示をするということについては考えてはおりません。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 分岐点からメーターまで20ミリに変えて、宅内の配管について

13ミリで問題はないかという御質問であったと思いますが、それにつきましては、従前より13ミリで引いてましたんで、給水不足がなければ20ミリでも十分給水は可能であるということでございます。これが逆に反対であれば、当然給水不足というも起こりかねますけども、メーターまで20ミリの増径をやってますんで、十分対応できるものと思っております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——成田君。

18番（成田政彦君） 受水費がこれによって1,450万ほど上がるんですけど、7月から水道料金が上がるんですけど、市長はこの間の値上げの際、福祉料金のことについて、受水費がまた1,450万上がるんですから、大分負担がかかるんですけど、福祉料金についてはあのとき検討する方向で考えるという回答をいただいとるんですけど、これは7月1日から実際に上がるんですから、それはどのように——水道部長に聞いたって、これは一般会計から入れるというお金ですから、対応の仕方は、一般会計から入れない限りこれは措置できないんですから、これは市長、あのときああいう答弁したんですから、少し具体的にその回答をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 福祉料金についてのお尋ねでございます。

先ほど議員も御指摘のとおり、私どもとしては市からの繰り出しが前提ということでございます。現在、市長からの指示もいただきまして、実施をするという方向で協議調整に入っております。現在、関係部課と協議をいたしているところでございまして、現在まだ詳細についての協議は調っておりません。協議が調い次第、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） うまく言うた。それではちょっと質問の答えになってませんよ。福祉料金は実施をするということで今調整しとる。では、具体的に障害者、母子家庭——生活保護家庭は別

です。そういういろんな家庭がありますわな。具体的に実施時期はいつで、金額はどのくらい必要になるのか。ちょっとその点、調整しとるんでしよう。話し合いしとるんだから、そういうこともやとる。

当然、もうあれから4、5、6、3カ月たったんですからね。関係部局とそういう話し合いの中身は、具体的にどういう詰めを行って、予算ではどのくらいの規模が必要だと、これ補正組まなあかんでしょう、やっぱり。それはどうなんですか。実施時期と金額と、それから大体どの辺——障害者とかいろいろあるんで、その点ちょっと明確にお願いします。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

〔成田政彦君「具体的に」と呼ぶ〕

水道部長（山野良太郎君） 先ほどもお答えを申し上げたとおりでございます、今のところ具体的にこれこれというお答えにつきましてはできないわけでございます。当然、先ほど御指摘がありましたように、減免対象の範囲あるいは減免の金額、実施時期をどうするか、所得制限等もどうするかと。多分申請主義になると思いますので、申請の方法をどうするかというようなことを関係部課と協議をいたしておるところでございます。いましばらくお時間をちょうだいいたしたいというふうに考えます。

〔成田政彦君「違う違う、答えてない。もっと具体的に実施時期はいつか、それは何も答えてないやん、そんなの」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） よろしいですか。（成田政彦君「いや、よろしくない。何も答えてない。答えになってない」と呼ぶ）成田君。

18番（成田政彦君） そらね、水道部長、それは全く何もしてないということやん。その中身は一切明らかでない。今、言葉は言いましたよ、いろいろ障害者とかそんなん。全く中身は具体性もないし、いつするかもないし、3カ月間何もしてないということや、それ。今議会に答えたことは、その答弁だったら何もなし。言葉では言うたよ。だけど、あのとき市長は、7月をめどに取り組みたいと具体的に言うたんだけど、水道部の答えを見たら、具体的に予算の規模もわからないし。

そしたら、あなた、障害者の家庭世帯何軒あるか知ってますか、ちょっと。母子家庭の世帯数、それから障害者家庭の世帯数、これあんたら知ってますか。こんなもんいつでもわかりませ、あそこに聞いたら。金額大体わかりませ、そんなこと調べんでも、額と。よその条例では、例えばそこを実施してる——あるでしょう。泉南市除いて福祉料金を実施してる市がありますがな、もう。料金体系も決まってますがな。大体年間どのぐらい使って、そんなあなた方の資料ですぐわかりますわな、どのぐらい水道料金でよその市がやっとなるかということ。そんなもん3カ月も見んでも、きょうでもわかりませ、聞きに行ったら、よその市のやっとなる実態は、予算、年額も。そんな3カ月もたってそれも発表できないということになったら、ちょっとそれはお粗末違いますか。と私は思うんですけど、市長にお伺いいたします。

市長、原課があんな状態であつたら、幾ら市長が7月をめどと言ったって、これは7月どころか来年もこれでは何の具体的な答弁もないし、金額もない、実施時期も答えてないんですからね。市長はあのとき、7月をめどに実施したいということを確認に答弁なされておるんですからね。原課がああいう態度やったら、市長の言うた公約も絵にかいたもちじゃないかと私は思うんですけど、その点、市長どうなんですかね。あんな答弁ではちょっと納得できませんわな。市長、聞いてどうですか。原課と調整——中身ないですがな、何にも。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 福祉料金につきましては何もしてないという意見でございますけども、我々は十分今現在協議をしておるところでございます。何もやってないということはございません。当然、今現在、水道部長が答弁したとおり、やはり対象者はどの範囲までするか、まずその詰めに入っておるところでございます。そして、金額はどの辺まで減額するかという、そういう面の詰めに入っておるところでございますので、13年度中の早い時期に実施をしてまいりたいと、かように思いますので、よろしく願い申し上げます。

〔発言する者あり〕

議長（奥和田好吉君） お静かに願います。ほかにありませんか。——和気君。（成田政彦君「議長」と呼ぶ）3回やったやろ。（成田政彦君「議長、議長」と呼ぶ）もう一度同じ注意を申し上げておきます。理事者におかれては、先ほどから議員の発言もありますように、質疑者の問いに的確に答弁をお願いしたいと思います。その点よろしく願いしたいと思います。私としても会議規則に沿った運営をしていくのが大前提でありますので、御協力をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 御答弁願います。向井市長。

市長（向井通彦君） 以前、議会審議の中で7月をめどにということで私答弁いたしておりますので、若干作業がおくれておりますが、再度督促してそれに適合するように努力をしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

（成田政彦君「議長、撤回しなさいよ、ちょっと。13年度中というのは撤回しなさいよ、助役は。市長がそういう答弁したんだから撤回や、それ。市長がそう言うたんだから撤回しなさいよ。当たり前や、そんなもん」と呼ぶ）——上林助役。助役（上林郁夫君） 私は、もちろん13年度中の早い時期という表現でございます。当然、市長との答弁とのながあると思うんですけども、早い時期に実施ということですので、市の最高責任者であります市長が最終答弁をしておりますので、やはり市長の答弁に従っていただきたいと。私もその早い時期ということで、市長の答弁と同じ御理解をしてもらいたいということで、お願いを申し上げます。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 今市長が7月をめどにやると言っておりましたと、督促をしてそのような方向でいきますという答弁をしるのに、まだ13年度中の早い時期にて、ちゃんと整理してくださいよ。明らかにこれは答弁食い違ってますよ。整理してくださいよ。

議長（奥和田好吉君） どうなんですか、その点は理事者の方。向井市長。

市長（向井通彦君） 助役の答弁は13年度のできるだけ早い時期にということですから、それは13年度ということでございますので、間違いということではないんですけども、最終的に私がそういうふうに答弁をいたしましたので、そのようにいたすということでございますから、御理解をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 今、いやしくも市長を補佐される、市長に次ぐ権威者であります助役が早い時期にと言いますと、これはもう本当に拡大解釈をいたしますと、前半6カ月、10月までも解釈によっては早い時期だと。そんなあいまいな、いわゆるニュアンスの違いでどうにでもとれるような、そういう答弁で議会答弁を終わられるということでは、これはやはり問題があるのではないかとこのように思うんですよ。

7月1日から府営水受水にかかわって、7次拡張にかかわって、水道料金が非常に高騰せざるを得ない、高騰してきたと。それによって料金改定をお願いせざるを得ないと。しかし、同時にそのことは低所得者の皆さんに多大な生活、暮らしのしわ寄せになっていくと。だから、めどに同時施行するというふうな認識で、片一方で値上げするんですよ。片一方で負担がいくんですよ。そういうことで、きちりと答弁もしておられるわけですから、それを今になってそういう言い回しで答弁を糊塗されるということでは、これはやっぱりどうかなというふうに思うんですよ。

そういう点では、やはり7月をめどにこれは鋭意督促をしてやっていくと、この言辞を変えたらいかんですよ。だれが聞いてても、あなたと市長の言い回しの中には、だからあなたが撤回されて、その上で市長が、私の見解は7月をめどに実施をやっていくように督促していくと。これもちょっと空文句みたいなものですが、きょうはもう29日ですからね。だから、その辺はしっかりと再度あなたがまず撤回される、市長がもう一度しっかりした答弁をされる、こういうことで、順序はそれから出発してください。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の答弁で非常に誤解を与えました。当然、誤解を与えましたことに対しましてはおわびを申し上げます。そして、その答弁につきましては、撤回というんですか、その辺のことをよろしく願いを申し上げます。（和気豊君「撤回するんですね」と呼ぶ）はい。そして、先ほど市長の方から答弁いたしました7月1日に向けてということにつきましては、私どもも精いっぱい頑張って事務を進めていきたいなと、かように思います。よろしく願いを申し上げます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） 水道事業の専決に対して反対の立場で討論させていただきますが、今の議論の中でも十分これは避けられたのではないかと思います。当然、井戸の改修については事前にわかるわけでありまして、また市民に対する節水への呼びかけも全くしておらなかったという——これに関してはですね。そういうことでは、やはり水道料金を安易に値上げすることにつながっていくわけでありまして。

また、金熊寺川からの取水においても、やはりもっと努力をして、泉南市の言い分を府に通しながら、大事な自然水を泉南市民のために提供していくという、そういう努力をぜひしていただきたい。大阪府に言われればそれでシュンとするような行政であっては、行政はいいかもわかりませんが、そのことで影響を受ける市民はたまったものではありません。長い間の取水の実績に踏まえても、私は一定の割合によって取水をするという全く合理的なことが通らないはずはありません。

そういうことで、そういうことも努力が全く結果的には見られないわけでありまして、こういう安易な専決で大事な予算を出していくということにももちろん反対でありますし、十分対応ができたのではないかとこのことで反対をいたします。よろしく願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番(和気 豊君) 専決第7号、専決された中身については、いわゆる深井戸が枯渇し、それにかわって府営水を受水しなければならない、こういう問題であります。今の現状では、いろいろ大阪府との折衝など課題はありますけれども、当面専決をして市民に給水をする、こういうことになれば、今差し当たっては府営水に依拠せざるを得ない、こういうことでとられた処置であります。

ただ、このことが一定水道料金に反映するということは、府営水が値上げされたことから明らかであります。そのことによるしわ寄せ、これが低所得者の皆さんに及ぶと、こういうことも明らかであります。そのことについては、先ほど最終助役から答弁ありましたように、市長の7月1日をめどに福祉料金を実施していく、この立場を踏まえて早急に処理をしていくという答弁がありましたので、これを了として賛成をしたいと思いません。

議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(奥和田好吉君) 起立多数であります。よって報告第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3、報告第8号 専決処分の承認を求めるについて(平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔報告書朗読〕

議長(奥和田好吉君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役(蜷川善夫君) ただいま上程されました報告第8号、専決処分の承認を求めるについて(平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第1号))について御説明を申し上げます。

専決の理由でございますが、平成12年度一般会計の出納が平成13年5月31日をもって閉鎖されるについて、1億6,386万4,000円の赤

字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上決算を行うことから、平成13年度予算において不足額の予算措置が必要なため、専決処分としたものでございます。

補正の内容でございますが、119ページをお開き願います。

歳入歳出の総額にそれぞれ1億6,386万4,000円を追加いたしまして198億1,826万4,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、123ページから124ページに記載しているとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(奥和田好吉君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番(小山広明君) この赤字になった主な原因についてちょっと御説明をいただきたい。これは先ほど質疑のあった4億円ほどの減額も含めての関係だと思んですが、その辺も含めてひとつ御説明いただきたいと思いません。

議長(奥和田好吉君) 石橋財政課長。

総務部財政課長(石橋康幸君) 赤字になった主な原因ということでございますけども、平成12年度におきまして1億6,300何がしが赤字ということでございます。ただ、これにつきましては、平成12年の歳入総額で説明させていただきますと204億6,800万円、そして歳出総額が202億4,800万円、歳入歳出差し引きいたしますと2億1,900万円の黒字でございます。

ただ、これは形式収支ということでございまして、翌年度へ繰り越す事業がございます。この後、継続の報告議案でございますが、その中で7事業等、砂川榎井線あるいは牧野公園等の翌年度へ繰り越す事業がございます。当然、事業を繰り越すということにつきまして、財源もそれに伴って送っていかなあかんという財源が3億8,300万円でございます。そして、その差し引き1億6,300万円が赤字ということでございます。

この主な原因でございますけども、歳入におきましては、やはり市税収入が昨年度より約2億円

ぐらい減少したと。そして、歳出につきましては人件費が増額、そしてまた公債費も増額になっておるといってございます。人件費につきましては、12年度からは特別職の10%カット、管理職の10%カット、あるいは一般職の2%カット等の行財政改革の一環としての方策等を講じてきておりますけれども、やはり退職金の増に伴って人件費が増額になったということが大きな原因ではないかなというように考えております。

そして、減額の4億円との関係でございませうけれども、減額につきましては、予算ということで12年度の最終予算の中の1つの見込みということで減額をさしていただいたということでございます。どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、大まかに言いますと、歳入で市税収入が2億円の減ということですね。それから、退職金の増が原因であるという、こういうことが大きな原因だというように御説明したと思うんですが、この退職金の場合には、そうすると当初予算には盛り込まずに、年度途中でそういう事態が生じて歳出が多く要ったのかなと思うんですが、この退職金の増は一体どれくらいあって、今後についても退職者の増が大変多く出るということを言われておりますが、歳入減というのはいろいろ景気の動向等にも左右されると思うんですが、退職者がどんどん出てくるのが今後の泉南市の財政を大きく圧迫をしてくるように思うのです。また、公債費も多くなったという、この公債費が多くなった面についても、もう少し内容をいただきたいのと、退職金については今後のことも含めて、これをどういうふうにして回避していくのか。

言われておる退職金引当金みたいなことを基金としてやっぱり積み上げておく必要があるんじゃないか。でないと、その年度の予算でドンと退職金を出さないかんとすると、大きく市の財政に影響が直接に来ますんでね、その辺は今後どう考えられるのかですね。こういうこともなべて考えますと、地方債みたいな形は、このことには適用できるのかどうか。

急に出ても——長い目では平均してくると思うんですけども、やはり退職者が固まるので、その年度で処理をするとなるとかなり硬直した財政運営しかできなくなるんで、そういう地方債みたいなことがこういう退職金引き当てに機能できないのか、そういう議論はないのか。いわゆる赤字補てん債みたいな形で、地方自治体もそういう事業の地方債じゃなしに、財政そのものの不足分を補う地方債も何か発行できるような状況にあると思うんですが、退職金についてもそういうことを考えていく性質のものじゃないかなと僕は思うんですが、その点でのお答えをいただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） まず、退職金の関係でございませうけれども、11年度と12年度と比較させていただいて約2億3,000万円の増額ということになっております。

それと、それを地方債というんですか、起債等で賄えないかという御質問だったかと思っておりますけれども、確かに制度といたしまして退職手当債という制度はございます。しかし、それは定員管理計画、そしてまたその各定数の問題、いろいろとそれの起債を受けるについて整理するべき課題というのがたくさんございます。それをしていく中で、相当な課題、ハードルを越えなければ、その退職債が受けられないということでございますので、その点御理解のほどよろしく申し上げます。

それと、現在我々といたしましては、できるだけ今般の行財政改革大綱にもお示しさせていただいておりますように、歳入の確保に努め、そしてまた歳出におきましては、最大限抑制を図っていきたいということで考えております。そして、できるだけ市民サービスの低下を来さない範囲内で頑張っていきたいというように考えております。

そしてもう1点、公債費の関係でございませうけれども、公債費につきましては、過去からの起債の発行ということで、約240億円の一般財源で起債残高がございます。その中で、この13年、14年度が一応公債費の償還のピークということで、15年以降は減少傾向に転じるということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 公債費の説明ではやっぱりプラスになったということですから、あなたは今全体状況の流れを言っただけですから、特にこの赤字を生み出した要因となった公債費が、この年度で予定よりもプラスになったという説明があったわけですから、それはどういうことかということを知りたいので、一般的な公債費の流れということを知りたいわけじゃないので、後の答弁でそこをきちっと言っていただきたい。

それから、退職者の問題で2億3,000万円が11年度から比べて多くなったということで、今回も1億6,000万円の赤字を繰り上げて歳入、お金をそこに入れるわけなんですけど、やはりこの退職者はこれからも——泉南市は今回定員管理計画案というのをい出して、今後の退職者の出てくる割合もちゃんと出されましたわね。そういうことで、これは年度に固まるということは、それには年度予算で対応できないわけですから、当然そういう地方債的なもので対応する性格のものではないかなと。

また、そういう制度があるということですが、それに乗るためには、いろんな定数の問題とか定数管理などの課題がたくさんあって、ハードルを越えないとできないという答弁があったんですけど、やはりそれはそういうことをきちっとやることによって、いわゆる定数管理が計画的にやれるということですから、高いハードルはむしろ越える形で、そして一般の予算にそういう退職金なんかの影響しないようなことはぜひしないと、私は逆に問題ではないかなと。

退職はこれからいよいよ多くなっていくわけでしょう。あなた方が今出された管理計画の中でも、今13年ですかね、18年に20人——7人から、それまでの17年から18年にかけて13人も一挙にふえるわけですね。その後、23、31、30、19、29、30と24年まで、大きなけたで退職者がふえるという状況を出しとるわけですから、当然それは今の比じゃない対応が迫られるんで、その都度次の年度からお金を繰り入れるんでは、次の年度にも大きな影響、事業に影響を与

えるわけですので、早急にあなたが言うハードルはどのハードルか全部明らかにして、議会にも示して、やはりそういう制度は利用しないと、市の状況は乗り越えられないのではないかなと思いますので、そういう点での退職手当債を受けるようなことをぜひ事務的に進めるべきじゃないかと。進めて、それは議会にも市民にも示すべきだと。

それがやっぱり退職者にもというか、働いとる職員の方にも安心感を与える。このままやったら退職金くれへんのと違うかと、そういうことにも短絡しがちなんでね。それは正直言って金がないわけですから。そやけど、ちゃんと地方債でこういう形で、長年にわたって市民に負担をしていただくんですよと、こういう制度的にも取り入れたよということになれば、職員の働く意識も安定してくるんじゃないかなと思います。

退職の問題では、この際特別職に対するいわゆる功労金みたいな形で条例化してしまいましたけども、特にこういう財政破綻に追い込んだのは特別職の責任が大きいわけですから、いや、わしのときでないよという意味もあるかもわかりませんが、残念ながら今の市長は泉南市の歴史を背負った市長ですので、この際そういう特別功労的な、特別に加算するような退職金はやっぱりもう廃止していくべきだと。むしろ、もうペナルティ的に金持ってこいというようなことにならざるを得んと思うんですよ、こういうことになれば。そういうことも含めて、退職金に対する対応をお聞きして最後にしときたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） これからの財政運営の中で人件費の占める割合、特に定年退職者の推移から見まして大きくなっていく、これは我々としても予想しているわけでございます。そして、今後18年以降に20人とかそれ以上の退職者が出てくるという中で、我々この退職金のというんですか、退職手当の額をいかに確保していくかという問題が一番大きいと思います。

ただ、この退職手当の支給につきましては、当然制度的には退職手当債の発行というのが、これはもう認められているというところがあります。そして、そのときの18年以降の財政状況という

んですか、その辺も我々としては今後どうなっていくかということも、十分これは念頭に入れて、この分を検討していかなきゃならないと思います。

ですから、当然退職手当債を発行する場合についても、そのときの財政状況で限定的に一体幾らぐらい発行できるかという問題もあります。ですので、ことしの13年度につきましても、二十数人の退職者が出られます。その分について、これからまた我々としましては、税とか一般財源をどういうふうに確保しなければならぬとか、そういった年度ごとの検討についても必要になってきますので、その都度、その都度、これは単年度、単年度の議論と、それと中長期的な議論とかみ合わせて、この退職手当、特に人件費の議論をしていきたいと、このように思います。

ですから、制度が認められておりますので、ただ制度を適用するということになりますと、先ほど課長が申し上げましたように、例えば定数を先引き下げなければならぬとか、あるいは財政の運営計画をどういうふうにやらなければならぬとか、そういった計画を国の方に提出しまして、その上でこれが認められるということもありますので、その辺も考慮しながら、この分については対応していきたいと、このように考えております。議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——（小山広明君「いやいや、まだ答え、答弁ないじゃないですか、議長。ちゃんと整理してくださいよ」と呼ぶ）中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員さんの方から特別職の退職金の関係の御指摘がございました。

これは、以前に特別職の退職金については、府下の状況等を見た中で、府下の中でも一番低い数字ということの中で条例制定をさしていただいておりますので、その形で現在は進んでおります。今後も、今のところその条例についての改正という予定はいたしておりませんので、よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れはないですか。ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、報告第9号 平成12年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会議務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第9号、平成12年度大阪府泉南市一般会計予算の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を議会に報告するものでございます。

なお、当該繰越明許費のうち介護予防拠点整備事業、長谷東山堀河林道整備事業、各小学校コンピューター教室設置事業につきましては、平成13年第1回定例会で原案可決済みの平成12年度一般会計補正予算第7号で設定済みでございます。また、総合計画策定事業、道路新設改良事業、砂川榎井線新設事業、牧野公園整備事業につきましては、先般御承認いただきました平成12年3月31日付専決いたしました平成12年度一般会計補正予算第8号で設定済みでございます。

それでは、繰り越し内容につきまして順次御説明申し上げます。

127ページの上段でございますが、総合計画策定事業につきましては、第4次泉南市総合計画策定に当たりまして、各部門別計画草案づくりに時間を要したため、全体的にスケジュールに遅延が生じ、年度内に執行することが困難となりまして、事業金額1,200万円を繰り越ししているところでございます。

続きまして、介護予防拠点整備事業につきましては、国の補正によります補助事業でございます。平成13年第1回定例会一般会計補正予算第

7号で予算化されたところでございますが、年度内に執行することが困難であり、事業金額1,000万6,500円を繰り越しているところでございます。

続きまして、長谷東山堀河林道整備事業につきましては、全体事業の早期完成を図るため、当初予定よりも予算の範囲内で事業量を増加したことによりまして、年度内での完了が困難となり、事業金額2,128万1,000円を繰り越しているところでございます。

続きまして、道路新設改良事業につきましては、通常より有利な起債——臨時経済対策債でございますが、これが充当されることから、平成13年第1回定例会一般会計補正予算第7号におきまして予算化されたところでございますが、年度内での執行が困難であり、事業金額2,300万円を繰り越しているところでございます。

続きまして、砂川樫井線新設事業につきましては、大型工場の事業地内の工場撤去作業がおくれたことによりまして、年度内に完了することが困難となり、事業金額6億7,127万5,000円を繰り越しているところでございます。

続きまして、牧野公園整備事業につきましては、事業地内におきまして青線——水路でございます——などが存在し、その処理方法に時間を要したため年度内に完了することができず、事業金額4,338万7,000円を繰り越しているところでございます。

続きまして、各小学校コンピューター教室設置事業につきましては、平成12年度の国の補正によります国庫補助事業でございますが、補助の確定や実施教室の決定等がおくれましたため年度内に完了することができず、事業金額8,400万円を繰り越しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） この中で、砂川樫井線の6億7,000万円の繰り越しですが、これは議会の方で議論がありましていわゆる都市計画決定を打

った後に工場、建物が建てられて、そこに溶鉱炉というんですか、中心施設が建ったということで、当然その移転に対しては、計画決定してから建物や設備が建ったわけですから、そういうものは補償の対象にはなりませんよねということで、それはそのような方向で話を進めると言っておったんですが、これはそういうことはちゃんと守られて補償契約がされておるのかですね。

建設省あたりの補償基準にのっとってやったということが一方にあると思うんですが、それは地元の人しかわからないわけですから、その辺はそういう形での処理がされておったのか、そこだけちょっとお聞きをしておきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 補償の方法でございますけども、砂川樫井線の用地に係りますこの工場の補償は、11年度及び12年度の2年間にわたって、手法といたしましては全体設計承認という形で補償を行っておるところでございます。

内容といたしましては、製造工程のラインを変えるということございまして、本来製造工場についての移転などには休業補償を伴うわけでございますけども、この工場につきましては、休業せずに何とか移転ができないかという協議の結果、工場としては新しく工場敷地内に製造ラインをつくりまして、それで移転をしなければならない工場の部分については、新しい製造工程が整い次第移転をするという手法をとってやってきたわけございまして、今回年度内に執行できなかったということにつきましては、新製造ラインの方で一部不調整の部分がございますが、その部分の製造ラインに乗るのがおくれたということございまして、旧製造ラインを使ったということございまして、

以上が補償の経過でございます。

〔小山広明君「聞いたことと全然違うこと答弁しとるんで、議長言うてくださいよ。全然違う答弁しとる。そんなこと聞いてない」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 理事者に申し上げます。的確な答弁をしていただかなければ前に進みませ

ん。質問者の内容を把握できてますか。——

山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 今回、建物を補償したとか、そういうような形ではございません。先ほど私が御答弁申し上げましたように、全体設計によって移転をしたということでございますので、個々のかかる建物について評価をして、それを補償するという形はとっておらないところでございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 若干この繰越明許の議案とは少し離れておるのはわかって質問しとるんで、それは大変申しわけないと思うんですが、これで最後のな、本来であればもう終わっておる議案でございますから。

ずっと議論されてきて、こちらに移設した設備というのは、当初道路計画地にあったところに建物が建てられ——計画地があって、計画してからですよ、建物が建てられ、そこに溶鉱炉、いわゆる中心施設が建って煙突も立っておりましたよ。それがこっちに移転したわけですね。

その場合には、やっぱり当然先に計画決定打つてあるわけやから、その後建ったものまで正當に補償することはないということで、何回もこの場でも議論されておったので、そういう一方では建設省の許可、補償基準にのっとってやるよと言ったけども、国の方はそれは余り知らない部分もあるかもわかりませんから、ちゃんとそういう点ではそういう計画決定がなされて、その後起こった行為について補償するということはあり得ないんでね。

そういうことはちゃんとなっておりますかということを確認したんで、直接この繰越明許の対象ではないかもわかりませんが、事業そのものはこれで終わりみたいなのところがありますから、そういうことがそういう経過を踏まえて補償をされたかどうかということを知りたいとるんで、されたならされた、いやこれはちゃんと建物があったんだから、中心施設の溶鉱炉、それもあったんだから、その移転もこの補償の6億7,000万円に入るとるよということなのか、そこをちょっとお聞きしておるだけですから、よろしくお願ひいたしま

す。

議長（奥和田好吉君） 答弁は的確に答えているという理事者の発言でございます。進めてください。（小山広明君「いや判断してください。的確じゃないでしょう」と呼ぶ）理事者は責任を持って答弁をいたしておりますので。小山君。

3番（小山広明君） いや私2回言ったように、そんな答弁してないでしょう。恐らくこの繰越明許は違うことを言っとるからというんで、これに沿って答えたと思うんですが、それはよくわかるんですよ。しかし、これは本来繰越明許しなけりゃこれで終わっとる事業ですからね。その移転補償は先ほど言ったような経過の中でのことがありますから、そういう建物なり設備の補償を正當にすることはできないですね、先計画打ったところへ建物を建てたり設備をつくったわけですから。それは補償に入っていないんでしょなということを知りたいとるんですから、それは答弁してないでしょう。だから、それはちゃんとしてくださいよ、答弁したと言っても、できないならできないで、その理由をちゃんと言ってくださいよ。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。答弁はできるならできる、できないならできないとはっきり言ってください。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 同じ答弁をいたしますが、今回の補償については、これは建物の評価をして、個々の評価をして、それで補償したわけではございません。製造工程の全体設計という補償方法によって補償したわけでございますので、御了解いただきたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 全体何とかがって、それがよくわからない。全体の中には建物の補償、建物をこっちにあったのをこっちに移す補償とか、設備もこっちにあったわけですから、それが何か操業を停止せずにそういうことをやったという説明もあったように、全体の中に私が言った計画決定を先に泉南市が打ったわけですよ、何にもないときに。その後建物を建てたり設備をつくったと。それが今回移転されたわけですよ、こっちへ。それは当然そういう経過からいったら補償の対象

にならないですよ、常識からいったって。だから、そういうことでしょうなど。

しかし、僕の疑いでは、あれもこれだけの金額ですから、そういうものもあそこに建物があったと、設備もあったということ認めて、その移転補償をしたんじゃないかという疑問があるから聞いとるんですからね。説明しましたと、全体の——全体てようわからん。全体の中に入っとるんでしょう、僕が言った分が。だから、それをちゃんと説明してくださいよ。そら困りますよ、ちゃんとそういう説明してもらわんと。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 補償の方法が違うわけでございます。物件があって、その物件の移転しなければいけない部分だけの補償ではございません。工場全体の製造工程をとめるわけにはいきませんので、不法建築であろうと、また正規の建築であろうと、それはもう関係ないこととございます。アルミニウムの製造工程の全体を補償するという形での補償手法をとったわけでございます。

〔小山広明君「議長、それはあかんですよ。不法建築であろうと何であろうとここに入っとるんですよ、問題が」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 理事者、もっとはっきりと、入ってるのか入ってないのかと言うてるんやから、入ってるなら入ってる、入ってないなら入ってない、はっきり言うたらええのと違うのん。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 入っておりません。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

（小山広明君「議長、違いますよ、そら」と呼ぶ）
——島原君。

16番（島原正嗣君） 債務負担行為というその行為は、財政上あるいは市政の運営上、非常に理解しにくい問題もたくさんあるわけですね。事業がおくれた部分を繰り越すわけですから、本来なら決定した年度内にきちっと整理をしていくというのが原理原則ではないですか。

これは意見ですけども、特に僕がお伺いしたいのは、教育費の中の小学校ですね。コンピューターの導入の関係があるんですけども、これは

おくれたという理由は、国の責任でそれぞれの補助金の交付がおくれたのか、いやいやその交付金はもう既に出てるんですけども、本市の市教委の対応として何か欠陥なり問題があっておくれたと、こういうことなのか、もっと具体的に御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 小学校のコンピューター教室の改造事業のこととございますけれども、先ほど助役の説明にもございました。

平成12年度の国の2次補正による国庫補助事業ということで、年度内完了を目指しておりましたけれども、学校現場との実施するその教室の決定とか、そのあたりに手間取りまして工事着手がおくれました。そして、この3学期中にやりたいという計画ではおりましたけれども、このおくれにより繰り越しをさしていただくということになりました。

実際、工事をやります場合にも、授業の妨げにならないというようなことで、その影響を避けるためこの夏休みに実施したいというふうを考えておまして、対象校は砂川小学校と、それから新家東小学校、それから西信達小学校、雄信小学校と、以上の4校でございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） お願いをしておきたいのは、やっぱり教育というのは日進月歩、非常なスピードで進んでおるわけでありまして、できれば年度内に決めた範囲の中で、学校現場のいろいろな事情はあるでしょうけれども、教育という視点からすれば、これはやっぱりきちっとしてる行政もあるわけですから、本市の場合も補助金をもろうて、期間の遂行、決定したとおりにちゃんとセットしていくということが子供たちに対する教育のあり方ではないですか。意見として申し上げておきます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。
——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

午後1時18分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、報告第10号 平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第10号、平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

議案書129ページでございます。

平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算繰越明許費に係る経費でございますが、支給限度額一本化システム開発事業につきまして、事業費443万1,000円のうち390万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。明細につきましては、129ページの計算書に記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） この繰越明許になった理由について、もう少し詳しく御報告をいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） これにつきましては、平成14年4月1日から施行する支給限度額一本化に伴いまして、12年度に補正をいただいたものでございまして、12年度だけではシステムの開発ができないということで、12年、13年にまたがってシステムの開発を行うということでお願いするものでございます。

内容といたしましては、訪問ケア、通所系のサービスは支給限度額が定められており、短期入所サービスは支給限度が日数で設定されていますが、利用者のサービスの利用の選択性、利便性を高め

るため、また、あるいは支給限度額の管理を簡素化するために、このようなシステムを開発するというのでお願いをするものでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） なぜ繰り越したかというのを具体的にちゃんと理由を示してもらわないと、全くわからない説明なんですね。なぜその12年度にできなかったのか。いろんなことがあったと思うんですね。そういうことをちゃんと説明をして、基本的には年度内、年度内にやっぱり予算消化していくもんでしょう。それを繰り越すからにはそれなりの理由があるわけですから、それはあなた方にミスがあったのか、職員が足りないからできないのか、どういう要因があってこれができないのかということをやらなかったら、安易に繰り越し、繰り越しとするんじゃ、どんどん後にしわ寄せが行くでしょう、事業の。年度年度にはきちっと予算を消化していくという、それが市民のサービスにもつながるわけですから。全然今の話だったら、なぜ繰り越したのかというのは、内容の説明がないじゃないですか、これ。

議長（奥和田好吉君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） ただいま部長が御説明申し上げました経緯から、平成12年の11月の臨時国会で決定されまして、実際に平成13年の3月にこの事業に係る補助金の補助決定がなされました。それで、3月議会でこの件につきましては、補正予算として上げさせていただいております。補助金の決定が遅くなっているために、12年度、13年度にまたがったシステム開発となっております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） それだったら、これは国の決定が12年の12月に行われたんですね。この地方自治体の予算措置としては3月にしたわけでしょう。そしたら、何もこれは繰越明許にするというのは、全く事業ができないことがわかっておりながら予算だけ上げた、こういうことだったらやっぱり問題なんですね。初めからできないことがわかって予算に上げとるわけですね。それであれば、もうちょっとこういうものの予算の組み方

については、やはりその年度に上げた予算は消化するというのが当然の原則ですから、そういう国の法律の決め方、また決まったのであれば、これは13年度の予算に上げて、これは13年度からしか現実的に予算執行できないわけでしょう。

そういうように、やっぱりわかりやすい予算の組み方、つくり方をしないといけないし、説明においても、これは初めからこういう質問をされなくても、これは3月にしか予算が組めない、国の都合で単に12年度の予算で上げましたけども、これは初めから13年度予算でしかできないと、こういうように初めの説明でしとけば、だれが聞いてもよくわかりやすいじゃないですか。

そういうように、やっぱり説明に当たっては、そら傍聴者も権利として傍聴するわけですから、傍聴者にも市民にもわかるような説明をしてこそ、行政の説明責任、説明ということになるんじゃないですか。これだったら、ポツと聞いとれば、あなた方の何かミスで、やろうと思ったけど、できなくて繰り越すするというふうにしと受け取れない、初めの説明ではね。

しかし、聞いてみれば、12月に国会で決まって、地方自治体の予算としては3月に上げた。そら3月に上げたら、3月ですから1カ月以内に執行できないのはわかり切ったことじゃないですか。だから、そういうような不備もわかる形でのちゃんと説明をして、これからの改善なり改革に結びつけていかないと、単に通り一遍の繰越明許の説明では、やっぱり何の発展性も改革にもならないんじゃないですか。

そういう点では、やはり説明においても、的確にそのものの性質に合わせて説明しないと、初めの説明だけで聞いてとったら、そういう疑念が残るということで私は聞いてとるんで、これからやはり説明に当たっては、それなりの理由を持って、だれもわかるような説明を初めからちゃんとやってください。これ質問しなかったら、全くそういうことが明らかにならないまま通過していくわけですからね、そういうことをぜひよろしくお願ひしたい。

これは議案を提案する蜷川さんにも、この間から壇上での説明をわかりやすいのにしてください

ということで、ほかの補正の専決にはきちっとしていただきました。あなたが今回初めに説明した分ではわかりませんよ。内容はここに書いとるとおりですと言ったって、これ何にもないわけですからね。そういうように、やはりきちっとだれもがわかるような説明を初めからしてもらいたい、そのようにお願いをしたいので、助役から前向きな答弁があればそれで結構ですが、いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 議案の説明につきまして、わかりやすい説明をせよということでございます。

基本的にそういうふうにながけておるつもりでございます。すべてを私がこの場で説明することもできませんので、当然所管の委員会協議会等でも説明させていただいておるわけでございますが、御指摘もございますので、今後とも議案の説明の仕方については、工夫をしまいたいというふうを考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第6、報告第11号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書について及び日程第7、報告第12号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計予算繰越計算書についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。山野水道部長（山野良太郎君） ただいま一括上程されました報告第11号及び報告第12号につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

まず、報告第11号、平成12年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書の133ページをお開き願います。

事業名は第7次拡張事業でございます、これは平成元年から平成15年までの15年間の継続事業で事業を実施いたしております。平成12年度継続費の予算現額が10億3,856万8,663円に対しまして、支払義務発生見込額が3億91

9万6,638円でございますので、残額7億2,937万2,025円を翌年度へ遞次繰り越しするというものでございます。

続きまして、報告第12号、平成12年度大阪府泉南市水道事業会計予算繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書の137ページをお開き願います。

繰り越しの内容でございますが、翌年度繰越額といたしまして、配水管改良整備事業の1,698万9,000円を繰り越しするというものでございます。理由といたしましては、工事施工箇所の道路幅員が狭いために、迂回路の確保あるいは工期の設定等につきまして地元や関係機関との協議等に時間がかかりましたことから、工事が年度内に完了しなかったため予算の繰り越しをするというものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（奥和田好吉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———和気君。

19番（和気 豊君） 第7次拡張事業ですが、15年間かけて資本投資をずっとしてきたわけですが、この中でいろいろ問題点が惹起していると思うんですね。特に、府営水との兼ね合いもあるんですが、やはりこの事業に投資したことによって水道料金に反映したと、こういう事業が多々あるというふうに思うんですが、特に平成5年、6年、7年、この3カ年でやられたりんくうタウンへの投資——本管布設事業ですね。この総括等はどのようなふうに考えておられるのか、お示しをいただきたい。

それから、もう一つ、15年で終わるんですが、あとどのような主要な事業が13、14、15で残っているのかですね。とりわけ、これは上水源を確保するという、それが大きな仕事ですから、この上水源確保について15年間かかっているわけですから、その間に当然見るべき成果があったらというふうに思うんですが、その上水源確保について、あと3年ですが、どのようなふうな成果を得られ、あと3年でさらにこの事業効果を発揮していけるのか、その辺をお示しいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 第7次拡張事業につきましてりんくうタウンへの投資の件でございますけれども、先ほど議員が御指摘のとおり、5年、6年、7年ということで集中的に投資をいたしました。当初、りんくうタウンへはそれ相応の企業が張りつくだろうということで投資をいたしましたけれども、あに図らんや現在のとおりでございます。

ただ、これにつきましては、当然5年間の道路の掘り割りについてはできないということもございまして、あくまでもこれは予測でやると。投資でございますので、そういうことでございます。一概に投資が間違っていたというふうには思っておりません。よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

あとの分については課長から御答弁申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 私の方から、あと主要な工事はどれだけあるのかと、上水源確保について御答弁申し上げます。

この7次事業は15年で完了するわけですが、あと2年間で行おうとしている工事につきまして、大きなものについては六尾の高区配水池築造。今現在、もう水道が始まって以来というんですか、年度的にちょっと把握してないんですけども、既に相当古くなっているということで、先般の阪神・淡路大震災クラスの地震が起これば当然危惧される場所でございますので、そういうことの観点と、それとあと給水不足というんですか、水圧不足を解消するために、今現在この六尾高区の配水池の標高はOPで90あるんですけども、それをできたらOP的に100か110ぐらいのところへ設置を考えております。そのことによって給水不足も解消されると。なおかつ耐震構造の新たな配水池を建設して、安心して給水できる配水池をこしらえたいというふうに考えております。

それと、あと主に六尾低区の老朽管、それらの管についても耐震性の管にかえていきたい。それと、先ほど真砂議員にも午前中の答弁で申しましたけれども、深井戸の掘りかえ、これも考えている

ところでございます。そういった形で、深井戸を掘ることによって上水源の確保にも努めていきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 計画というのは、とみに今こういう非常に流動した経済情勢にもありますし、多くのお金を投資してやる事業については、特にいわゆる先見性が必要とされる。それと同時に、計画ですから当然そごが出てくるわけですから、そのときには変更等もできるわけですよ。過去、泉南市も5拡変更という事業もやってきて、5拡は多大な投資になったということで、一定その見直しを変更事業としてやったわけですね。そういうこともできるわけです。

既に63年の12月ごろからバブルがはじけて、ああいう開発優先に投資していくということについては、警鐘が鳴らされ始めた時期なんですね。62年からりんくうの造りが始まったわけですが、あのような事業が果たして当初考えられたような状態で進むのかどうか、こういうことにも一定警鐘が鳴らされた。ところが、これをそのままやって、果たして9億9,000万になんなんとする投資が結果的にはむだに終わったわけでしょう。せっかく投資をしながら水を買ってもらえない。買う企業が張りつかなかった、こういうことで本当にむだな投資になって、それが減価償却やあるいは起債の借り上げ、利息の支払い、こういうことで水道料金にすべてはね返ってきた。

間違いはなかったとぬけぬけと胸張って言われるんですが、それじゃ結果責任というのはどないなるんですか。市民はそういうプロとしての行政の進め方を黙って見ておったわけですが——私は物を言いましたけど。市民はこの市のやる施策を信用して信頼をして見ておったわけですが、しかし暮らしにはね返ってきてるわけですから、その辺はやはり適宜見直しもしていかれる、こういうことが必要で、当初立てたから15年もう文句なしにそれはやっていくんだと、決めたことだからやっていくんだということではなくて、途中で変更もできたはずですから、そういう臨機応変な適応性がやっぱり事業には求められていくんでは

ないか。企業会計ですから、とりわけ投資に対するはね返りは水道料金に出てくるわけですから、その辺はしっかりとわきまえてやってほしい。

ああいう言い方をされますと、一体どこに問題点があり、これからその問題点を総括して、今後の投資事業にどういうふうに生かしていくのか。こういうことが考えられない、今言うたような答弁では。

そういうことはやっぱりひとつあれはあれで問題があったと、今後それをこれからの事業に生かしていきたいんだと、せめてそういう言葉をいただきたかったなというふうに思います。これは一度市長なり、水道関係に非常に造詣の深い担当助役、上林さんから一言お話をいただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、あと15年まで残っておるわけですが、ここで5,000トンのタンクを1基つくり上げていくと。この5,000トン、先ほどの六尾ですね、金熊寺川から取水をするわけですが、ずっと私かなり慎重に御論議を聞かせていただきました。2,850トンの取水がせいぜいだと、こういうことで、本当に2,850トンでこれでは我慢でけへんと、最低でも当初の6,000、7,000——8,000という時期もあったわけですから、それに見合うように、それを取るよう大阪府と何が何でも住民の皆さんの世論をバックに交渉をしていくんだ、それに備えて5,000トンをつくっておくんだということであれば、この投資については私よくわかるんですが、2,850トンであきらめてるような態度で、片一方では5,000トンの貯水のタンクをつくると。ちょっと整合性が那邊にあるのかなというふうに思うんですが、その辺も含めて造詣の深い上林さんから御答弁をいただけたらと思います。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 第7次計画の投資的な件でございます。

当然、議員おっしゃるとおり、私どもは関西国際空港が計画され、そしてりんくうタウンはそれに伴う事業という形で計画がありましたので、そこへやっぱり給水が必要やということで第7次計画を特に立てさしてもらいました。

おっしゃるとおり、私どもは計画に従ってそのような事業を起こしたんですけども、結果論としましては、やはりりんくうタウンは土地が売れなかったという結果が事実でございます。当然、土地が売れなかったということは、我々は水道料金にはね返ってこないということで、見込みが甘かったと言われたらそうですけども、やはりその辺が非常に難しい判断になると思います。

これからはなお一層計画を立てる時点では慎重をとにかく期して、このようなことを二度と起こさないような形を十分検討いたしまして、これからの事業に当たっていききたいと、かように思います。

あと、5,000トンの貯水池の件でございますが、当然六尾には、議員も御存じのように取水量が制限されておりますけども、今あそこの関係の水のシステムというんですか、その関係は、今府営水道を中央浄水場で受けて、それを六尾の取水で不足分を中央の浄水池から圧送してるという形でございます。

近い将来、府道大阪和泉泉南線に府営水道が入っておりますので、そこからの分岐をやはり考える必要があるということも含めまして、六尾へは5,000トンの貯水タンクはぜひとも必要やということで、ただ単に河川水を考えれば非常にそのなにか少ないんですけども、ある程度府水を受けるということから見れば、ぜひとも5,000トンが必要やということですので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今の後半部分については明快でありまして、よくわかりました。中央浄水からの圧送部分を含めて、5,000トンの貯水で高区配水に対応していきたい、こういうことから、これは了としたいと思うんですが、やはり一たん立てた計画でも途中で経済情勢等、今非常に大変な時期ですから、すべて投資は水道料金にはね返ってくるわけですから、その点はよくわきまえていただいて、随時の変更等も織りまぜながら、市民の負担が出ないような方策をとりながら、なおかつ水需要に直接影響を与える上水源の確保、これを果たしていくということをお願いをしたい

なというふうに思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第8、報告第13号 平成12年度泉南市土地開発公社経営状況について及び日程第9、報告第14号 平成13年度泉南市土地開発公社経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。助役（蜷川善夫君） ただいま一括上程されました報告第13号、平成12年度泉南市土地開発公社の経営状況について及び第14号、平成13年度泉南市土地開発公社の経営状況について御説明を申し上げます。これらはいずれも地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

恐れ入ります。議案書の139ページをお願いいたします。

まず、平成12年度泉南市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

この報告は、去る5月15日に開催されました公社評議員会にもお諮りをし、その後の理事会で12年度会計の決算が認定されましたことを受けて報告するものでございます。

主な内容といたしましては、議案書145ページに記載をいたしておりますが、表の上段、事業収入の6億920万7,589円は、市から買い戻しを受けた収入でございまして、銀行等からの借入金及びその他の事業収入を合わせました収入額合計が最下段に記載をいたしております8億2,209万6,528円でございます。

次に、146ページでございます。表の最上段、支出といたしまして土地取得費705万6,300円を計上いたしております。これは市場岡田線用地として先行取得したものでございます。その他管理費、事業外支出、借入金償還金等を合わせまして、支出合計額は最下段の6億6,427万8,4

07円でございます。

平成12年度末の土地保有高の詳細につきましては147ページから148ページにお示ししておりますが、17事業合わせまして126億7,406万693円となっております。

なお、平成12年度の公社損益計算書は、戻っていただきまして143ページにお示しをいたしておるとおりでございます、当期損失は581万6,535円となっております。

次に、報告第14号、平成13年度泉南市土地開発公社経営状況について御説明を申し上げます。

149ページをお願いいたします。

本報告は、平成13年度の事業計画、予算及び資金計画に関するものでございまして、去る3月30日に開催されました評議員会にもお諮りし、理事会で認定されたことを受けて報告するものでございます。

153ページをお願いいたします。収入支出予算の総額はそれぞれ16億5,110万8,000円と定め、借入金の限度額は11億4,010万8,000円以内と定めさせていただきました。

予算の内容につきまして主なものを御説明申し上げます。154ページをお願いいたします。収入につきましては、事業収入として市から買い戻しを予定いたしております砂川樫井線用地、信達樽井線用地、市場岡田線用地、柳谷川改修用地、泉南市農業公園整備用地、合わせて5億800万円を計上させていただいております。

155ページをお願いいたします。支出につきましては、土地取得費で砂川樫井線用地、信達樽井線用地、市場岡田線用地、和泉砂川駅前整備用地の4事業合わせまして9億352万6,000円とさせていただいております。

平成13年度予算の編成に当たりましては、監査結果を受けまして買収効果が望める用地の取得に努めたところでございます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。よろしく御願ひ申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。3番（小山広明君） 今、御説明をいただきまして、市の方に売却することを御説明されたんです

が、これの取得年度をお示ししたい。

それから、もう一つは、148ページの方に書いてあります15から17番の旧持家制度の問題と鳴滝第一保育所の用地の問題、それから廃棄物処分用地の問題ですね。これは平成9年に取得年度と書いてあるんですが、実際には……（「資料に出てるぞ」と呼ぶ者あり）ちゃんと説明してもらわんとこれわかりませんで。あ、ありました。47年、48年——だから、議場に資料配ったら配りましたよとか何か言わんとだめなんじゃないですか、机の上ポツと置いたんじゃ。

そういうことで、これは追加資料としてこの説明がなされましたが、これは実際の取得年度ではないわけですから、協会から公社が買った段階でそこを取得年度と書いとるんですが、これは判断に誤りがあるので、追加資料じゃなしに、ここにちょっと括弧でもして、平成9年が実際の取得は47年、48年というようにやっぱり明記しておかないとわからないと思います。これは公の資料ですから、そういうことをぜひお願いしたい。

それから、市長は任期中にこの開発公社の処理計画というのを示しますということを本会議でも明快に答弁されましたので、これは土地開発公社経営健全化対策ということで、国の方から指針が1つ出ておりますね。これにのっとって市長は出されると思うのですが、これまで蜷川助役、理事長がこの国の健全策を一応検討したけれども、それには乗れないというんが、とてもそれでも処理ができないという答弁があったんですが、そのところをどういう内容になったのか、その検討結果をぜひ示していただきたいと。

その中で、私もちょっと御質問いたしますのは、例えば泉南市の保有高というのは、ここでも示されておるように126億ということになっております。ここで言う泉南市の標準財政規模ということがこれを考える場合のあらゆる基準になっております。これは泉南市が出しております平成11年度の決算概要の中でも、泉南市の標準財政規模というのは126億というようになっておりますね。これの国の健全策に乗ろうとすれば、この126億に対して半分を超える保有土地を持っているところが対象になりますよと、基本的にそうい

うことですね。

それから、もう1つは、買い戻しが5年以上されておらないものについてということで、これが標準財政規模の0.1、1割あったらだめですよということですが、これをずっと見ましても、ほとんどが5年を過ぎておる内容ですね、泉南市の保有土地。だから、国の基準からいえばもう万々歳で合格ですね、泉南市は。十分乗れるということが1つ結論で言えると思います。

そこで、じゃそれでやった場合に、国の施策に乗ったら泉南市は——ここでちょっとわからないのは、5年以上保有しておる土地というのは額にしてどれくらいかと。ちょっとこれ、年度がずっと重なって書いてあるんでね。例えば、市場岡田線なんかだったら、昭和63年から平成12年までずっと列記してあるから、この中で少し峻別して分けないといけないと思うので、これは行政はもう出していっちゃると思うんで、5年以上の保有高というのは一体何ぼなのか。それが出てまいりますと、さっきの言う0.1、1割以上あれば乗りますよということに十分乗れるんですが、その額をまずお示しをいただきたい。

そして、それが全部クリアされた場合に、泉南市としてはこの17年までに、2005年までに達成しないといかんですね。健全な状態に持っていけないといけないんですが、そうすると17年までにどれくらいの買い戻しを市がしなければならぬという答えが出たのかどうか。その額をお示しいただきたい。

それが示されて、この支援策というのは、簡単に言うと利息を半分持ちますよという、大きく言えばそういうことですね、1つは。それから、買い戻すための起債として充当しますよということですね、大きく言えば国の支援策は。

その中で、これを読んでみますと、これまで公共用地先行取得事業債で市が土地開発公社から土地を取得するには、その年または2年——2年までのものは、買い戻すときには買い戻すための地方債は認めてあげますよということが規定ですね。

だから、公社に買うことをお願いして、公社が買いますわね、土地を。その年か明くる年までぐ

ら이었다ら、その土地を市が買い戻すための資金の手当てとしては起債を認めてあげましょうと、そういう規定があるらしいですね、今までは。こんなことを市はやったことないでしょう、恐らく。これを今は2年というのを、無制限に全部あるものは、市が買い戻す場合には100%起債として認めてあげましょうという、こういう支援策ですね。その場合でも金利がかかりますから、その金利も半分は見てあげましょうと、こういう国の1つのスキームというんか形なんですけど、このことを検討した結果、最後の結論として、市が買い戻すのは、一体17年度までに毎年どれくらいを買い戻さなければならないという答えが出たのか。

それは難しいとって見送ったわけですが、じゃどうするのか。これは問題としては残るわけですから、それが市長の言う任期中に計画を出しますというのはそこから始まると思うんですが、では17年まで無理であれば、もう5年延ばせば、例えば年間15億か20億買い戻さないかんとということになれば、年を延ばせばそら買い戻しができるわけですから、そういうものを市長は予定されていると思うんですね。

この策定というのが終わりますと、今度はこれ団体の指定を受けるんですね。知事の指定を受けて、いわゆる赤字再建団体みたいな1つの処置の対策の指定を受けることになるんですね。だから、案外国の管理なり府の管理が入ってくるんじゃないかな。それは計画を出してもちゃんとやらなかったら困るわけですから、そういうものを管理団体として市が拘束を受けるわけですが、そういうことでその計画書が決定されて知事が認めれば、知事なり国の管理下においてその処置をしていくという、こういうスキームになると私は読んだんですね。そういうことは一体どういうことになるのかですね、管理団体になるということは。その辺をひとつ御説明をいただきたいと思います。

それから、もう1つは、国の不良債権問題ということが言われておるんですが、私はずっとこれは疑問に思うんですが、銀行からお金を借りて、この中でも議論になりましたが、例えば樽井の代替用地ですね。樽井の代替用地は8,049万で、

1973年、いわゆる27年前に買った土地が、金利が3億2,800万円になっておりますね。トータルで4億800万円になっております。

この間、銀行が具体的に現ナマを出したのは、8,000万なんですね。それはもちろん買った地主に行ってますね。その後の3億2,800万円というのは、銀行はお金を出すけども、また銀行へ返ってきてるお金ですから、実質に銀行は8,000万しか出してないけども、泉南市に対しては4億円の債務があるんでしょう。しかし、実際の土地の値段は8,000万ぐらいでしょう、大体は。よくいっても1億円ですね。これ完全な不良債権ですね。

この間、銀行は何でやいやい請求に来なかったのか。銀行も市民のお金を借りて、その金を市に貸しとるわけでしょう。それが27年間返ってこないということは、大きな僕は社会問題だと思っただけですね。その金どっから——いわゆる実際の金は8,000万しか出してないのに、現在は簿価というんか、銀行の数字は4億あるんですよ。この金4億というのは不良債権化しとるんですよ。実際、架空の数字がどんどん毎月膨れ上がると。27年間も泉南市がお金を返してないということは、これは世の中の常識では永久に金を返してないということになる。

議長（奥和田好吉君） 質問者に申し上げます。要点をまとめて質問願えますか。

3番（小山広明君） だから、この問題は、私は銀行が27年間も——そら市がつぶれないからということの前提があるんかわかりませんが、先ほど言ったように、本来2年で返せば起債が認められるということは、2年で買い戻しなさいよということの誘導策ですね。だから、恐らくどれだけ長くても、5年以内には銀行に返済するということが銀行は貸しとると思うんですよ。それを27年間も銀行は一銭も市からお金が入らないまま、銀行に返してもらおう金を貸しとるんですよ。こんなこと民間企業でありますか。（「優良なところはそうする」と呼ぶ者あり）優良なところが27年間も一銭も金利を払わないということはあり得ないですよ、あんだ。

だから、これは私は株主訴訟なんか起こされた

ら銀行は大変ですよ。だから、これは銀行に100%返す義務はない。銀行にも責任があると。もっとやはりやいやい言うて、せめて5年なら5年の縛りをつけて返してくださいと、この金はある意味で公的なお金ですから、また優良な新しいところへ融資をして産業を発展さすなり、市民の生活を発展させていくのが銀行の役割ですよ。27年間も金貸して返してくれんとこへ、金利分もまた貸すんですよ。

そういうようなことを放置してきた責任は、これは国際的にも債務放棄というような運動があるでしょう。貸したもんだから返してもらわなあかんというのは当然のことだけども、返す当てのないとこへ金を貸した責任もあるんじゃないですか、査定の上においても。だから、そういう点では、この問題は金利が重なって、今先ほど言ったように8,000万円で買った土地が……

議長（奥和田好吉君） 質問者に再度御注意申し上げます。（小山広明君「聞いてくださいよ」と呼ぶ）聞いてくださいではなしに、質疑ですので、何を質問するのか、要点をまとめて質問してください。

3番（小山広明君） だから、言っとるんです。だから、27年間もお金を返さずに、銀行が……（発言する者あり）だからまとめて言っとるんですよ。だから、そういうことは、私は社会的な大きな問題じゃないかと。これは実際解決するといっても解決の方法がないと思うんですよ。実際にはなかなか難しいですよ、これ。そうすると、この27年間がなおなお続いていくという可能性がりますよ。

そうすると、これは一体どういう問題になるんかと。市長ね、これは解決策をおくらせばおくらすほど数字は上がっていくけども、あなたは金出さないでいいから放置するという問題が起こるんですよ。あなたが金返さないといけなかったらこれ放置できないですよ、来年になったらまた上がるんですから。

そういう無責任な、市の責任で借りておきながら、一銭も市が全然お金を払わないでいいというこのシステムに大きな問題があり、回り回れば市民に大きな負担なり損害を与えとるんじゃないで

すか。市民は0.何%というような金利で銀行にお金を貸しとるわけですから、その貸しとるお金が27年間も自分たちの住んでる自治体が返さずに放置していると。そんなことは経済行為の中で成り立たないでしょう。

そういう点では、やはりこの問題の解決は、市長、自分の税を払わんでいいから放置したらいいという問題でないので、市長にこういうようなあり方についてどう考えとるんか、いつまでにその解決をしていくのかという……

議長（奥和田好吉君） 質疑者に申し上げます。再度注意申し上げます。意見なのか、質問なのか、はっきりしてください。

3番（小山広明君） いや、それは私が言っことを判断してもらいたいんですよ。それは意見だからやめろと言われればやめますよ。意見だと思ったらちゃんと明快に……

議長（奥和田好吉君） 判断しているから言ってるんです。これは質疑ですので——聞いてください。

3番（小山広明君） いや私の言うのも聞いてください。あなたの言うことを聞いて私今反論しとるんだから。私が発言しとるときぐらい議長かてちょっと聞いてくださいよ、私の言い分かて。だから、私が意見で質問でないんやったら、どこの部分がそうだって指摘いただいたら、私も……

（発言する者あり）やじはやめさしてくださいよ。正式に手挙げて言うんだっいたらいいんだけど。

議長（奥和田好吉君） 御静粛に願います。

3番（小山広明君） だから、私は論理明快にこの問題性を言って、市長の見解を聞いとるわけですからね。私は何もそんな意見を言っことをじゃない。意見を言わなかったら……（発言する者あり）もう混乱するじゃないですか。わかりました。私の争点がわからなくなったんじゃないですかね。

議長（奥和田好吉君） 間違わないでくださいよ。質疑ですので、簡単にわかりやすく質問してください。長い話はしないでまとめてください。

〔巴里英一君「議事進行」と呼ぶ〕

3番（小山広明君） もうしませんから、議長聞いていただいとったらわかるように、答弁をいた

だきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

3番（小山広明君） 質問中に議事進行ということはあらへんがな。ちょっと終わってからやってくださいよ、そんなもん。

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

3番（小山広明君） だから、議長、何を……。私の質問中にそんな議事進行ってないでしょう。何を言っことをですか。

22番（巴里英一君） 小山さんに申し上げるわけではないですが、議長、きのうも申し上げましたように、会議規則55条というのは何を言っことをかということを明確に示してるわけでしょう。簡潔明瞭にせよと書いてるんですよ。それは自分の説明をする必要ないと言ってるんですよ、議案に対しては。質問は別ですが。

これは質疑ですから、明確にこれこれについてどうかということを問うのが本来の議事のあり方だということで、議長が今整理をされてるわけですが、このことをきちんとしてない限り、これ自分で説明して自分で答弁を出していくというようなやり方は、これは議事としては成り立たないんと違うかなというふうに思いますんで、その点よろしく運営を。

議長（奥和田好吉君） よくわかりました。小山君。

3番（小山広明君） 巴里さんの意見は、1つの見識として私も聞いておきたいと思います。私、今ずっと申し上げましたので、何を質問しとるかは理事者も御理解いただいておりますので……（発言する者あり）思うので言っことをねや。思うので、それにのっって御答弁をいただければ結構ですから、また再度言いますと同じことを言うこととなりますので、私の要点は私なりには言っつもりでございますので、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。まだあとあったんですが、もうちょっと頭ぶっ飛んでしまいましたから、今の範囲でよろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。（発言する者あり）御静粛に願います。答弁は簡潔明瞭に行ってください。（発言する者あり）御静粛に願います。

助役（蜷川善夫君） 小山議員の質疑に対して御答弁申し上げます。

いろいろと多岐にわたっておっしゃいましたので、すべて理解できているかどうかわかりませんが、私の基本的な考え方についてお答えいたしまして、不足がありましたら、また担当の方より御説明、御答弁をさしていきたいと思えます。

まず、土地開発公社経営健全化対策でございますけれども、これにつきましては昨年7月に創設されておりまして、一定の計画に基づきまして土地開発公社の抜本的な経営健全化に取り組む設立出資団体、これは市のことでございますけれども、これに対し国が財政支援を行うことを目的として創設されたものでございます。先ごろ大阪府内の該当団体が発表されまして、岸和田市ほか15市が健全化団体に指定をされておるところでございます。

指定の要件は幾つかございます。長くなりますのでそれは省略させていただきますけれども、まずその指定に当たって、経営健全化の対象となる土地開発公社ということで、議員今2点お示ししてございましたけれども、平成11年度末の保有土地でございますので、今お示ししております数字とは若干違うわけでございますが、平成11年度末で保有土地の状況が次の2点に係る土地開発公社ということで、1点目はまず設立出資団体の債務保証、損失保証を付した借入金によって取得された土地、これは債務保証等対象土地と言われておりますけれども、この簿価総額を標準財政規模で割った数値、除した数値が0.5以上と、これは今お示ししてございました。

それから、もう1つは、保有期間が5年以上ある債務保証等の対象土地の簿価総額を標準財政規模で除した数値、これは0.2でございます。0.1ではなくて0.2でございます。0.2以上ということで、この1及び2の要件にともに該当する場合が経営健全化の対象になるということでございますが、お示しのとおり本市は十分に対象になるということでございます。

このことについて幾つか要件がございまして、私どもとしても検討いたしましたわけでございますが、今申し上げましたように、本市の土地保有の状況

は経営健全化の対象になるということで、この制度による取り組みを実施するか否かということで内部的に検討も行いましたが、検討の結果は今回の制度には乗らず、本市の財政状況の許す範囲で、供用済み土地、供用済みの保有地や長期保有地の解消を図り、公社の健全化を進めるということにしたところでございます。

これは要件をつぶさに検討した場合に、一番大きな要素といたしまして、結果だけ申し上げますけれども、この国の制度による場合には、5年間で土地の買い戻しだけで約52億円を超える買い戻しを行う必要があるということで、短期的に多額の起債を発行しなければならないということで、国による一定の財政支援はございますが、財政的負担が極めて高いということで、この対策には乗らないということにしたところでございます。

それで、その場合にどうするのかというふうなお尋ねもあったわけでございますけれども、基本的に昨年、公有地拡大に関する法律の施行について改正通知というものが、私何度もこの席で答弁させていただいておりますけれども、自治省、建設省、両省から発せられておりまして、これは利用されないまま取得から10年以上経過した長期保有土地について、思い切って処分するというふうなことを主眼とした通知であったわけでございますけれども、昨年度私どもこれにのっとり、長期保有土地についての方針を公社で定めておりますので、これにのっとりながら対応していくということでございますが、基本的には市の体力、財政力と相談しながら、できるだけ健全化を進めていくということが必要であるというふうな考えておりますけれども、具体的には保有土地を今日時点の状況に立脚しまして再度分類をし直して、先ほど申し上げました公拡法の施行通知の趣旨にのっとり対応を行っていくということしかないというふうな考えております。

具体的に申し上げますと、現在供用済み土地の保有の解消ということにつきましてはほぼ見通しがついておりますけれども、今後保有地の事業化の見通しを立てていくとともに、利用見込みもなく、あるいは用途の変更等も困難な保有地につきましては、思い切った処分を検討していくという

ことにいたしたいというふうに考えております。

また、その間保有地の有効利用を積極的に図るということと、それから金利負担の改善の取り組み、さらには新たに先行買取等行う場合には、用途や買取予定時期の明確化など、公社の健全化へ向けてのあらゆる努力を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 小山議員御質問の1つの例としまして、樽井駅前広場代替用地の例を出されまして、長期保有地の問題というんか、されるときにはこの用地が出されるわけでございます。1つの例ですけれども、こういった長期保有土地について今後どういうふうにしていくんか、あるいは考え方を述べさせていただきます。

この樽井駅前広場代替用地につきましては、御存じのように昭和48年にこの代替用地という形で公社が先行取得いたしました。当初には当然この代替用地を提供するという形で、市の方がそういった目的のもとに公社が先行取得したわけでございます。ただ、それが今日までこの目的というんですか、その代替用地に使用するという目的がなされずに、現在までに至ったところでございます。その結果、取得原価としては8,000万円、そして簿価としては4億という形で、3億2,000万ほどの支払い利子がある中に上積みされてきたということです。

そして、銀行との関係がどういうふうになるんかという御質問でございましたが、この公社につきましては、この資金繰りにつきましては、現在ですけれども、1年で銀行の借入金をもとに資金繰りをしているというのが現実でございます。

そういった中で、1つの例としましてこの代替用地については、昭和48年以降その短期の分の利子も含めまして、1年間でその元金と利子とをまた新しく借りまして、そしてそれで銀行の方に返済をしていったということでありまして。

そして、市が一切そのお金を支払わないのではないかという御指摘がございました。これにつきましては、当然公社と申しますのは市の依頼を受けましてその先行取得すると。そして、市がその

目的の先行取得をさせた土地を事業化するという段階で、その元金と、そして利子と合わせた形で買い取るというのが本筋でありまして、そういったことで運用しているということでございます。

そして、銀行の方にはこういった形で市が対応しているかといいますと、これは債務保証という形で、開発公社が借りたお金について、もし支払うことができないという場合には、市が債務保証して、公社にかわって肩がわりして、そのお金を銀行へ返しますよというのが市と銀行の関係ということになります。ただ、その間に先行取得という機能を果たすために土地開発公社を設立しまして、そして用地を先行取得していくという形で運用していると。そして、公社のあり方はそういうことであるということで、御理解のほどお願いしたいと思います。

そして、あとの取得年度でありますとか、あるいはその15から15年の開発協会のこの問題につきましては、また担当課長の方から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 前田土地開発公社局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 私の方からは、152ページの土地売却計画の取得年度をお伝えさせていただきます。

砂川樫井線用地につきましては平成4年度、信達樽井線用地につきましては平成6年度、市場岡田線用地につきましては平成6年度、柳谷川改修事業用地につきましては平成8年度、そして農業公園用地については平成7年度から8年度に取得された物件でございます。

そして、5年以上の保有地はどの程度かという御質問があったように思いますけれども、泉南市の土地開発公社では90億と全体の約70%。これは大阪府下の平均で、大阪府の他の地方自治体も5年以上の物件については、すべてと言ってもいいくらい70%くらいの保有量を持っておりというのが現状でございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 大変要領よく答弁をまとめていただきまして、ありがとうございました。

これではっきりしたのは、10億4,000万円の5年間の支払いをしなければならないという答えが出たということで、これを断念したという、こういう結論が示されました。だからといって、これは支援策もあるわけですし、起債ということも充当されますし、金利も半分処置をされるということで支援策があるわけですね。これにもし乗らなければ支援策に乗れないんですが、さらにこれは負担がふえるという、こういうことになるかと思えます。

この10億4,000万は土地を買い戻すわけですから、これは何か事業にするわけですね。当然、その事業にすれば補助金も、またそこにおける起債もつくわけですが、もっと実質的な負担はどれだけかと。これをおくらせることよってのマイナス点をちゃんと示さないとやっぱり判断できないんじゃないかと思うので、ここの出た答えについてもう少し——単純に割れば52億でしょうけども、それは事業化を当然するわけですから、今回の牧野公園なんかでも補助金もついとるわけでしょう。そういう形で買い戻して事業すれば、市の実際の持ち出しはしなくていいわけですので、そこらをもう少し突っ込んで御答弁をいただきたいと思えます。

それから、私、銀行が27年間も返済されずになおも貸し続けるという問題ですが、これこだわるのは、8,000万円のお金は、銀行が現金で出したと。実際、その後は金利ですから3億2,000万円、これは銀行は泉南が返してくれないわけですから、どこからか金を用意してこなあかんわけですね。そういう点で、これはそういうことはあり得ないと思ってやっておる行為を自治体は悪用して、やはりこういう長期間、30年近くもお金を返さずに放置しておると。

そら金が返ってきてのお金であって、返ってこなくても返ってくるでしょうでは飯食えないわけですから、これはやはり強い縛りなりないとしても、社会的モラル、責任としてはやはり早く解決しないと、回り回れば市民に迷惑がかかる構造ですので、市長、これ泉南市だけじゃなしに、大阪府下が全部こんな状態だということが今事務当局からも示されましたが、この問題を解決するに

は、やっぱり銀行もすぐ返すけども、これだけ負けてやと、そういう正直な話をして解決すべき内容を含んでいると思いますよ。でなかったら、泉南市はもう正直、何にもせんとずうっとこれをやとつたらいいでしょう、逆に。これ今慌てて自分の代で解決しようとしたら痛みを伴いますけども、解決せん気だったら20年が30年が50年が100年でもこういう数字を置いていてもいいんじゃないですか。土地は自由に泉南市が使ったらいいんじゃないですか。そういうことやととるでしょう、現に。これは社会的モラルからいったら大変な問題ですよ。

しかも、今度協会から公社が買いましたけども、これはある意味でちゃんと銀行決済しないといかん性質でしょう、全然違う事業主体に変わったわけですから。それをまたこういう形で、銀行に勝手にお金を払わして涼しい顔をすると。それでさあ有効利用だといって市民のために土地は使っておると。しかし、その実質的な所有者は銀行じゃないですか、金出しとるのは。一銭も泉南市はお金を出さずに、その銀行の土地を具体的に使うとるんですよ。そんなことが許されるんだったら、社会的なモラルないですよ。そら泉南市が自信持って銀行や民間会社に指導するような立場ないですよ、こんなこと許しとつたら。それぐらいの覚悟でこの問題の解決をきちっとやっぱり示さなかったら、市長かてもう来年市長選挙、8年1回たりともこのことに具体的な数字を示して、市民に……

〔東 重弘君「意見ばかりやないか。討論してくれよ」と呼ぶ〕

副議長（谷 外嗣君） 静粛に。

3番（小山広明君） 全部を議事録にやじも入れといてください。だからね、市長、本当にこの問題は待ったのない不良債権の本質的な問題ですよ、これ。（成田政彦君「意見ばかりやな」と呼ぶ）このことが銀行の経営を圧迫し、社会を疲弊さしとる。私はそう思うので、そう言わないと市長の意見聞けないじゃないですか。私の意見を言っても市長はどう思うかと、どうするんかということ、議員だったら当たり前でしょう、意見を言うのは、東さんにしても成田さんにしても、意見を言わん

と質問しとるんやったら、それは聞きたいもんですけどね。自分の意見をちゃんと言って、意見を求めるといのは当たり前議論であって、何を自己規制していらっしやるんか知りませんけども。市長、そういうことの問題を持っとるので、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。そういうことでよろしく。

〔東 重弘君「議事進行」と呼ぶ〕

副議長（谷 外嗣君） 東君。

6番（東 重弘君） ただいま小山議員の質問でございますけども、再三議事進行等で55条第2項のことが述べられております。この会議規則というのは議員みずからが作成したものでありますし、それを議員みずからが守らない、こんな恥ずかしいことないと思う。議長、その辺を整理して、議長には強権発動あるんですから、議会として本当にルールが成り立つように整理をしていただきたい、このように思います。

副議長（谷 外嗣君） 先ほどから議長が言っているとおり、発言回数も含めてできるだけ3回ということでやっておりますんで、それと同時に質問は的確にやってほしいという発言をしておりますんで、そのとおり協力していただきたいと思いません。向井市長。

市長（向井通彦君） この土地開発公社の処理という問題については、大変大きな問題でございまして、長年保有している土地が非常に多いということで、大変苦慮をいたしております。国の健全化計画もなかなか厳しい条件でございまして、乗り得ない部分もございまして、市の方で今後これらのきちとした整理をしなければいけないということで、一般質問でもあらかたの事業として、将来本来の目的で買い戻していく部分と、それから当初のその目的がもう非常に薄れているという部分等については、処分をしていくとか、あるいは保有はしておくけども、暫定的に市民に利用をしていただけるような方策という、こういう整理をしつつございます。

とりあえずは、供用済みで未買収であった部分に、これは若干助成制度もございましたので、これから取り組んでおりまして、例えば俵池公園については、今回すべて買い戻しを終わったとい

うことでございます。まだ残っている例えば海会寺跡とかありますんで、こういうものから順次有利な条件をできるだけ使って買い戻しをしていきたいと思っております。

それから、既に事業化して進行している部分です。これは一定回転をしていっていただくわけでございますから、これはこれで順次買い戻しをし、またその後必要とあらば買い増しといたしますか、公拡法に基づいて、あるいは都計法に基づいて買っていくということでございます。

長い間滞留している土地の部分については、いろんな形で処分できる場所は処分先を捜したりという峻別をしながら、現在整理をいたしておりますので、近々全体的なそういう計画といたしますが、これについてトータルとして作成をしたいということで、一般質問でも御答弁を申し上げたところでございますので、よろしく願い申し上げます。

副議長（谷 外嗣君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 小山議員御質問の中で、事業をすることによってまた補助金を得られるという御質問かと思っておりますけども、今回のこの健全化につきましては、一応5年以内に買い戻しを行うということで、事業に伴って補助等は、その事業によって補助対象になる事業もあるかと思っておりますけども、それはその年度の事業に伴って買い戻していくということでございますので、5年間で約50億を買い戻して、毎年それだけの事業を行っていくと。

それを行っていく場合、当然この用地費だけじゃなしに、事業総額、それに例えば補助があれにしても、当然一般財源等もかなり必要になってきます。そういう中で、今現在も継続されている事業等もかなりございますので、現状としては、今回のこの事業に乗ると、健全化に乗るというのは非常に厳しいということでございます。

以上でございます。

副議長（谷 外嗣君） ほかの方は。———大森君。

4番（大森和夫君） 147ページに事業名がずっと書いてますけども、例えばこの中で事業化が望めないやつを色分けして、それを説明していた

だきまして、それが何で事業化が望めないのか、その理由と、それからそのときの責任者、理事者、それから担当部長がわかれば、もし組合とかつくってる場合でしたら組合長の名前、そういうのを教えてほしいと。

もう1つ、例えば売却した場合に、幾らぐらいで売れる——損金は何ぼぐらい出るだろうかということの予測もちょっと知ってはと思うんで、その損金の額をお示してください。

副議長（谷 外嗣君） 前田土地開発公社局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 1点目の事業化が望めない用地という御指摘でございますけれども、公社では平成10年度に、事業化が望めない用地があるのではないかとということで調査をいたしまして、一定の書類はつくらせてもらっておりますけれども、その中では銀行が以前非常に社会的な問題になって、銀行の債権を第1分類正常債権、第2分類要注意債権、第3分類回収懸念債権、第4分類不良債権と、このような位置づけをいたしまして、銀行が現在持っておる抵当として、事業者から銀行の土地に変えた物件について、このような分類方法をとりました。それに合わせて、公社もそういう方法がいいかどうかは随分議論があったんですけれども、ある程度データとして持っておく必要があるのではないかとということで、平成10年度にそういった資料を作成しました。

その中では、特に事業化が望めない用地というのは、私どもの方は第4分類にいたしております。当時の資料では第4分類として、不良住宅除却跡地、そして樽井駅前広場代替用地と、この2つの物件が完全に不良債権というふうな位置づけをいたしました。ただ、除却跡地については現在市の方に買い戻しをさせていただいておりますので、完全な不良債権としては樽井代替用地というふうな位置づけをいたしております。

それ以外に事業化が非常に厳しいのではないかとこの用地につきましては、これも小山議員からの御指摘もあったように、開発協会が持ってた3物件——旧持家制度用地、鳴滝第一保育所用地、そして廃棄物処分用地と、この3事業が事業化が望めない用地ではないかというふうな考え方を持

っておりますので、申し上げた4つの物件が事業化が望めない用地というふうな位置づけをいたしております。

そして、損金なんですけれども、当時額ははっきりうちの方でお出ししたんですけれども、ただこれは非常に重要な問題ですので、軽率に損金は何ぼぐらい出るということは、ちょっとこの席では申し上げるのは控えさせていただきたいんです。ただ、地価の動向としては、バブルの絶頂期の約4分の1から5分の1というふうなことがちまたで言われておりますので、その程度の額と想定して考えていただけたら結構と思います。

以上です。（大森和夫君「当時の責任者の名前は」と呼ぶ）

責任者はもう皆さん亡くなっておられますけれども、浅羽市長の時代の物件でございます。ただ、当時は事業化として買ったと。以降の対応がよかったということも、我々行政を預かる者としては深く反省をしなければいけないと、このように考えております。

副議長（谷 外嗣君） 大森君。

4番（大森和夫君） 健全化の分で、2005年に乗るか乗れへんかということで御議論になって、やめようという話になった。52億ほどの新たな借金をしなければ、買い戻しをしなければならぬということだったと思うんですけれどもね、岸和田が買いましたよね、40億で。コメントを見ますと、やっぱり毎年金利がかさむと。そういう点からいえば苦肉の策で、傷口をさらに広げないためにも買いましたと。それが市民にも理解を得られるだろうと。

これからのことを長期で見れば、利子がどんどんふえていくことを見れば、これはもう買い戻し——今できるだけ安く、政府がそういうふうな形でしてくれることに乗る方がいいんじゃないかと思うんですよね。これはもう2005年という期限つきやから、市長が言うてる合併問題と比べてみて、せっかく2005年て言うてくれてるのに、もっと議論をすべきだと思うんですよ。合併などは一生懸命議論して議論して、2005年までというめどがあるからと言うんやったら、これをもう少しちょっと議論して、やっぱりこうした方が

金利は安くなるのは明らかでしょう。

それで、このために経常、いろいろな収支の比率を引き下げんがために買えへんのかと思うぐらいなんで、もうちょっとその辺、これを買う方が実際には金利が安くなる、政府がせっかく進めてくれるこういう施策に何で乗れへんのか、もう一度わかるように説明をお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 先ほど助役も御答弁させていただきましたように、今回のこの健全化に乗らなかった理由といたしまして、まず5年間で52億の買い戻しを行わなければならないということは、年間10億以上の起債発行ということで、起債制限比率、また公債負担比率等も当然上昇してきてます。泉南市でも現在事業も展開してる中で新たにこの50億円を買い戻すということは、かなり厳しいということでございます。

そして、もう1点、これを買戻すことによって、今後10年以内に事業化をしなければならないという問題がございます。そういう中で、事業化もやはり今現在継続してる事業等もございまして、その点を考慮した中で、この制度には乗らなかったということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 本当に健全化しようと思えば、もう土地開発公社が土地買わんことですか、しばらくは、今度また9億円でしよう。そんなことをしとって、ほんまに健全化する意思があるんかと思えますよ。市が買いなさいよ、公社に買わさんと。こんな改善化する意思が見えせんわ。何で新たにまた土地開発公社に土地買わすんですか。やめなさいよ、こんなこと。やめたらどうですかということですよ。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 今の御質問、もう買いなさんなということでしたんで、答弁せんでええかなと思いましたが、

もちろん、土地開発公社のあり方というのも多分議論しなけりゃならないと思います。現在、市の土地開発公社の現状というんですか、確かに100億円を超える状況にあるということ、これは

もう我々としても認識をいたしております。

ただ、これから事業を行っていく場合に、当然土地の、公有財産の購入という事業があります。そのときに、当然道路なんかの場合でしたら、単年度、単年度で道路の用地を買収できる場合はいいんですけども、例えば所有者が、ことし100メートル行きます。200メートル先にも用地がある。一緒に買ってくれないかというような話もあると思うんですね。ですから、そういったときに、じゃもしそういうふうな考えでいきますと、その分についてはそのときに買われないと。そうしたら当然買収の交渉なんかはうまくいかないという、やっぱりそういったこともあると思います。

ですから、現在土地開発公社の売却の方針としましては、基本的には3年ぐらいで市の方には買い戻してもらいますよと。ですから、そういった分については市が債務保証しまして、そして公社の方の先行取得をやっていくということでありまして、土地開発公社のあり方というのは、そういうことで御理解のほどお願いしたいと、このように思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——成田君。

18番（成田政彦君） 今、大森議員が最終的に結論を言いましたけど、会社でいえば再建不能の会社であると。直ちに弁護士が来て、きちっと整理すると。その際、不良債権した土地、さっきありましたわね。15、16、17の全くこれは不良債権中の不良債権で、これはどうにもならない土地と。これはもう整理すべきやと。今、取得原価が3億4,000万で18億ということですから、差し引きしても15億も銀行に債権放棄してもらわん限り、不可能だということまで来るとということと私思います。

先ほど公社の事務局長が申し述べましたように、大体今はバブル時代に比べたら4分の1から5分の1という値段の価値しかない。4分の1から5分の1言うた、今。そうすると、これはすべてそういうことで、126億あるんですから、4分の1として大体30億程度ぐらいの価値しかないという、極端に言ったらそういうことになるんで

すけどね。そのぐらいの価値しかない土地をこれだけ抱えとるんですから、さらにつぶれた会社がその新しい土地を買って、そしてまたいつ事業計画が起こるかどうかわからないような駅前の再開発事業に市が手をかすということになると、これは市が本当に再建不能、50億円も買い取りせなあかんということは全くできないということなもので、これは市長にお伺いしたいんですけど、市長の時代に——昭和62年に市長は多分事業部長になったと思うんですけど、それから市長公室長になって、助役になって、市長になって、その時代、私は市長の言葉をかりれば、道路をつくるんですからすべて借金ばかりではないという、そういうことをおっしゃとるけど、結果責任でやっぱりこれだけの借金をふやしたということは、それは砂川樫井線とか市場岡田線とか信達樽井線、道路にはなるんですけど、現在の時点ではこれだけの借金を抱えとるということで、これをどのように借金を減らし、つぶれとる会社かもしれませんけど、1つお伺いしたいんですけど、今度の予算書の中で、これは前も質問されたんですけどね、今度9億の土地を買うと。それで、そのうち6億の土地を買うんですけど、この土地については6億なんですけど、これは将来事業化計画が可能なのかどうか。

1つは、これ買い戻して事業化計画立てて、そして利息を払ってまた事業費——恐らく泉南市が持ち出しになるんですけど、そういう意味で6億では済まないかと思うし、それからこの土地の形態も信達樽井線と砂川樫井線もひっついてないし、いろんなちょっと形態的にも非常に変形した土地になっとるんですけど、私はこれも非常に今の経済状況、それから事業計画は将来何年になる、そういう先の不安を考えますと、これも結局買って、そのまま牧野の周辺にあるような土地になるのではないかという気が私はするんですけど、この6億で買った事業化計画の見通し、そういうのはどのぐらい可能性があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 公社で先行取得をして事業をやるわけでございますけども、

やめたらどうですかと先ほど意見もございましたが、ただ泉南市、我々が何も勝手にやってるわけではございません。当然、債務負担にするに当たっては、議会に上程をいたしまして、1坪の土地でも勝手に買ってるわけではございませんので、その点は御了承いただきたいと思います。

それと、市民のアンケートで、快適で住みよい地域づくりが一番何を望んでいるかというようなアンケートの結果もございます。この中では、交通アクセスについては、これはかなり泉南市は充実してあるが、そこまでの市街地へのアクセスがかなりおくれるのではないかとございまして。要するに、駅までのアクセス、これについては泉南市はおくれるという市民の方の大半の御意見でございますので、費用もかかることではございますが、できるだけ駅周辺の整備については力を入れていくというのが我々の義務ではないかなということで取り組んでおるわけでございます。

それと、具体的には砂川駅前の広場について、これは事業化のめどがあるのかとございまして、あるから今年度の債務負担でもお願いをいたしまして、御承認をいただいたわけでございます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 大体、やっとなこととごっつい矛盾しとるんやね。新行財政改革大綱実施というのを書いたんだけど、これが将来的に年次計画的に、この砂川駅前再開発について、例えば3年以内で買い戻して事業化計画できて、それができるかどうかという、こういう計画が提案されて、それならつぶれるような会社であっても、このぐらいできると違うかということは僕らはわかるけど、これについては全く何年先、それから何年後にあそこの駅を、そういうことなしに、先にお買取りきだということだから、我々としてはもう現時点の129億についても、国の再建に乗れない、そういうことはみずから証明するような、僕に言わしたら不良開発公社やね、これは。そういう公社がさらにそういう事業をするということについては……（発言する者あり）破綻した公社やね。不良ではないな。もう破綻したんやね。

そういう公社が事業をするということについては、別に難しい理屈ではなくて、我々が不安を持つのは僕は当然ではないかと思えますよ、これ。市長が幾ら立派な事業家であっても、金がなかったらできないしね、市長。何ぼ考えたってできないし、計画倒れになるしね。

そういう点で、先ほど大森議員が言ったように、今の時点で9億も借金して事業をするのは、新行財政改革でも非常に厳しいことを言うところだけど、やっぱり開発公社の方も今その9億円のお金をそんなに急いで、必要性があるかどうかは別として、当面持つとこの不良債権を健全化すると、買い戻すということをするべきではないかと私は思うんですけどね。その点どうですか、市長。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、おっしゃってるのは予算の議論で、今3月議会で予算議決いただいているわけですから、そこまでまたバックしていただきますとちょっと困ると思うんですね。

ちょっと説明しますと、例えば砂川榎井線は今駅前まで事業認可とれておりません。前の閉鎖した北の踏切までしかとれておらないわけです。（成田政彦君「市長、説明せんでも全部知るとる」と呼ぶ）いやいや、聞いてください。それで、それから一丘までのめどが立ってきたわけですね。もうほぼ完成年度というのは視野に入ってきたと。そうすると、駅前まで接続しないといけないわけですね。ということは、認可変更で認可延長をいただかんといかんわけです。そのときに、駅前広場と街路というのはセットですよというふうに言われているわけです。

ですから、今回本来は面的整備で再開発でやるというのが一番手法的にいいんですけども、これについてはなかなか今こういう時期ですから、採算がまた再開発事務組合でやったとしても非常に難しいということですから、役割分担をして街路と駅広は公共でやりましょうと、残りの土地の整備については民間でやっていただこうと、こういうふうにしたわけですね。したがって、駅前広場については、地元ともコンセンサスを得た今の案で計画をして、そして認可延長をいただいて、駅前まで砂川榎井線を延ばそうと、こういうこと

でございます。ですから、いわゆるセットの話でございます。

それと、この公社で買わなくてもいいじゃないかという議論もあるんですけども、都市計画道路なんかで事業認可をとってある土地について、買い取り申し出があれば買わなければなりません。それが1つ。

それから、もう1つは、公有地拡大推進法で、まとまった土地について提供しますよという買い取り申し出があれば、それは買うか買わないかの判断をしないとイケません。ですから、買わないでいいんじゃないですかというのは違うんですね。やっぱりどうしてもその事業認可なんかとってある縛りの係った部分は、申し入れがあれば買わなきゃならないわけですね。そういうことがありますから、一概に買わなきゃいいという議論にはならない。ただ、やっぱり厳選はしないとイケないというふうに思っております。御指摘のところは、さっき言いましたように駅前広場とセットで事業認可延伸をとりますから、事業化をやるということでございます。

〔成田政彦君「それやったらね、市長、砂川榎井線と信達樽井線を結ぶと3件ありますわな」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 3件土地がありますわな。だから、それはそれで市長の考え——そこを売らなかった場合、いつまでもあなたは都市計画決定を打って将来駅と結んで、一丘からずうっと許可……、あの買収をあそこは応じないとあくまで言ったら、そらそこはもうつながらないでしょう、結局。いや、市長はそう言うてるやん、買わなきゃならない計画……。あの3件がずっとそういうふうにあくまでも抵抗、売らないということになった場合、市長はそういう考えでそうするかかわらんけど、実態としてそれが成功するかどうかというのは、まだ時間がかかるかと違いますか。

相手は売らない、あの3件のとこでとまってるやん。それやったら、いびつに今度のやつはこっちへ回ると、道路はつながらないからね。この地図を見たら、これつながらないからね。結局つながらないから、ちょっと曲がってずうっと入って

いくというふうに、今度そういう計画になっとなるでしょう、これは。駅前で3件がああいう形で、砂川樫井線と……（発言する者あり）いや、つながらない。今3件おるがな、あそこに。つながってない。現に買収できないんや。あそこは事業化計画打ってないんや、実際は。違うの。僕はそういうふうに聞いてとる、事業計画打ってないと、あそこは。砂川樫井線はあそこまで。あんたの話聞いとると、勝手に全部ずうっと行くように感じますよ。認可がすぐいくとか、僕はちょっとそこようわからんわ。あなたの言うことはようわからんわな。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 都市計画決定は打ってあるんですよ。（成田政彦君「事業化ということや」と呼ぶ）いや、都市計画決定は、既に砂川樫井線と信達樽井線は連続して打っております。わかりますわね。その次に、事業化をするときに事業認可をとるわけでなんですね。今、閉鎖した牧野北1番から大阪側がとっておると。それがほぼできてきましたと。今度駅前まで持ってこないと効率が悪いわけですね。これについては事業認可をとりますと、事業認可変更でとりますということですね。あなた言われるように、その中に売らんという人がおるじゃないかという話なんです、事業認可をとれば土地収用法の対象になります。ですから、もちろん任意交渉が前提ですが、どうしても御理解いただけないとなれば、個人の利益より公の利益ということの判断をしなければいけないと、こういうことになります。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。（成田政彦君「議長、終わってないやん、全然」と呼ぶ）——北出君。

12番（北出寧啓君） 細かい論議は、もう今議会もそうですし、いろんな形でやられてきてるのでも、公社開発理事、蜷川理事長初めたくさんいらっしゃるわけですよ。それで、やっぱり買収された年限が前市長、前々市長いろんな形あるわけで、そこで責任は余り感じてらっしゃらないということは発生すると思うんですけども、市民としてはそうは見えない。行政は一貫したものであるというふうに判断します

からね、そこでモラルハザードみたいなものがやっぱり生じてくると思うんですよ。

ここを本当に真剣に考えていただかないと、何ら行政責任がない。それはもう前々市長がやったことと関係ないというふうな判断であると困ると思います。前田課長がおっしゃられたような一応謝罪というか、何と解釈していいのかわかりませんが、おっしゃられることは的確だと思いますので、それは蜷川理事長なり公社を代表する人間が率直に述べるべきものであると思います。

これ、どう考えても、本当に今のゼネコンとよく似てて、公的資金を投入するか、債権義務を放棄するか、これ以外に決着つかないんじゃないかなと。一部から転売していったらどうこうということで、前田課長なんかは案を出されてましたけども、それも一向に進展しない。膠着状態で来ているというふうに判断させていただいてますし、そうなるとこういう形しかないのかなと、不良債権処理と。

これは国会で議決するなり協議してもらわなきゃいけないわけなんで、単独自治体ではそういうことは問題化できないでしょうけれども、そういうことも今後枠組みに入れて、視野に入れて考えていかなきゃならない時期に来てると思うんです。今言ったモラルハザードに含めて、蜷川理事長、その点の御答弁をお願いしたいと思います。

それと、石橋課長、5年間の問題で事業化できない云々とございましたけども、ちょっと1点だけお聞きしたいんですけども、例えばそれを転売するとか事業化じゃなくて、そういう手法の選択は全くないんですか。それだけちょっと御質問、お願いします。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 土地開発公社と行政全体の責任ということについてのお尋ねであったというふうに思いますけども、土地開発公社につきましては、これも御承知のとおりでございますが、公園や道路の建設などのために必要な公有地となるべき土地を先行して取得するというこのために設けられた組織体でございます、この先行取得そのものの必要性につきましては、現にでもなお存在をいたしておると、必要であるということで

はございます。

ただ、全国的に土地開発公社が大きな問題になっている中で、とりわけ時間のコストというふうな概念、あるいは説明責任というふうなところ、このあたりのところがこれまで右肩上がりの経済成長のもと、地価については下落しないんだというふうな神話的な考え方の中で、これが社会一般の通念であったということもあって、ともすれば利用目的や事業の確度——精度というふうに申し上げてもいいかと思いますが、それから所有することに伴う時間的なコストですね、今申し上げましたけれども、こういうことがあいまいなまま先行取得されてきたというふうなことも一部あったということについては否めない事実でございます、こういうことの結果が現在の状況を生んでるということについては、行政全体として反省をしなければならぬというふうな考えているところでございます。

今後につきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますけれども、これはもう基本的に市の体力と相談ということになりますけれども、できるだけ健全化を進めていくことが必要であるというふうな考えております。

ただ、市単独でやるということには非常に無理がございますので、今回制度に乗れなかったということもその点があったわけでございますが、特に制度に乗れなかった自治体、市の公社については、府や国に対してできるだけの支援を要望していくということの中で、制度的に支援するようなものをお願いしていくということだと思います。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私の方から買い戻した部分を転売できないかということでございますけれども、基本的に事業目的に沿って公社で購入したと。それを今回の健全化に基づいて買い戻すということで、それを転売ということは、これはできません。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 事業部長、議会在議決しているということで責任が当然発生していると。

それはそうでしょうが、予算の提出権は首長しかございませんので、その枠組みも十分承知の上でそのような御発言をされたんだと思いますけれども、ここの公社のどの時代の首長で、どういう事業目的があったのか、明確にできるものが今後の資料として、今後のことで結構ですから添付して、反省も含めて公社の責任問題、我々の議会の責任問題を含めて集約していけたらと思います。ちょっとお答えください。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 再度のお尋ねにお答え申し上げます。

先ほど一部お答えしたかと思いますが、今後のあり方、今後具体的にどうしていくかということについてお答え申し上げたんですが、先ほど公社の局長の方からもお答え申し上げましたが、一定の分類をしておるということでございますけれども、保有の土地につきましては、今日的時点において再度分類をし直して、先ほど来申し上げております公拓法の施行の改正通知、この趣旨にのっとって具体の計画を立てていきたいと。

ただ、健全化対策には乗れなかったわけですが、これに乗ったらどういう形になるのかということも含めまして、一般質問で市長の方は答弁さしていただいておりますけれども、具体的な計画を一度練り直してみたいというふうな考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 事業部長、どうなんですか。前田課長でも結構ですが、その答弁ございません。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） トータル的には私も行政マンでございますので、責任はあるという考えを持っております。ただ、我々一番根本的にやらなければならないのは、決められた業務、これについては敏速に忠実にやらなければならないというのは、これはモットーでございますので、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） ほかに。———角谷君。

17番（角谷英男君） 1点だけ絞って質問をし

たいと思います。

先ほど北出さんも触れられましたが、山内事業部長は議会の責任に触れられました。触れられた以上、私も行政の責任について多少触れなきゃ仕方がないというふうに思います。特に、公社保有地の売却問題であります。これはここにも書かれておりますが、原則として一般公募による売却に努めると、こう書かれているわけなんです。

そこで、問題は首池、岡中にありますね。かつて産廃の事件にもなりましたあの場所であります。私はこの問題には余り触れなくなかったんです。しかし、そのようなことを言われますんで、一般公募して売ると言いながらなぜ売らなかったのか。ここの第2回評議員会、平成13年5月1日ですが、その議事録を見ますと、首池の鑑定価格は10万8,000円ですので12万円で交渉している。11万以下では売却しない方針ですと、こう言われているわけなんです。

鑑定価格が10万8,000円で12万円で交渉している、11万以下では売らないと。今そんなこと言える状態ですか。まして、首池を現実見ますと、あそこはまさに民間ではなかなか売れないんです。そうでしょう。あれたしか阪南JAが買いにきたはずなんです。なぜなんです。これこそもう処分をすればいいんです。皆さん私たちのことを言われるが、皆さんも努力をしてない、これ。たったこれだけの値段の違いでなぜ売らなかったのか。触れなくなかったが、言わざるを得ない。いかがなんですか。売る気があるのに売らない。売ると言ってるのに売らない。そして、議決してきた議会にも責任がある。皆さんも努力すりゃいい。たったこれだけの差なんです。しかも、民間では恐らく利用価値のない土地、これ皆さんわかっておられるはずなんです。もう一度言います。触れられなくなかったが、言わざるを得ない。議長（奥和田好吉君） 前田土地開発公社局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） だれの責任かということ随分……（角谷英男君「いや、なぜ売らなかったのかと言うている」と呼ぶ）首池の売却については、実は昨年7月に農業協同組合が譲ってくれないかという話がございました。そのときも値段的に合いません、不調に終わった

という経緯がございます。ただ、それまでに農協以外にも私どもは隣接する工場に売却というんですか、保有地を買っていただけないかということで、実はこの1年間ずっと交渉を重ねてまいりました。

昨年に鑑定価格をとったところ、10万8,000円の鑑定価格が出たと。我々としたらどうしても鑑定価格を下回るわけにはまいりませんので、先方さんには坪12万でお買い願えないかというお話をしたところ、相手さんの工場は非常に不整形地の工場でございました。極端に言えば三角工場、市道に面した三角の工場でございました。こういった相手の弱みと言うたらちょっと本会議で非常に不謹慎な言葉かもしれませんが、相手さんも資産価値を上げたいから、当然正方形の工場がいいのではないかとお願いしたところ、相手さんは非常に喜んでいただけたというふうな経緯がございます。

それと、もう一つ、その工場の裏側、JR沿いなんですけれども、そこにも約3,000坪をお持ちの地権者の方がおられます。進入路は狭いんですけれども、一応3,000坪に入る進入路はあるんですけれども、大規模開発あるいは事業用地としてその土地を使おうと思えば余りにも進入路が狭過ぎるので、それで公社としても先方さんに買っていただけないかという交渉に1年前に入りました。ただ、契約の締結とまでは至っておりませんが、現在も引き続いて交渉は重ねております。予想なんですけれども、多分相手さんは買うというふうに私は考えております。ただ、角谷議員がおっしゃられたように、まだ売らないとかそういう問題ではなしに、私は売れると判断しております。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） もうこれで終わりますけれども、売れるんですね。これは局長に聞くよりも、私は理事長に聞いたかっただけなんですけども、要は売れるんですね、それじゃ。JAに売るよりも民間に売るのが得だということですか。そうだなきゃおかしいでしょう。そのとき売るときはよかった。具体的に買いに来てるんやから。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 首池の経過についてのお尋ねでございますけれども、JA阪南さんの方と私どもの公社で何度か話し合いを持たしていただいたところでございますが、議員今御指摘のあったような首池の土地の経過がございますので、そのあたりのところも含めて、JA阪南さんの方がもう少しといたしますか、かなり安い単価でというふうな話でございました。

私どもは、その1つの経過ですね。この廃棄物処分場用地の1つの経過を含めて、どう考えるのかという全体の考え方の中で交渉を進めたわけでございますけれども、そこまで合意に至らなかったということでございます。今、局長が申し上げた件につきましては、現在の首池の用地の一部でございます。

議長（奥和田好吉君） よろしいですか。（角谷英男君「もう結構です」と呼ぶ）ほかに。——和気君。

19番（和気 豊君） 過日も、岸和田の開発公社が40億円の借金をして小学校用地を買い上げた。最近、とみにこの公社の問題がマスコミをにぎわしているように思うんですが、しかしいろいろ人の関係など入り組んで、市民にはわかりにくい。しかし、一方ではこの塩漬け用地の問題が大きな社会問題にマスコミ等でも取り上げられて、明らかになりつつある。これは行政の責任でもあるし、我々議会の責任でもあるというふうに思いますので、その点市民にわかりやすくこの問題は明らかにしていく。

そういう立場から、少し質問をしてまいりたいと思うんですが、實際上この買った土地がどんどん利息がついてきて大変な額になってきているわけですね。しかし、實際上先ほど売買の話が出ておりますが、たまたま首池は鑑定価格と同じような、それよりも高いような額で取引が可能だというふうな話が出てきておるんですが、しかしほとんどの土地がいわゆる実勢単価に比べて明らかに現在の利息も含んだ簿価という帳簿に記載された額との間に大きな差がある。これは実質上、私は損失だというふうに思うんですね。これは将来買い取るときでも多額なお金で買い取らないかん。実勢単価をはるかに超えた価格で買い取らなあか

ん。実勢単価はどんどん減ってきてますからね。これはやっぱり市民に損失を与えるということになっていくのではないかと。市民にとっては非常に喫緊の問題だと、損をこうむるわけですから。

そういう点では、果たしてこの百二十何億になんなんとするいわゆる塩漬け用地と言われるところでも、5年、90億円ほどあるわけですが、その辺の実際上の簿価と実勢単価の差ですね。やはり私は、これは市民に現在、将来にわたって損失を与えるもんだというふうに思うんですが、この辺の額についてはそれを市民の皆さんに明らかにしていただきたい、こういうふうに思うんですよ。

それと、市長ね、先ほどちょっと論議聞いておりました、私も都市計画審議会に長年、今も籍を置かしてもらってますので、ちょっとお聞きをしたいんですが、信濃線はたしかポリボックスの、砂川の中央派出所、あそこまででした。それから、上は——ちょっと待ってください、聞いてるんですから、首振らんとね。後で答えてくださいな。わからへんから聞いてるんですから、わかってたら質問しませんから。

砂川の駅前までは、これ府道ですよ。府道砂川停車場線というふうに思ってるんですよ。これは府ですよ。府で都市計画決定打ったんですか。市とダブってるんですか。一連のずうっと成田議員の質問に対して、いわゆる砂川樫井線とすべて連動して都市計画決定打ってるんだという話を聞いたんですが、ちょっとの間打ててませんがね。その辺はちょっと……事実確認だけなんで、もう簡単に、そんな難しい顔せんと。もう首振らんでも、簡単に笑いながら答えてくれはったらいいんでね。それで、2つだけちょっとお示しをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私もそういう仕事を長年やっておりますので、明確に覚えておりますのでお答え申し上げます。

砂川樫井線は砂川駅前から樫井川のところで、新家を通過して樫井西線という樫井川を渡った泉佐野の境界まで、これが砂川樫井線でございます。砂川駅前からりんくうタウンまでが信達樫井線、都市計画道路名は信達樫井線。そのうちの牧野の

派出所から駅前までが府道の和泉砂川停車場線でございます。ですから、都計としては連続してすべて都市計画決定されております。事業認可をとっておりますのは、先ほど言いました牧野の北1番、締め切った踏切から一丘小学校のところまでですね。ここが事業認可をとっております。そのほかは、都市計画決定はされておりますが、事業認可はまだでございます。

今回、砂川樫井線の牧野1番から砂川駅前、わずかな距離ですが、ここの事業認可をとらんといかんわけですね、そうしないと向こうができてタッチしませんので。それを事業化するとき、駅前広場とセットですよというのはもうずっと以前から言われてまして、今回それを本来は面的整備でやった方が一番早いと。そして、権利者も地区外へ出なくてもいいと、選択ができるということでやったんですけれども、こういう時期ですから、なかなか組合事業そのものの採算が厳しいということで、それは一応休止にしまして、そして本来の街路事業でやりましょうということになっております。

議長（奥和田好吉君） 前田土地開発公社局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 簿価と実勢価格の差なんですけれども、平成10年に私どもの方は事業用地として当時130億の保有地を持ってたんですけれども、その保有地の中で確実に100%事業が進捗するものを第1分類、ある程度おくれはしているけれども、計画は若干おくれるかも知れませんが、計画どおりやれるだろう、これを第2分類。（和気 豊君「いや、そこは聞きました、先ほど」と呼ぶ）第3分類、第4分類と、その中で簿価と実勢価格の差を私ども算出いたしました。

ただ、理事会で理事の皆様方にこの数値をお見せして、こういったもんを私どもが路線価のもとに、路線価と申しましていろいろな場所の路線価から引っ張ってきた数値ですので、厳格な数値の算出ができないために、こういったものを出せばいたずらに社会的混乱を招くのではないかとということで、理事会だけにはお出ししましたけれども、各議員の皆様方にはちょっとお見せは控えさせていただきます、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） いや、それはおかしいんじゃないですか。私、鑑定価格をとって、すべて厳密に発表しなさいというふうには言ってるんじゃないんですよね。地価公示価格、泉南市では144カ所ありますが、そういう点をとって近傍価格を一定設定して、議会ではその程度の含んだ話ではできませんやないか、きっちりした話じゃなくても。マル公で出ている価格から考えて、こうなると思います程度ぐらいの話はできますやない。公に出てるんやから、地価公示価格は、そうでしょう。4月1日にはいつも出るんですから。

こういうことから、きっちり算定して大体これぐらいの差が出るんだと、この程度のことはやっぱり議会に言ってもらわないと、どれだけこの開発公社の経営が行き詰まってるのか、それとも将来切り開かれる可能性があるのか。今、先ほど何か成田議員が質問してるときに、いやもう破綻やと、こういう言葉もありましたよね。私もそう思うんです。まさに破綻してるというふうに思うんですが、いやそうではない、そう言うんやったら一遍その辺の数字のあやちははっきりしてくださいよ。それが1点です。これは1点ですよ。

それと、もう一つ、12年度のこの決算書でも2億からの収入未済額が、利息はどれぐらいですか、12年度は。大変な利息、130億近いいわゆる簿価のものを持っているわけですから、それに対する利息は一体どれぐらいになってるのか。この利息もやっぱりどんどん重なって行って将来負担になっていくわけですから、その辺からもやっぱり問題ではないかというふうに思うんですよ。一遍市民の皆さんに私もお話をしていきたいと思しますので、その点もお示しをいただきたい、というふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 前田土地開発公社局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 公社の保有地については、事業化をするための保有地です。決して売るのを目的にして買った土地ではないので、我々は100%事業化がされるものと信じております。しかし、一部の事業用地は既に30年近く年数がたつてると。この物件については、新たな事業の模索、展開を行うか、あるいは売却

処分として処分するか、この二者択一の選択をしなければいけないと、このように考えております。その中で、売ろうと、売却物件については、現在和気議員の御指摘事項の公表については、再度理事会で協議を行いたいと、このように思います。

そして、利息の発生額でございますけれども、これは146ページをお開きいただけますか。146ページ中段、平成12年度の利息額は約2億500万。例年2億程度の利息を負担しているというのが土地開発公社の現在の状況でございます。議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） もう最後にします。

これは理事会を代表するという発言になると思いますので、先ほどのいわゆる簿価と実勢単価の差ですね、この公表については、これはひとつ、私先ほどの質問はもう繰り返しませんので、あなたの発言、事務局サイドの発言ではなくて、これは当然統括する理事長の発言を再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。私は出すことの根拠を示しながらお示しをしましたので、今出せないという根拠も含めて御回答をいただきたいというふうに思います。

それから、毎年利息が2億500万ですね、これほどあると。これね、ほんまに簡単に言いますけれど、本当に今生活苦しくなって、どんどん泉南の繊維が廃業、倒産されると。そこで路頭に迷うておられる労働者もおられるということで、これを秒に直すと168円、分に直すと1万円、日に直すと60万、月に直すと1,800万。これ、今論議している間にどんどん市民に将来負担として重なっていったるんですよ。利息だけでですよ。それで、地価がどんどん下がってくる。その両方と合わせて大変な損失を市民にこうむらしているわけですよ。この辺の痛みをやっぱり明らかにするというのが行政のあり方じゃないですか。情報公開条例の精神じゃないですか。それが言えないというようなことは、どういうことなんですか。議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。助役（蜷川善夫君） 和気議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

先ほど事務局の方から御答弁申し上げておりますけれども、土地公社の土地については、基本

的には事業化するということが大前提でございますので、事業化の見込めるものについては事業化をしていくということでございますが、分類を今日時点でもう一度するというふうに申し上げておりますので、その時点で申し上げたような点につきましても、理事会にお諮りをして協議してまいりたいと思っております。すべてを塩漬け土地であるとか、不良の土地であるとかというようなことでお示しするというのは、社会的な混乱が起こるというふうに考えますので、その点につきましては理事会で十分協議をしてまいりたいというふうに思います。

〔和気 豊君「5年以上のやつについて出さないよ。塩漬け土地について出さない」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れないですか。ほかにありますか。——以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

4時まで休憩いたします。

午後3時29分 休憩

午後4時 1分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、報告第15号 専決処分の承認を求めるについて（平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第15号、専決処分の承認を求めるについて（平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））について御説明を申し上げます。

議案書分冊の1ページをお願いいたします。

専決理由でございますが、大阪海区漁業調整委員会委員の欠員に伴い、同委員会委員の補欠選挙の期日を7月18日に、その告示を7月9日と決定されたことに伴いまして、同補欠選挙に要する

経費を予算措置する必要がございますので、専決したものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億1,881万9,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、7ページから8ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより報告第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第15号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、議案第1号 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の163ページをお願いいたします。

組織機構につきましては、平成9年度より行政改革実施計画に基づき、簡素効率化の観点から総合的な施策展開が図られるよう、類似事業の一元化を図るなど具体の項目について実施、検討を加え、一定の成果を上げてきたところでございます。

しかし、市民ニーズは今後ますます多様化、複

雑化し、信頼される行政運営を行うためには、環境の変化に即応できるような柔軟性や効率性を備えた組織体制が望まれております。

今般、行政事務の効率化をさらに進め、新たな行政需要に対応し得る組織体制とするため、部の新設と統廃合を含めた泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の提案をするものでございます。

主な改正点は3点ございまして、まず1点目は、新しい時代に対応した多様な行政サービスを展開していくため、財源確保の立場から財務部門の強化と情報の一元化、並びに行政効率の向上を図り、地方分権の時代に即応し得る政策形成能力や自治能力の向上に配慮しつつ、より簡素で効率的な機構の確立を目指し、市長公室を廃止し、総務部と財務部に改称し、事務分掌の変更をいたすものでございます。

2点目は、市民にわかりやすいネーミングにより開かれた市政に努めるため、市民生活部を市民生活環境部に改称するものでございます。

これは、快適な生活環境づくりや公害のないまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政が一体となって環境への意識を高め、省資源、省エネルギー運動などを通じ、環境に優しいまちづくりを推進することを目的とし、市民生活に直結した生活環境を重視する組織体制の構築を行うものでございます。

3点目は、下水事業につきまして一定の整備進捗を図られたことと、簡素効率化の観点から総合的な施策展開が図られるよう、下水道部を事業部に統合するとともに、事業部を都市整備部に改称するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———真砂君。

5番（真砂 満君） それでは、何点かにわたって質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、一般質問でも質問をさせていただいたんですが、皆さんもお聞きになってたかと思うんですが、答弁者の答弁のスピードがめちゃくちゃ早いもんですから、その中身がよくわからな

かったという点もありまして、一般質問とダブる部分があるかというふうに思いますが、その点についてはひとつ御容赦をいただきたいというふうに思います。

それで、簡潔にということでありますから、簡潔に質問項目を述べさせていただきます。

今、蜷川助役の方から趣旨の説明がありました。お聞きをしますと、大変ごもっともなことばかり並べられておりますけれども、結果として言葉で幾らきれいなことを言っても中身が伴ってなければ何にもならないわけでありまして、そういった意味では、これまでの総括的な言葉としまして、総合的な施策展開をしてきたと、類似事業の一元化を図って一定の成果が上がったという御報告があります。その具体的な事例をお示しをいただきたい。これがまず1点。

それと、今後の問題点として、ニーズが多様化、また複雑化をしてきている。そのとおりだというふうに思っています。それで、そういったことも踏まえて信頼される行政、また環境の変化に即応できる組織の体制ということで柔軟性を持っていかなければいけない、また効率性を図っていかねばいけないということが述べられておりますので、具体的にどのようなことを、今おっしゃられた言葉と柔軟性はこういう形でこの部署をこうするんだというようなお示しをしていただきたいというふうに思います。

それとあわせて、これは一般質問とダブるわけなんですが、機構改革の説明で骨格ということで5項目が述べられております。これは質問で聞かしていただいたんですが、1番から5番まで、この新しい機構改革の中でどの部署がその部署に当てはまるのかですね。再度、公室長には非常に申しわけないですが、ゆっくりわかりやすく御説明をいただきたいというふうに思います。それが3点です。

4点目は、現行のこの機構改革の中で、果たしてどんな問題が出てきてるんでしょうか。例えば、府なり国からの権限委譲の中で、今の組織の中で何か問題があったのかどうかですね。もしあったのであれば、その事例をお示しをいただいて、こういう問題があったからこのような形にしますと

というような形での説明をしていただきたい。

あわせて、例えば市民から見て、今の行政機構では非常にわかりにくいんだというような問題点があったとするならば、その事例を出していただいて、だからこうするんだという説明に置きかえて御説明をしていただきたいと。その点についてまずお聞きをさせていただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 真砂議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

4項目ほどあったわけでございますけれども、1点目でございますが、我々としては従来から事業部関係を含めまして、事業部関係、下水道部関係についても今まで事業について充実をしてきた中で、課等もふやしてきた中で、施策展開を図ってきたというふうに考えておりますけれども、その中で平成9年度から類似事業の一定の整理ということの中で、事業部関係についても規模の縮小等を図ってきたということでございますので、そういう表現を使いましたけど、現実にはそういう形の分についての説明ということで御理解をいただきたいと思います。

それと、今後我々としては、予測される地方分権の時代ということの中で、より市民のニーズというんか、社会情勢の変化に伴って、よりニーズが高まってくるというふうに考えておりますので、非常に行政事務についても複雑化してくるというふうに予測をいたしております。そのような中で今回の改正は、それにできるだけ対応していかねばならないという考え方の中で、そういう組織を考えたということでございます。

それと、あわせて関連するんですけども、そのうち一般質問の中でも5つの骨格ということについて御説明をさせていただきましたけれども、それがどこの課に当たるかということでございますが、まず市民の利便性最優先ということの関係につきましても、この考え方は地域の活性化や地域コミュニティの醸成ということと、市民ニーズへの効率的な対応ということで、今回商工課を地域振興課に改称し、組織の充実を図ったということでございます。その中には地域振興係というものを新たに作りまして、地域社会の活性化、ボラ

ンティアとかNPOとか、今回はめらせていただいておりますけども、住民自治の醸成に努めるといふふうに考えております。

それと、最小の経費で最大のサービスを基本理念に、行政効率の向上や同一行政目的の組織の一元化ということでございますが、今後の中期的な事業や施策の展開を見た中で、今回事業部と下水道部を統合し都市整備部にするという考え方でございます。これはより効率的にということの中で、計画部門、設計・施工部門、それと管理部門に整理統合して、組織の運営を図るといふふうに考えております。

それと、あと課の中でも係の統合等を行っておりますけれども、これは規則の関係でございますから、資料を添付させていただいておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

それと、既成概念を払拭し、独創的、効率的な組織という考え方でございますけれども、これは地方分権の担い手ということで、高い自立性と柔軟性、機動性を備えた組織ということで考えておりますが、今回企画広報課を政策推進課に改称いたしましたして、地方分権という項目も規則の中に今回入れさせていただいております。それと、空港対策部門も統合した中で、お互いに協力し合っていこうということで、その中で機動性等も備え、対応を図りたいということでございます。

それと、今回の事務分掌規則の中には、特命事項の調査研究、重要施策についての企画及び調整ということも入れておりますけれども、調整部門、企画部門についても一本化して、いろんな方面からの意見なり情報収集を含めた中で、この中で庁議等の最高決定の関係の組織もここに一本化した中で、我々としては効率的に行政を進めたいという考え方でございます。

それと、行財政改革の実効ある推進ということの中で、行財政改革の担当を従来財政課の中に置いておりましたけれども、新たに室ということで設けて、より効率的な行財政運営の推進を図るといふふうに考えております。

それと、開かれた市政の推進ということの中で情報管理課を充実いたしまして、ここで情報の収集なり発信を一本化するということで、我々は今

回考えて提案をさせていただいておりますのでございます。

それと、現行の組織の中でどのような問題が生じてきてということでございますけれども、いろいろと問題というんですかね、具体的に言いますと、個別にどのような問題が出てきてどうということではなしに、我々として今回考えたのは、これからの住民ニーズなり地方分権の推進の中でどのように対応していけるかということの中で、今回今までの組織よりもこの組織の方がより対応できるのではないかということの中で、我々としては提案させていただいているということ御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 一般質問よりもかなりゆっくりのペースだったんで、今回はよくわかりました。よくわかって、わかったらわかるほど何やその程度だったんかいという感じがいたしております。

過去の総括にしても、今述べられたように1点だけなんです。事業部関係のことしかないわけですね。成果というのはそういうことだけなのかですね。問題点にしたって、今後予想されると。今何が問題があってやらなければいけないということではないわけですよ。そういった意味では、市民の皆さんから見れば、行政に何を求められているか。ネーミングのことを言われておりますけれども、そんなことより、役所へ来て自分がしなければならぬ行政事務をすべて1つの部署でクリアできる、そういった行政を求めてるんですよ。あっち行ったりこっち行ったり、行くたびに名前が変わったり、そんなややこしいことは避けていただきたい、これは市民感覚からすればそうなんです。1つの部署でできるワンストップ行政を推進していく、これは行政として当たり前の姿勢だといふふうに思うんですよ。

昔の市役所は、小さかったこともあるけども、部署の数も少なかったし、係もそんなになかったといふふうに思いますから、いい意味では、今と違って福祉やったら福祉へ行けばすべて全部クリアできたんですよ。市民課へ行けば市民課の中で全部できたんですよ。それが場所も狭隘やというこ

ともありますけれども、あっちへ行かされたりこっちへ行かされたりしてる。そっちの方がいかにもわかりにくいんですよ。ですから、その辺はきちっと1つのところで完結ができるような行政システムを考えていかないといけないというふうに思います。

それより以前に、この機構改革というのは、当然行財政改革、この一環として機構改革があるわけですよ。そのことに基づいてなければいけないわけなんです。そういった意味では、一般質問の中でも言いましたように、もしやるならば、もっと民間企業や他の自治体が行っているような大胆な改革を意識して、物事を考えなかったのかどうかですよ。

今回の中身を見させていただいても、例えば旧の部でいいますと、部の中での不公平感と言うたらおかしいですけどね、その部によってさわってるところもありますし、さわってないところもあるわけですね。それは何もないからさわらないということもあろうかと思えますけども、ほんまにそれでいいのかどうかんですよ。もし、改革というような中で機構改革を考えていくなれば、今、世間では聖域なきという言葉がはやっておりますけれども、そんな観点の中で全体をいらっていく、そういった視点が必要なんではないでしょうか。

それと、今までどおりのような部長、次長、課長、係長といったラインについても考えていかなければいけないのではないのでしょうか。そういった思い切った改革の一環として機構改革というものを位置づけていかなければいけない、そういうふうに思うんですが、そういった視点が余りにも欠けているのではないのかなというふうに思うんです。

今のこの改革を見てみると、張りつき人数さえ出てないんでしょう。そんな中で今公室長がおっしゃられましたように、地域の活性化の中で係としてボランティア、NPO、このことはいいですよ。いいですけども、果たしてその張りつき人間が何人なのか、そのこともセットで提案をしなければ、今の商工係の人数のままで係だけがふえているというようなことであれば、係はふえたけど実際はやらないのと一緒なんですよ。できない

でしょう。ほかのメニューの中では、行政側が行革大綱なり実施項目の中でいろんな項目を出してきてるんですよ。その中で全部整合性が図られているのかどうかなんですよね。条例としてこれを出してくる以上、我々としてもその整合が図られているかどうかということのチェックなり確認をして、イエスなのかノーかという判断をしなければいけない。そのためには張りつき人数が最低限必要なんですよ。

それが説明を聞いてみると、条例が通ってからでないと思えない。そのことやったら順番が違わんじゃないですか。その辺の考え方はどうなんでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 真砂議員からの再度の御質問でございますが、2点ほど御指摘をいただいたわけでございますけれども、今回の改革は、今の社会情勢なり住民ニーズの変化に伴って適宜必要なものであるということの中で、今回の改革をさせていただいたということでございます。

今後も今御指摘あったような形につきましては、我々としては十分調査研究なりはしていかねばならないという認識は持っておりますけれども、今回の改革ではそこまで至っておらないということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、張りつけ人数の関係でございますけれども、当然今回の組織の見直しに伴いまして、張りつけ人数の変更というのが生じてくるというふうに認識をいたしております。今回の組織の見直しがもし可決をいただきましたならば、10月1日施行というふうに予定をいたしておりますけれども、その人数につきましては、現在検討いたしておるところでございます。

今、御指摘をいただいたわけでございますので、早くお示しできればいいわけでございますけれども、今年度は退職者も多く、現在、来年度の職員採用の人数につきましても検討をいたしておるところでございます。今回10月1日の張りつけと、それとあわせて来年4月1日にその辺の補充的な形も考えていかなければならないということの中で、若干時間を要しているということござ

います。

今、御指摘のありました仕事のふえる部署についてどうやねんという話でございますが、当然仕事が大きくなっていくということの中で、また規則の関係で仕事の移動等がございますので、その辺についても十分配慮なり仕事のボリューム等を検討した中で、我々としては張りつけ人数は決めていきたいというふうに考えておりますので、今現在は出ておりませんが、できるだけ早い段階でこの辺も整理をした中で御説明をまたさしていただきたいと思っておりますけれども、今日現在では人数的には出ていないということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 3回目ですのでこれでやめますけれども、問題はですね、公室長、大事なものはこの機構改革がどの視点に立って考えられていくかということだというふうに思うんですね。視点の置き方だというふうに思っています。

そういった意味では、当然のように市役所というのは6万5,000の市民があつての市役所でありますから、視点というのは当然市民に向けてなければいけないわけです。非常に言い方は悪いですが、行政の都合で組織をああじゃこうじゃといじくるよりも、市民にとってどういった組織体制が一番いいのか、そういった観点の中でしていかなければいけないというふうに思います。

基本には、必ずそういった視点を添えていただきたいということをお願いしたいと思いますし、私は今の行政の組織を見ていて感じることは、2人とか3人とか小さな係がありますよね。もうこの際そんな係は取っ払いたらいいんですよ。取っ払って、そんな小さなくくりの中で縦割りの行政をしているのであれば、そういったものを取っ払って、大きなくくりの中でもっと柔軟に、これもできる、あれもできるというような組織の改編をした方が職員にとってもプラスだろうというふうに思っています。

職域がふえるわけですからね、もっといろんな意見なりいろんな考え方がその1つの職場の中で淘汰していけるわけでしょう。そういったことの視点も考えていかなければいけないというふうに思

っていますし、人の交流なんかも含めてできる、もうそういった意味では、もっと大きなくくりの中で人の動きもできるというような観点もぜひとも必要だろうというふうに思いますし、一番大事なのは、組織の中でやはりもっと課長の権限というものをしっかりと充実さすべきだというふうに思います。

やっぱり市民が一番近いところといえば、1つの課でいえば課長なんですよ。その下で働いている係長以下の係員なんですよ。そこが一番接点があるわけですから、その直属の上司といえば課長なんですから、そこがどれだけしっかりしてるかどうかで組織というのは変わってくる。そういった意味でも、課長にもっと権限を与えるような組織運営なり、そういったシステムづくりをしていくべきだというふうに思います。

そのもう1つ上には部長がおるわけですからね。部長というのは6万5,000の市全体的な1つの自分が与えられたその職責の中で、もっと責任を果たしていく、課長以上の責任を果たしていく。言い方を変えれば、市長と同格と言えるほどの政策決定なり遂行をしていく、市と市長の代弁者として仕事ができる、そんな形が必要だろうというふうに思います。

そういった意味でも、職員の意識改革が伴っていかなければいけないわけです。この際ですから提案をさせていただきますけれども、今の事務机なんかを見ていると、すべて横向きなんですよ。少なくとも窓口に向けて、市民の視点に立つならば、机の配置なんかでも窓口に向けて席がえをする、それぐらいの意識の改革、それはすぐできるわけです。金もかからんわけですから、そういった自分自身の意識改革が必要だというふうに思うんですが、その辺も提案させていただきますが、もし御意見があればお聞かせをいただいて、質問を終わります。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回の改革は、行財政改革の今度の実施計画にも入っておりますように、組織の簡素活性化ということですね。その辺から組織についても統廃合できるものは統廃合していくという考え方でさせていただいております

し、市民の関係では、今回商工課を地域振興課に変えて、相談業務とかをそこに一本化していくという考え方でございますので、ある程度我々としては整理されてきているかなというふうには考えておりますけれども、これはやはり我々行政側の目ではなく、今真砂議員が言われましたように、市民の目で物事は考えないかんとことこの認識は、持たしていただかなきゃならないというふうに思っております。

それと、先ほど1回目の答弁で答弁を差し控えましたけれども、小さい係をとという御提案でございますが、今回も何課かについては統合させていただいております。それは今、真砂議員が言われたように、当然1つの係で小さい係ですと、視野が狭くなるという問題もございますので、いろんなものについて勉強してもらわないか、そしてお互いに協力をし合って効率を上げるという考え方で、そういうふう今回取り組んでいるということでございますので、それも御理解をお願いしたいということでございます。

それと、課長権限につきましても、今回まだ御提案させていただいておりますけれども、専決規定というのが市の方にあるわけでございますけれども、そこには助役なり部長なり課長なりの専決事項が入っております。それも今回、今検討いたしておりますところでございますけれども、もう少しその辺で権限を上げる必要があるのではないかと、責任を持たす必要があるのではないかとこのように考えておまして、現在その辺については検討中でございます。また、できましたら御説明をさせていただきたいというふうにご考えておるところでございます。

それと、最後に、机の配置についても意見をいただいたわけでございますけれども、これも意見として我々は認識をさしてもらわなければならないでございますが、現在、今の庁舎の中では、配置とか電気関係とかその辺の問題で、すぐに対応できる問題ではなかなかないということでございますが、やはり役所というのは最大の市民へのサービス機関という認識の中では、その辺の人の研修というのは十分取り組んでいかなければならないというふうにご考えておりますので、よろしく

お願いいたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） 簡単にお伺いをいたしたいと思いますが、基本的には今真砂議員からも御指摘がございましたように、改革ですから、結局こういう改革を市民の目線から見てどうなのかということが結論づけられなければならないというふうに思います。

この条例案、一部条例ですからすべて入ってないと思いますけれども、これは最終的には総務部との関係とか、財務部とかというような表現で表現されておるんですが、最終的には本市の場合は何部何課になるのかですね。前回資料をいただいたんですけども、ちょっと理解しにくい点もありますので、教えていただきたいというふうに思います。

それと、もう1つは、何ととってもやっぱりこれは行政改革全体の中での人員の削減なり職員の削減なり定数削減なりというのもあると思うんですね。ただ、参考になるかならないかは別にしても、けさ私、福岡県庁に電話を入れまして、福岡県の中に春日市というのがあるんです。ここなどは人口現在10万1,000らしいです。職員は475名、こういうことですね。年間総予算は280億、一般会計です。ここは比較的面積が非常に狭くて資源の少ない市だと、こういうことですが、いずれにしても民間に委託せよという形の行政の中での声大きいんですが、もうここは当初から民間でできることはほとんど民間に委託をしているようであります。

例えば水道もそうですし、消防の一部、それから一部事務組合、それから学校の調理人、保育所、現業のほとんどが民間委託になされていると、そういうことでございます。

最近、新聞紙上なり、この春日市に対する行政視察、大体人口6万から7万の市が非常に行政視察に見えるのが多いと、勉強に見えるのが多いと。こういうことですから、私もちょっと聞いておりましたので、福岡県庁の地方課に電話をして確認をしたんですけども、そういうような実態ですね。

うちはどちらかといいますと、人口6万5,000ちょっとで740人程度おると思うんですけども、本職員だけで。あとアルバイトとパートを入れますと——パートという表現がええかどうか分かりませんが、百四、五十人おるんやないかと。合計八百五、六十人おると。これはあくまでも話ですから、現実にそうせえと言ったってそれぞれのまちの、市の歴史がありますからできないと思うんですが、このように詳細に具体的な定員の管理の内容も出てますけれども、ここらあたりの相関関係はいつ精査されるのか、できる範囲で結構ですから御答弁をいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） まず、1点目でございますが、何部何課になるのかという御質問だったと思いますが、今回の改革は、市庁部局を条例として上げさせていただいておりますので、市庁部局の数で申し上げますと、現在7部あるところを6部ということ、1部減ということでございます。それと、課につきましては32課から29課ということでございます。

それと、あと人員の関係でございますけれども、職員数も今島原議員の御指摘のあった人数に近い数字でございますが、今回行財政改革の実施計画の中にも入れさせていただいておりますように、適正な定員管理ということと、定員管理計画につきましてあわせて御提示させていただいていると思います。

その中では、従来から、平成9年度からですけども、定員の削減に努めてきたということの中で、平成9年から12年までは28名の減、3.8%でございますけれども、それと13年から15年まで3カ年で引き続き5%を目標として削減をしたいということで、我々は考えているところでございます。

それとあわせて行財政改革の中では、官民の役割分担という検討の中で、我々として今3つの部門について官から民へ移行できないかということも検討いたしておりますので、それもあわせて御報告を申し上げたいというふうに思います。この点につきましても、13年度から本格的に取り組んでいって、解決できるものは解決していくとい

う考え方でございますので、よろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 事務分掌の改革で部が7部から6部と、こういう御答弁ございましたんですが、これは課にしても32課と、こういうことですが、現在どおり役職の配置につきましても、例えば6部あるわけですから、6人の部長が存在するのかどうかですね。各課においても例えば32課あるんだとしたら、1課に1人の課長を置くと、こういうことなのか、その役職の割り振りについてお答えを願います。現在、山内部長なんかは、スーパー部長と僕は言いたいんですが、2つの部長を兼ねておるようですけども、そういうような方式にするのか、そういう点を御答弁いただきたい。

それと、春日市のことを言って申しわけないんですけども、春日市なんかのやり方というのは、結局5年なら5年のこれからの職員採用の数値を増減についてきちっと出している。例えば来年度は6人採用する、今年度は5人にとすると、再来年は10人にするというふうな逡減率というものをちゃんと出して、議会の方にも了解を求め、市民にも説明をすると、そういうことなんです。

うちの場合は、来年のこともおっしゃったんですが、来年何人新採用するのか。やめる人の関係にもよるでしょうけれども、そういうことの定数率の採用率についても、うちの場合は非常にきちっとしたとこがないと。そのときに考えるということになるでしょうけども、そこらあたりの考え方はどないですか、お答えいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 役職の張りつけということでございますが、現在市庁部局では7部あるわけでございますけれども、今、先ほど島原議員が言われましたように、2部につきましては1名兼務ということで対応させていただいております。

それと、課も減るということでございますので、役職者が出てくるわけでございますが、来年の3月1日をもって退職する役付職員がかなりおりま

すので、その辺で割り振りというんですか、役職がえというんですか、その辺はやっていかなきゃならないということでございます。ですから、来年の4月1日には役職が余るということではなく、まだ下の方というんですか、課長代理クラスから課長への昇格ということも生じてくるのではないかとこのように考えております。

それと、職員の採用の考え方ということでございますが、今年度は定年退職が8名と自己都合1名とその他早期前という事で、22名の方が退職されるということでございまして、その中で採用人数も決めていかなければならないと、張りつけとか仕事の状況とかを考えた中で決めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。ただ、来年度の採用人数につきましては、まだ決まっておらないということで、7月ごろには我々としては決めて、募集についても広報させていただきたいというふうに考えております。

それと、将来的には平成18年ごろから大量に退職者が——定年退職者の推移を見ますと、大量に退職者が出てくるということの中で、これからやはり計画的にもある程度採用していかなければ、行政がとまってしまう可能性ということも懸念されますので、今年度ぐらいからその辺も含めた中で、その辺の計画も立てていかなければならないのではないかなというふうには考えておりますが、具体の答えというのはまだ出ておらないわけでございますので、今の段階では、毎年毎年の採用につきましても、退職者が決まった段階で採用人数を決めていくという方式をとらしていただいております。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） お願いをしておきたいんですけども、いろいろ全国各市あるんですけども、知恵を絞り、お互い努力し合って、こうした改革が進められておるわけですけども、ひとつ市民サービスの低下がないように、ぜひ配慮していただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、やっぱり改革をしたという点につきましては、国の改革というわけにはいかんでしょうけども、目に見えた、市民に対しての

改革をこうしましたと言えるような、そういうような調査もひとつしてほしいなというふうに思います。

もう一つ、最近IT化なりコンピューターが入っておりますから、我々が昭和三十五、六年に議員になった当時とは随分と公務員の作業内容というんですか、事務処理の内容も異なってきたと思うんです。

そういうことからして、ほとんど各課にはワープロがはまったり、コンピューターがはまったりするという時代になると思うんですが、そういうことと人員の削減と一体どういうふうになるのかというその相関関係についても、事務機器なりIT化に伴う投資と、それから人員削減の問題、あるいは1人当たりの作業量の問題、いろいろな問題があると思いますけれども、そういうことについても一考を要するのではないかなと思いますので、今後の検討課題としてお願いをしておきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——成田君。

18番（成田政彦君） 若干お伺いしたいんですけど、今度の機構改革で、各部ごとでは大体どの程度的人员がこれで減るのか。それから、泉南市定員管理計画に平成8年から平成12年の間に既に二十何名がやめとるんですけど、ことしのやつを入れると、これで50名近くが平成8年から12年度にやめるんですけど、各課で見るとどの程度部では人員が減ったのか。

それから、これを見ますと、人推とか同和教育の部分の方は、ほとんど機構改革に手をつけてないと。教育の中で特に目立つのは、図書館と文化スポーツ振興課という名の中で、あれだけ事件が起きるとる図書館でも今度係になるということになるんですけど、これ文化スポーツ振興課長がスポーツ振興係、スポーツ施設係、図書館係、文化係、この4つの係を全部飛んどるでしょう、あっち行ったりこっち行ったり。体育館でしょう、それから文化ホールでしょう。あれは飛んどる。課長は毎日、体を刻むことはできないんだから、課長はこういうふうに厳しい文化、スポーツ、泉南市の

こういう管理をするのか。ちょっとそれを具体的に、4つの係をどういうふうに戻っていくのかね。図書館係は係だから館長がないような感じなんですけど、この点についてちょっと僕は心配ですわ。

それから、青少年センターなんですけど、なぜ青少年センターが課であって図書館が係になるのか。図書館というのは全市内になっとるんですけど、文化ホールもそうですわね。それで青少年センター、これは依然として課長を置くとか、こういうふうになっとるんですけど、そういう同和偏重になっとると違うかと、この係のやり方が。私はそんなふうを感じるんですけど、その点はちゃんと職員の意見をよく聞いてこういう課の編成を行ったのか。

その点と、それから定員管理計画についてちょっとお伺いしたいんですけど、私、これはさっき島原議員が言われたんですけど、平成22年までに237名の方が、これは定年で絶対やめるんですけど、早期退職というのが物すごく、平成13年で8名というのは、実際やめる人は22名ということで、退職金は最初1億円の想定をしておったのが5億6,000万も今度そういう退職金を組まなアカんと。14年以後、必ずやめるといって、これはわかると思うんですけど、定年で。

しかし、あと早期定年というのは、これは全くわかりませんわな。違う、早期じゃない、中途でやめる人は。全く中途退職という人は、これはもう全然、4月にやめる、4月に意思変更しないけど、また突然意思変更するということはあるもので、これは7名に幾ら——大体、平準化したら237に対して中途退職者はどのくらい平準化されとるのか、これ。大体5人だろう、6人だろうと、こういうふうに見ていかんと、将来237名で今716名ですから、そのまま引いたら四百何名になっちゃいますわな、そのまま単純で新採用を除いて。

しかし、それに早期を引いたら泉南市の職員さんはどないなんのかなと。これ、237名やったのに100名これにプラスしたら337名でしょう。そしたら今716だから400名を切るような、これは極端な話だから、そういうふうな心配もあるし、だからさっき島原議員さんが言ったよ

うに、平準化した、市の職員は継続して採用しないと、やっぱり政策も受け継がれないし、将来の幹部採用もないから、そういう職員の平準化、25年までの平準化ね、これもどういうふうを考えておるのか。

それから、心配になるのは退職金ですわ。237名だから、これで20億、もっとかかるんですけど、普通の退職者で。これ、早期のこのプラス100——わかりませんわな、100になるか200、これはどういうふうに想定されとるのかね。全くわからんと、早期というのは今の考えでは。もう出たとこ勝負、来年勝負やと、これは。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 項目が多岐にわたりましたので、漏れている場合はまた御指摘をいただきたいと思いますが、今、成田議員さんの中で、従来28人ほど減ってきてるけども、各部でどの程度減ったのかという御質問でございますが、平成9年から係等の統廃合も取り組んできたということと、新しくできた部分については新設をしたということでございますので、各部での人数の出入りについては集計といいますか、トータルはとっておらないということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。平成9年から12年までで28名ということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、人推部が今回機構改革の対象に入っていないのではないかということでございますけれども、21世紀というのは人権の世紀とも言われておりまして、国におきましても人権擁護施策推進法が平成9年の3月に、それと人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が平成12年12月に施行されておりまして、人権啓発への取り組みや人権救済機関の設置も検討されておるところでございます。

また一方、地対財特法の法期限も近づく中で、これらの現状を踏まえた中で、今回の機構改革では現状体制としたということでございますが、今後その辺の国や府の動向を見据えながら、必要に応じて機構改革についても検討していくというふうに考えております。

ただ、人権推進部については、しばらくは置きますけれども、規則の中で改革できるものは、その辺の動きの中で適宜検討していくというふうに考えておるところでございます。

それと、定員管理計画のことも御指摘をいただいたわけでございますけれども、早期前退職はかなり予測もつかなくふえてきているということでございますが、平成18年度以降の大量の分についても、ある程度前倒しできてきてるのではないかと思います。

そして、さきの質問者にもお答えいたしましたように、今年度あたりから、その平成18年度以降の大量の退職者に向けての職員の補充ということについても、我々としては考えていかなければならないということで、今年度あたりからその辺に向けて、今回からの採用についても一定考え方というのはまとめた中で対応していく考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。
谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 成田議員御質問の退職手当の問題、今後18年度以降20人以上の退職者が出るということで、退職手当をどういうふうに考えているかという御質問でありました。

これにつきましては、先ほどの質問者にもお答えいたしておりますが、当然13年度を例にとりますと、8人が現在22名に14名ふえて、退職金も4億以上の補正予算を組まなければならないという現実が出てきております。

13年度につきましても、これから我々は今後一般財源がどれくらいふえていくか。これは当然税等で対応しなければならない経費がございますので、ただ特に退職手当、これは答弁させていただきましたように人件費でございますので、我々としては最優先でこれは対処していかなければならないと、このように考えております。

そして、あと18年度以降、20人とか23人、こういった形の数字があらわれておりますけれども、13年度を例にとりますと、22名で約5億以上の退職手当が出てくるということが予想され

ます。

ですから、18年度以降もある程度やっぱりこれぐらいの退職金が必要になってくるのではないかなど。これは普通退職でございますけれども、あとこれにどれくらい早期前とかあるいは途中退職があるかもわかりませんけれども、その辺を除いて考えても、それぐらいの数字が予測されるということもありますので、その辺は当然単年度でどういうふうになっていくかというところで、18年度が来ましてその財政状況がどうなってるかとか、その辺と、あと市政としまして退職手当債ということも議論されましたが、その辺の制度も今後の検討課題という形になろうかと思いますけれども、そういった中で我々としては、この経費について今後検討はしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） この条例の提案の内容に教育委員会が入ってございませんが、御質問でございますので御説明を申し上げたいと思います。

市長部局と統一的に教育委員会も機構改革を考えております。その御質問の中で、図書館あるいは文化ホール、それから体育館、体育振興課と、このあたりの中で、今それぞれ各施設で別々にそれぞれ館長がおります。

そんな中で今回、今までは体育という名前を使っておりましたが、スポーツというような新しい名前も使いまして、文化、スポーツと連携を持った統括的な中身でやっていきたいというふうに考えておまして、それと生涯学習関係、それから教育総務関係と三本柱でこのあたりの体制を整えたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 中谷公室長は、人権推進部、それは今後ますます云々ということを言われたんですけど、実態は国の方針もこういう同和対策の問題については縮めていく方向になっとるんですけど、ここについては一切聖域として触れな

いのかと。これは人員削減の問題からいったら、各部別にどこもどこもみんなそんな差はないと私は思うんですけど、特別にそこだけは、人権推進部と同和教育、ここの間はさわらないと。さわらないって、実際さわらないようなこういう計画になっとるんですけど、それはちょっと不公平じゃないんですか。

特に私はさっき教育委員会に言ったんですけど、青少年センターといわゆる教育事務の図書館ホールが何で係と課の差があるのかと、この改革の中に。そういうことには私は非常に不公平さを、同じ改革なら平等にきちっとすべきではないかと思うんですけど、なぜここが係になって、よそが課になってるかについては、ちょっと納得できません、その点。

それと、もう1つ定員管理計画なんですけど、行革で結局こんだけやめたら、別に人がこれだけやめていったら、極端に言うと、人員削減だけで物すごく、ほかに行革せんでも人員削減の給料の人件費だけで膨大にこれだけ減っていったら、あと15年後に400、500ぐらいの人数になったらね、これはそんな傾向を示すとすると。今の平成12、13の中途退職の傾向を見ると、これは予測はできないと。もう予測できないですわね。18年までに退職金が払えるかどうかという、毎年仮に20名ずつやめていったら、18年でこれはもう既に100をオーバーしていくという驚異的数字になる可能性があるもんで、将来の泉南市を僕は憂えるふうになっていっちゃうんですけど、そういうことでもう一度平準化の話について、早期退職のプラスマイナスと、採用ってそんなたくさん採用せえと僕は言う話じゃないけど、やっぱり将来の泉南市のことを考えたら、大体どの程度——採用と退職と中途退職の差ですね。これはきちり計画を持ってないと大変なことになると違いますか、予測ができないということは。

別にやめよとか、そういうことを言っとるわけじゃないんですもんね、これは。その点はもう一度財政的なものと将来の泉南市の計画から見たら、ある程度定員数が500なら500という定員数になるとしたら、採用と中途退職の率をどうしていくのかと。その辺はどうですか。ちょっと心配

になってきましたわ。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 失礼をいたしました。人権推進部の関係でございますけれども、事務分掌規則の中で一部人権推進部に移行する事務もあるということで御理解をいただきたいと思います。ですから、組織は、仕事量はふえてきているということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それと、定員の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、平準化をこれからしていかないかということでございます。ただ、行財政改革の中でございますから、今後まだ3年間で5%減をするという計画を持っておりますので、その中でどのような計画を立てるかということでございますが、この行革の中には民間への移行ということも含んでおりますので、その辺もあわせて中で、退職したうちのどのぐらいの人を補充していかなければならないかということも議論をしていくというふうに考えております。完全に退職した人を補充しなければ、当然財源は浮きますけれども、行政というのはとめることができないということの中で、当然補充はしていかなければならないという考え方でございます。

ただ、今の厳しい状況でございますから、大幅にふやすというようなことはできないわけでございますけれども、今の行政需要を見据えた中で、今後どうしていかなければならないということについては、引き続き検討してまいるということでございます。

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れはありますか。

〔成田政彦君「教育委員会に聞いとるで」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 先ほど機構改革について説明を申し上げましたけれども、教育委員会といたしましては、今回教育総務部の関係でございます。そして、教育指導部も含めまして本来組みかえを行うなり、そのようなあたりにしたいと考えておりますけれども、時間のかかる部門もでございますので、今回はこういう形で機構改革をさしていただきたい。

それで、この部の関係におきましても、それぞれ指導部、総務部もいろいろ課題を持ってございます。そういうような形で、現在ではやはりこのまま2部制でもって継続し、やっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 定員管理計画なんですけど、職員定数の平成15年まで5%で、あと中期目標としては10%ですから、ちょっと聞きたいんですけど、将来的に泉南市の定足数はどのように——泉南市の定員数、今718ですか。定員数は大体、これはピークの平成18年、それから平成25年ぐらいでは大体泉南市の定員数、今716ですけど、行政需要とかその辺いろいろあるんですけど、これは大体、もちろんこだけ定年数がふえるし、きちっとやっていかんと大変なことになるんですけど、それは計画が大体あるんですか。これ、定足、あれは出とるんですけどね。それをちょっとお伺いしたいんです。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回出ささせていただいております定員管理計画は、平成13年度から3カ年ということでございますので、平成25年までの長期の分については、現在のところできておらないということでございますが、この3カ年の計画の次のステップとして、また新たな定員管理計画というのはつくっていかねばならないというふうには認識をいたしておりますが、25年までの長期の分については、まだそこまではつくっておりません。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。北出君。

12番（北出寧啓君） うちの真砂議員も細かいことを指摘されたので、細かいことは余り申し上げませんが、やっぱり絶対に大きな枠組みで大山鳴動ネズミー匹ということになるような真砂議員からの指摘もございましたけれども、まず基本的に考えることは、制度変更に伴って、制度の中には人間がいるわけですよね。この人間がどう動くのか。そこをどう考えていらっしゃるのか。

やっぱり末端まで及んで活性化がいまだにできないでいる。どう見ても沈滞している。今回退職される方が、もう死んでも、血のにじむ思いをしても、この財政破綻を立て直す責任において遂げるといふようなことで頑張っていたかかったわけですけども、どういう心境で退職されるのかはよくわかりません。

ただ、一般にそこなんかもどう判断したらいいのかわかりにくいですけども、人間、その活性化は士気ですよ。それをどうこの機構改革において考えていらっしゃるのか。そこを第1に聞きたいと思います。

それと、機構改革の骨格なんかを見せていただいても、最小の経費で最大のサービスというふうな基本理念、通常の基本理念が書かれてるわけですけども、現状では人件費がワーストワンとか、泉南州市役所のサービスは非常にいいとは言えない。言いかえれば最大の経費で最小のサービスというふうにも言われるわけです。

ここに言葉としてはきれいに記述されているわけですけども、そこを本当にどう考えていらっしゃるのか。既成概念の払拭というのはよくわからないんですね。どういうことを考えていらっしゃるのか。あるいはその既成概念の払拭が職員全体に浸透して徹底するのか、そこをどう考えているのか。これは人間の問題がかかわってくるわけです。

それと、行財政改革、民営化とか統廃合とか言われて、いまだに何ら具体的なことも出てこない。こういう大きな枠組みがなくて、こういう組織改編で行財政改革の実効ある推進と言われると、我々ちょっと片腹痛いものもあります。その点についてお聞きしたいと思います。

あと若干細かいことで2点だけ、言い足りないところを補足させていただきます。環境のことに関しても、環境美化とか自然保護とかにいまだにとどまった記述方式ですよ。農林課とか自然保護とか、今こういうことを言いませんよ。環境保全とかそういう言葉を使いますし、一方で環境整備課は環境美化という非常にわかりにくい言葉がいまだに使われている。

だから、個々の係、課において集团的議論がな

されて、その上で変更があったのかというのがちょっとよくわからない。教育委員会のこと、こういう形で私は文化ホールと図書館長が機能していないからということで提案させていただいて、両方兼任、兼務ということになって今回なくなってしまったわけですが、本来は、いい意味では館長を置いて、その指導、枠組みの中で文化活動を推進するということは基本だと思うんですけども、残念ながら実質上機能していないからこういう形にならざるを得なかったということだと思います。ただ、そこの辺の説明がもっと周到にされないと、誤解を与える。実際うまく機能していないということをちょっと聞きたいと思います。

それと、今度の変更で成人教育が生涯学習になったということは、一定理解できるんです。教育委員会の言う、私はあなた方がどういう意味で成人教育というのをつけたのかわからないんですけども、これは公教育にかかわることで、教育というのは基本的に全人格での存在である大人がまだ人格の形成途上にある子供たちを教えることを教育と言うわけですよ。

だから、成人教育なんていう言葉が非常におかしいんで、今回変更されたということで確認はできるんですけども、そういう配慮をどこまでされてるのか。2つほど事例を申し上げましたけども、以上御質問にお答え願います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 北出議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

組織を変えても、人間がついていかなかったら何もならんじゃないかという御意見だと思います。我々としては、当然職員の研修等にも努めているわけですが、今回の組織変更については、職員の皆さん方には十分周知をしたいというふうに思います。

それとあわせて、我々としては人事政策の中では、職員一人一人がその能力を発揮できるように、我々としては今後とも引き続き職員研修の充実に努めていくというふうに考えております。その中でやはり職員のやる気というものも起こしてもらわなければならないというふうに考えておりますし、そういう体系的な研修についても積極的に

取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

それと、既成概念のことも御意見として出たわけですが、我々としては研修の中で、これまでの仕事の仕組みというものについて根本から考え直すと、1つ1つ改善、改革をしていくという考え方で、その辺は勉強していかなければならないのではないかというふうに考えております。やはり職員みずからが勉強していく中において、みずからの仕事を振り返り、市民に喜ばれる市民サービスの向上ということについても、十分認識を持って対応しなければならないというふうに考えておりますので、その部分につきましても、今回引き続き我々としては精力的に研修等に努力していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 図書館の関係、文化ホール、機能していないというふうに御指摘も受けたわけなんですけど、今回管理の面で不行き届き、またそういうようなあたりの不十分さがあったとは思いますが、十分このことを反省しまして、また新しく主管課長が精力的な職務という形になるかと思いますが、このあたりは係長もおりますので、そのあたりの十分なる管理体制をもってやっていけるというふうに思っておりますので、そういう形でやっていきたいということで、よろしく御理解お願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） 今、北出議員の各規則の文言の御質問がございました。言われる部分もあろうかと思いますが、やはり美化とか環境保全、その辺の言葉というのは、まだ今いきなり変えては、ちょっと環境問題が市民の皆さんに浸透している時期に変えることは、かえって混乱を起こすんじゃないかということで、今回この文言を使わせていただいております。

また、自然保護という言葉はこれから大事なことです。今回そこにも入れさせていただいたわけでございます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 逆なんです。自然保護というのは、人間が自然保護するんじゃないんですよ。だから、今重要じゃなくて、今保護という言葉は、通常環境保全関係では、地球環境なんかでは使われない。死語なんです、ある意味で。だから、それを逆に私は指摘さしてもらったんです。

行財政改革の実効ある推進で、これで行革全体の今言ったような問題として全く答弁いただかなかったんです。統廃合とか、大きな枠組みですね。これは答弁してください。

それと、皆さん聞いてたら図書館が文化の拠点であるというふうにおっしゃられる方が多かったんですけれども、図書館なんて書物だけでは死んでるわけですよ。これは人間が読み、学んで文化が発祥してくるわけで、古い本を置いてるだけでは、こんなもんでもありませんよ。

同じように、例えば制度と人間というのは、研修をやって周知徹底をするじゃなくて、実際の公務の中で部長、課長、係員、そういう全体がどういう関係性で動いていくかということなんです。これは研修の問題じゃない。図書館は文化があるといっても、そこで例えば司書がどう動いてるのか、市民とどう触れ合うのか、市民の学びをどう保障するのか、そういったことで文化ということは語られるんですよ。答弁下さい。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、北出議員の御質問の中で研修のことを申し上げたんですけども、当然職員ですから法律なり状況の変化に伴って、また市民ニーズに対応できる研修も行わなければならないということも重要なことだというふうに我々考えてお答えさせていただいたんですが、ただ職場においても当然今北出議員御指摘のあったように、その組織の中でどのようにうまく機能するかということも重要なこと、一番重要なことはそれだというふうに思います。

ですから、我々としては活力ある職場づくりということで、その辺の行政運営システム、その辺も当然内部でも議論しなければならないし、我々としても考えていかなければならないというふうに思います。

それと、今後IT化の活用ということ、ITの進捗の中でその辺の活用も含めて、当然課内なり部内なり、それと役所の中の横の連携なりということの中でどうあるべきかということについては、当然議論して行って一つ一つ解決していかなければならない問題だというふうに認識をいたしておりますので、その辺も取り組みはしてまいりたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 文化ホール、図書館、これは人権尊重はもとより、文化を大事にするところというような形で、今回の件について、そのあたり非常に市民の信頼を失いました。このあたりの信頼回復、非常に時間がかかると思いますが、この点を十分反省をしまして、これを逆にいいスペースに持っていくということから、研修も含めて、そのあたりより今までよりよい施設というようなあたりを目指して、努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 行財政改革大綱の、要するに行財政改革の中で、民営化の問題、そして統廃合の問題、その関連で適正な定員管理というんですか、その御質問があったと思います。

この行革の中では、民間の委託という分につきましては、要するにコストの高いシステムからよりコストの低いシステムに切りかえ、そしてその中で効率的な運営に努め、そして市民サービスの維持向上というんですか、それも前提してこの民間委託等の推進を行うと、こういう大前提のもとに推進に対する整備、あるいは事務部門を含めまして、業務管理についてすべての見直しを行うと、こういった形でこの民間委託等の推進については定義づけさせていただいております。

その中で、特にこの部門の中で、例えば給食調理業務でありますとか、一定の事業というんですか、それを明記させていただきまして、この辺の部分について、今後も検討していくということで行革大綱の中には示させていただきました。

ただ、この中で適正な定員管理という問題になりますと、当然その方がどういった形で——職員の配置とか、あるいはその方が実際その年に定年

あるいは途中退職でやめられるとか、そういった問題もございますので、この適正な定員管理につきましては、当然普通退職の人の退職手当、要するにそのときの定年の退職というところ、そしてまたその方がどういった部署で配置されてるかということもあろうと思います。

ですから、この適正な定員管理というのは、例えば職場を変わってそちらの方で配置をしていくとか、そういった形でこの民営化の推進というんですか、当分の間はそういった形で検討されなければならないと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 最後に、ちょっとわかりやすく言わせていただきますと、だから制度と人間という場合、例えばもっと具体的に言えば、よく言われるんですけど、部長はどこへ行ったかわからないよと。どこへ行ってるんだとほかの部下に言って、よく目的がわからない。

例えば、今谷総務部長ですけど、この間まで健康福祉部長でしたよね。そういう包括的な業務をこなして、さあ専門性について今後もっとやっていただけるのかなと、私は期待してましたよ。それが総務部長でしょう。一体どう考えてるのか。そしたらまた一から学習していく。その間、やっぱり係員とかとは話し合いがなかなか疎遠になるんですよ、自分も怖いから。

だから、本当は人間関係というのは、部長が課長なり、あるいは係長なりと親密に協議する。協議するために自分の専門性がある程度一定なかったらできないわけですね、怖くて。ばかにされるみたいな話になるわけじゃないですか。それがうちの場合は、2年ぐらいでころころかわっていく。だから、そういう人事構成自体、私は非常におかしいとは考えてます。

ともかく今指摘したことは、制度と人間というのは、制度の中で人間というのは、まさにその公務を執行している中で、部長、課長、係員、そういう関係性の中でどううまく効果的に市民のために公務執行できるかという問題を言ってるんですよ。個々の研修をやって何回やりましたかとか、そういう問題じゃない。

だから、例えば厳格に対応してほしいのは、も

ちろん名札もそうだけれども、席を立つときはどこへ行くというのは課長代理に言うとか、どういう目的で行くのか、その辺ぐらい明示しておかないと、何か部長はどこへ行ったかわからないみたいな話で、係員、課長とも対応も乏しかったら、効果的な市民サービスの市民の利便性を最優先するため云々ができないじゃないですか。具体的に言っております。

あと、文化、図書館の問題についてちょっと教育長に一言最後に述べていただきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の組織改正は、原則としてスリム化するというのを主眼に置いております。その中でできるだけ類似の仕事については1つにまとめる、関連性のあるものについては1つの部にする、こういう形で整理をしております。

それと、もう1つは、行革の推進管理、進行管理をやる部分をきちっと直轄で設けたということと、それから今の時代、新しい、NPOもそうですし、いろんな事業が出てきておりますから、その対応の窓口をきちっと決めたということが主なものでございます。

それと、特に特命事項といいますが、必ずしもトップダウンはいろいろ議論があるにしても、そういうのをきちっとやれる部署ということで課を決めたということでございます。それである程度政策をもんで、やろうということについては、それぞれの原課におろすという形をとったということでございます。

それと、今人事異動のお話が出ましたけれども、具体的に名前が出た人、非常に頑張っていたいて長かったんですね、健康福祉部長。2年や3年ではございません。今回かわりましたけれども、これはもともと財政をきちっとやっておった人ですから、そういうところに配置をいたしておりますし、後任の健康福祉部長ももともと福祉畑できちっと仕事をこなしてきたことでございますから、適材適所でやっております。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 北出議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど北出議員がおっしゃっておられましたように、組織があっても人の問題でございます。今回、文化スポーツ振興課ということで、スポーツ振興係あるいはスポーツ施設係、図書館係、文化ホール係ということで1つの課に統合させていただきましたが、そこで動く組織の問題、人の問題、十分担当の職員が働けるように我々の方も鋭意指導してまいりたい、このように思っております。

〔北出寧啓君「議長、さっき人間と制度の関係で総務部長にもう1回答弁。さっき言ったこと、公室長でも結構ですよ」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 人間と制度の問題というんですか、要するに私が答弁させていただきましたのは、特に民間委託の関係で、こういった形で今後適正な定員管理をなされていくかと、その中でたしか議員は統廃合とかそういった——これは施設ですけれども、統廃合の問題とかそういう形でこの問題については質問されたという理解をしました。

その中で、特にこの適正な定員管理という問題につきましましては、当然今後の定員管理につきましましては、できるだけ退職不補充とかいう言葉がこの行革大綱の中にもうたわれております。そして、その中で適正な定員管理ということがうたわれておりまして、そしてもし民営化を実行する場合には、当然その中で民営化される、そしたら職員がある程度その分が余ってくるというような事態になりましたら、その分につきましましては当然ほかの場所で、要するに部署で対応して、そういう形で適正な定員管理がなされるのではないかと、こういって私は答弁させていただいたつもりでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） 今回、組織がえの関連での条例が出ました。ここに説明資料でいただいております市民の利便性を最優先するための市民の目線を第一に考えた組織という、こういうことがまず初めに掲げられております。

確かに一定の整理をした、下水道は一定整備が

ピークを迎えたので下水道という、そういう一定の改革はわかるんですが、やっぱりもうひとつインパクトがないというんか、この危機的状態をこの組織がえで破れるんだらうかと。また、この目標とした市民の目線というようなことが、この組織でどれだけ目に見える形で市民に伝わるのかというのは、ちょっと僕は不安ですね。

この組織がえの中で私は注目して見ましたのは、結局計画からその計画が実施に移されてどういふうに進んでいくのか、そしてそれが効果的にどうかということを一元的に見る部署をつくったというのは、1つのヒットというんか、当然のあり方ではないかなということは評価しております。

しかし、それは市民の目線という点からは、至ってプロ的な改革の部分だろうと思いますが、もう少し市民の目線ということで、先ほどもちょっと議論に出ておりましたが、阪南市ではすべての机が市民の方を向いて座ったということ、そういう目に見える形での理念を具現化する必要があるのではないかなと。そういうことでもし考えておることが具体的にあれば、特に市民の目線ということで、この機構改革の中から何をどう変えようととるのかということを伺っておきたいと思えます。

それから、定員管理計画というのをいただいておりますね。これは5%を減らし、目標としては10%という表現にもなっておりますが、区分けを見ますと、これは市の都合だけで減らせない部門というのはかなりあるんじゃないでしょうか。そうすると、実質的にはどれぐらいの削減になるのかですね。

これは教育とか福祉関係とかそういうところは、泉南市の都合だけでは、消防も含めて減らせないという部門があるとするならば、実際市の配慮で減らせる部分は、この5%というのは全体に言っるとるわけでしょう。そしたらどれぐらいになるようにやっておるのか。そのことをひとつお答えをいただきたい。

私は、市長室が入りやすいという話は、市長自身は言うんですが、やっぱりどうしても市長室が一番奥は入りにくい。みんなどこへだれが行くかも全部見られながら行くわけですから、もう少し

市民の近いところに市長室を移して、市民の要求というのは、議員は私ら直接聞きますけども、行政としてやっぱり市長に言いたい——市長に一票入れとるわけですからね。そういう点ではもう少し、長野知事じゃないですが、本当にガラス張りです市民が入りやすいような、そういうことも考える必要があるんじゃないかなと。これは余りお金が要ることじゃなしに、ただ場所さえ変えればいいわけですから、そういうようなことは考えられないのか、その点をお伺いしておきたいと思いません。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど小山議員の方から定員管理計画の職員の減の分について御指摘があったわけでございますけれども、従来から、平成9年から退職不補充という手法によって28名が減をしたということでございまして、平成13年度から15年までの3カ年について、あと5%ということで、定員管理計画では約36名という減を我々としては計画として上げておるところでございます。

平成12年度までということですから、今年度、13年4月1日現在からのカウントということになるかと思えますけれども、まず退職不補充という部分もございまして、組織機構改革の見直しということの中の減もございまして、それと民間への移行という分もあるかと思えます。そういう中で、我々としてはあと5%減をしたいというふうに考えております。定員管理計画はそういうことでございます。

それと、今市長室への入りやすい形ということでございますけれども、庁舎のスペース的な問題もございまして今の形でございますけれども、当然広報・公聴ということにつきましても、今回の組織変更で秘書の方で窓口ということになっておりますので、おはよう対話もやっておりますし、当然開かれた市政ということは、我々としては今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） 今、小山議員の御質問の市民の目線という意味でお答えさ

していただきます。

まず、今回の改革の中には、市民の皆さんの相談窓口を一本化させていただきました。以前でしたら行政相談、市民相談、いろいろ相談窓口が分かれておりました。今回、一定の集約をさせていただきまして、市民の皆さんが行政、それから市政等の相談がある場合には1カ所で御相談を受けていただけるということで、その辺はまとめさせていただいております。

それと、公室長も申し上げましたが、NPO、それからボランティア活動、コミュニティ活動、最近市民の皆様、かなり活発にそういう方向で活躍していただいております。活動もされております。ですから、その辺も地域振興係という形で行政側からのバックアップもできるような形として集約もさせていただいておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど説明した中でおわびをして訂正をさせていただきますが、組織の変更で秘書の中に広報・公聴と申し上げましたけど、公聴だけでございますので、よろしく願いいたします。

〔小山広明君「まだ漏れとるんですけどね、答弁が」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れはありませんか。

〔小山広明君「動かせる定数と動かせない定数もあるでしょう。国の規定で動かせない定数もあるでしょう。だから、実質にもっと上がると思うんやな、これは。それを言ってるんやから、それは議長が指示してくれな」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員の御指摘でございます、当然人数の決まった部署もございまして、それはそれとして配慮は我々としては考えている中で、今回計画を立てさせていただいたということでございますので、どれだけ効率的にこれから仕事を進めるかということの中で、我々としてはこの目標達成の努力をしたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、そういうことじゃな

しに、教育関係とかそういうところは減らせないでしょう、人数が決まるとるわけやから減らしたいといったって。だから、実値は市の責任で減らせるところに集約すると、5%は実質的には10%とか15%とか、そういうふうに数字が上がってくると思うんですよ。そういう実態的な数字をやっぱり示してもらいたい。これはやっぱり大きなことですからね。動かせないところがあるでしょう、定数でも、いろいろと国の基準の中でね。そこをきちっと示していただきたい。

それと、僕はちょっとこれは注目して聞いたんですが、若野さん、1カ所で相談を受けてもらえるようにこれからはなりますということですね。これから市にいろんな要望なり用事に来たときに、そこで相談を受ければ、じゃどこへ行ってくださいとかいうんじゃないに、そこでちゃんと意見を聞いて、その窓口が全部その用事を連絡をして、市民にとってはもうそこから特別なことがない限りはどこも行かんでいいという、そういうシステムに変わるということですか。これは大変いいことなんで、そういうことであれば市民にも周知徹底をして、これから市民の皆さんのいろんな相談なり要望なりはここで全部受けますと、そしてここで責任を持って回答することは回答すると、こういうように変わったということですか。

そうであれば、早くそういうことはこっちで質問するまでも、そういうように変わりましたということは、本当にこれはさっき言ったように市民の目線という点からいったら大きな改革ですから、やっぱり積極的にそういう説明をしていただきたい、そのように思います。そこだけもう一度改めて具体的にちょっと言っといてください、これは大変市民にとっては関心のあるところなんでね。

議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） ただいまの御質問の補足をさせていただきます。

まず、地域振興係というか、1係を増設しております。この係に関しましては、コミュニティ活動に関する事、それから市民相談に関する事、それから行政相談に関する事、法律相談に関する事、それから市民ボランティアの調整に関す

ること、それからNPOに関する事という予定をさせていただきます。

今、議員御質問のその課に行けばすべて相談がかなうのか。これは現実、無理でございます。行政相談、法律相談でも御案内のとおり週1回とか、行政相談は月1回やらさせていただきます。これは総務庁の関係でございますので、月1回となっております。

ですけど、今まででしたら例えば行政相談は今私どもの課ですが、ほかに別のまた相談業務とかあった場合には、一応また分かれてこちらの方でお願いできますかというようなことになっておりました。ですけど、今回市民相談は随時受けさせていただきますまして、これは私どもの課で受けておりますが、担当各課の方の紹介とか、逆に御案内をさせていただきます相談に応じているわけですし、すべて1係の相談窓口というのは、これは受付窓口の位置づけを御理解していただければありがたいと思います。法律相談もこれは弁護士の先生方に直接法律のことに御相談を受けていただいておりますので、いわゆる受付、それとどの窓口に行けば相談の相手をしていただけるか、対応していただけるかということが明確になるのかと思いますので、その辺は御理解してください。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） いやそれでは今までと余り変わらないんですよ。やっぱり市民が来たら、我々もこれはどこへ行っていったらいいんでしょうかという相談を受けるんですよ。それはとにかく受付へ行ったらちゃんと言うてくれますわとかね、そういうことを言っとるんですよ、私も余りきっちりわからんですから。

あなたが今回こういう機構改革の中で一番初めに市民の目線ということを掲げたら、やっぱりわかる形で機構改革に対応してくださいよ。市民はどこへ行ったらいいかわからない。あなた、恐らく、ここの課へ行きなさいと指示したときに、行ってもまたたらい回しに遭いますよ、これは。やっぱりそれやったらこっちだと。そのことを、全部の行政のシステムを知っとる方が窓口において——そら法律相談とかそれは別ですよ、それは法律家がやるんですから。

しかし、行政に一般的に要望なり苦情なり意見を言ってきたときには、そこで完結をしてあげると。そこを通して新たにきた市民にこたえてあげるようにしてあげるのが、市民は遠いんですから、わざわざ市役所へ来て1回、2回で済まない、もうあきらめて来なくなるとか、そういうことはあるわけで、ほかの議員からも出てましたように、たらい回しが行政の常のように思われとるわけですから。僕ら自身でも何回かたらい回しされまっせ、僕らでも。

だから、それはやっぱり市民の要望についてはちゃんと交通整理をして、そこで全部対応するようなことを、この行政改革の中で目玉というよりも、ほんまにこれはやってくださいよ、これは一番必要なことじゃないですか。それはあなた方にとっても、市民が来れば時間をとられるわけですから。さんざん用事を聞いて、あ、あっちですわといったら、またそれは時間——だれにとってもこれはいいことじゃないですよ。

行政のシステムといったら複雑ですから、縦割りですから、だからそれは曲がりなりにもそういう答弁をされたわけですから、中身は違ったので、そういうようにやっぱり考えていただけませんか、そういう視点で。

それと、さっきの市民の目線の、市民の方を向かって座るといふ発想ね。これも阪南市は既にやってかなり好評です。私も行って気持ちいいですわ。こっち向かってやっとなるからね。スポーツ新聞なんか読んでませんわ。読んでられませんか、そんなもんね。うちはまだスポーツ新聞を時間中に読んだる人を何人か見ますよ、私、現実。時間中ですよ。

だから、そういうようなことも市民の方を向かえできませんよ、そら。あっち向いとるから読んだるんであってね、それはもってのほかですよ。だから、そういうこともやっぱりわかるようにぜひやって、もう答弁いいですけども、そういうこと、実のあるような組織がえを、細かいこともわかりませんが、ぜひお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——松本君。

11番（松本雪美君） もう簡単に、ちょっと女性の立場から質問させていただきたいと思います。

1つは、調理員が15年までで5人、12年から毎年1人ずつやめて5人退職されると。こういうことで、あと保育所の給食の調理業務というのは民間委託というふうに今度の行財政改革の大綱には書かれておるわけですから、当然この後、退職された後の配置はないものとして、私は特に保育所では民間委託になるようなことがあれば、その日その日、子供たちの体調を考えて調理をされるわけですから、今の保育所の体制で、本当にそこに毎日通ってこられる子供たちの状況を見ながらの調理をしていくということが基本的には実践されてるわけですから、それがカットされてしまうということになれば、民間委託の中でそういうきめ細かい指示ができるかどうかというのは、もうとても私は信頼してお任せすることはできないと。保育所は健康に子供たちを育て、そして心も、心身ともに伸び伸びと育てるといふ、そういうことで幼児の保育が保障されなければならないと思うんですが、そのことはどういうふうにするのか。私はそういう民間委託については反対です。特に今言ったみたいな位置づけできちっとしていただきたいと思いますから。

それから、もう1つは、女性政策では女性政策係になってますが、これは人権啓発課の中に置かれて、今も係としてあるわけですが、私はせっかく政策推進課ということができて、新しく行政を進めていく中での位置づけとして特に取り込まれる中身だと、こういうふうに波線が引かれてるわけですから思うんですけど、女性政策というのは人権啓発課の中でしか扱わないというのは、一体女性政策をどういうふうにご考慮されるのか、一遍お聞きしたいですわ。この部分だけで女性問題がすべて解決できますか。そう思います。

それから、先ほどの成田議員の質問でも図書館と青少年センターの問題が提起されましたけれど、私は稲留さんが市長さんのときに何遍も何遍も請願を繰り返して、自動車図書館を設置していただきたいという、そういう強い読書運動をしておられる方たちの中で一緒に運動させてもらって、そして毎年請願運動をし、何千という署名も集めて

図書館づくりの運動へと発展していったわけですよ。

その中で図書館ができたときにも、一番最初のスタートラインに、もうすばらしい館長さんを配置するべきやと、こういう思いを持って稲留さんにも要望いたしましたけれど、そこのところは十分受け入れてもらえなかったと。

熊取の図書館を見てください。夕陽ヶ丘から本当にすばらしい女性館長さんが来られて、どんな運営がされてるか、図書館としての役割を町民全体にサービスをされるためにどんな思いで取り組んでおられるかというのは、学校図書館1つを見ても、その学校図書館に司書を配置する、そういう動きもみんなその熊取の図書館の方たちの運動から成り立ってきたわけですよ。

この今の荒れた社会の中で、子供たちも本当に傷ついている、こういうときにしっかりと子供たちの情操も守らなアカンし、発達もさせないかと思うんですよ。そして、市民が本当に本と親しんで、豊かな心を持って、毎日の生活の1つの糧にしていけるような図書館づくりがどんだけ大事かということは、今まで読書運動をしてきた人たちのお話を聞きながら、私も本当に深い思いでいっぱいです。

それなのに、今回は図書館長を、もう全く図書館では館長という役割までも外してしまうと違うかなと思うぐらいひどい形での状況になってますね。市長は先ほど行政のスリム化が基本的やと、今回の機構改革はそういうことだとおっしゃいましたが、これでは私は泉南市で本当に市民全体にサービスを、奉仕をしていかねばならないこの図書館が、もうそれこそ機能が麻痺してしまうんじゃないかと思うんですよ。

この状況のもとで今までこの図書館が十数年間こんだけいびつな形で運営されて、そこで働く人たちもほんとにその中で力を持ってる、権力なのか、そういういい方面の表現ではないですけど、そういう人たちに牛耳られて、仕事したい人たちまで仕事ができなくなっていじめを受ける、こんなことが今までやられてきたのは、一体何が原因だったんですか。

私は、ちゃんとした図書館運営ができるように、

図書館長もしっかりした人に配置をしてもらおうと思えば、今のようなこんな形をとることがほんとに正しいかどうか、そら、しっかり市長さん、教育長さん、教育委員会の皆さん、ここにいらっしゃる議員の皆さんにもしっかり考えてほしいと思うんですよ。そういうすばらしい館長さんがいてこそ、図書館の運営も図書館員もまたいい仕事ができるわけでしょう。私はそういう図書館づくりをしてほしいと思いますので、今度のこの機構改革のこういうやり方は、本当に腑に落ちません。ちょっと答えてください。今、私が3点言いましたけど。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 民間委託の問題で、保育所の調理業務の関係で御指摘を受けたわけでございますけれども、今回の行財政改革の実施計画の中にも、給食調理については民間への推進ということが入っておりますけれども、現在その辺の民間へ移行した場合のいろんな事項について、我々としては内部協議を行っているところでございます。それと、他市の例でも民間に移行しているところもございますので、その辺も踏まえて十分検討した中で、きちとした答えは出していきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、女性政策でございますけれども、現在女性政策につきましても、従来から女性政策の行政は大事だということの中で、女性政策係をつくってその推進を図ってるわけでございます。この女性政策の事務分掌の中にも、女性政策の総合企画及び連絡調整とか女性問題の啓発関係ですね、そういうものも含んでおります。

これは、当然市の組織でございますから、どっかの部署に入れなければならないということの中で、人権啓発課の中に女性政策係ということで入れているわけでございますが、市全体としての女性問題についてここで取り組んでいただいておりますので、御理解をお願いしたいということに思っています。

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れはありませんか。（松本雪美君「ちゃんとメモしといてくださいよ、議長さん、一々言わんでも」と呼ぶ）金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 図書館の関係でございますけれども、教育委員会の管理職、皆素晴らしい人だと私自身思っております。信頼を申し上げております。私自身の反省も含めまして、このあたり、いい職場にするというような形、お互い連携を持って協力しながら奮闘、頑張ってみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 今の金田さんの御答弁は、この中で考えてみたいと、頑張ってみみたいと、こういうことですが、本当に図書館運営にかかわって、市民サービスを徹底するというので、十分にそういう人を配置してやらなあかんわけでしょう。館長さんをつけなあかんのですよ。館長さんを配置できるような形であなたたちはしっかりこの行政改革、機構改革もやらなあかんのですよ。それは今のこの中でできますかということ言ってるんですよ。係長職で来てくれるような館長さんどこにありますか。その辺は答えてください。

それから、女性政策はこんな軽く扱われては困るんです。何のために政策推進課をつくったんですか。この企画係の下に女性政策係ということ、ここへ動かしたらどうですか。それを言ってるんですよ。そして、女性政策というのは、女性が本当に生き生きと活動もできて、仕事もできて、子育てもできて、そういうことをしていくためにこの泉南市の行政として何をやるべきかということを考えなあかんのですよ。

そういう女性を無視した形で何ば女性問題を考えたって、この泉南市の行政を進める政策の中に女性が位置づけられてないわけですよ。すべて女性も男性も平等という立場であるならば、この政策推進課の方へ持ってくるべきではないですか。

それから、民間委託されて実際に調理業務がそういうその保育所、保育所によって、きょう子供たちが50人、100人、そうして来た子供たちの一人一人の顔色を見て、この子はちょっと軟らかいものをつくらないかなとか、アトピー性皮膚炎になってる子供たちのそういう給食を対処できるかどうか、きめ細かく対応するべきなんですよ。そういうことが今やられてるわけですよ。そ

れが全部ダメになってしまうような民間委託は困るわけですよ。民間委託でこういうことがやれるんならやってもいいというようなことを言ってるのと違いますよ。そんな民間委託の中でそういうきめ細かさをできるような状況をつくり上げるとは、絶対不可能やと私は思いますね。

だから、泉南市が責任を持って子供たちの健康を守っていくための保育行政に取り組んでいただきたい、こう思います。もう1回答えてください。もう答えてもらってやめます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 女性政策について我々は決して軽く扱っているわけではございません。我々は重要な仕事の1つだというふうに認識をしておりますので、その辺の推進は、今後ともしていくというふうに考えております。

松本議員が言われました政策推進課の中にということでございますが、今回は考えておらないということでございます。御意見として我々は承らしていただきたいというふうに思います。

それと、民間委託の関係でございますけれども、当然そういう子供さんでございますから、日によっていろいろな体調もあるうかと思いますが、その辺もクリアできるかどうかということも検討した中で、きちっとした答えを我々としては出していくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。

（松本雪美君「教育委員会は答えてないでしょう。何を言ってるんですか、議長、しっかりしてくださいよ」と呼ぶ）金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 図書館につきましては、管理の面で不十分だったということでありまして。このあたり管理体制を改めましてやっていると。それと、地方公務員としての責務を十分再認識というようなことで、これは研修も含めまして意識改革をするというような形で、お互い管理職も職員も一丸となって協力し、力を出し合うということで、そういうことでいい職場になるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） 理事者に申し上げます。

挙手をして声を出してください。わかりません、こちらの方で。わかりませんので、消極的にならんと、答弁するときに積極的に声を出してください。わかりません、こっちの方で。

〔松本雪美君「ちょっと議長、一言だけ。もうこれで終わりますからね」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 民間委託される保育所の調理現場というふうには、今回そうなってますけれど、職員は退職というような計画が発表されてますけど、民間委託されると、そこで働いておられるほかの嘱託の方とかパートの方とか、一体どないなのか、ちょっとその辺だけ教えてください。そういう人たちの仕事の保障がどう対応されるのか、その辺はやっぱり皆さん生活がかかっているわけですからね、簡単に民間委託で、もうそれはやめてもらわなあかと、業者が入ってきたらもうやめてくださいと、そういうようなことになるかもしれないという危険性は大きいにありますね。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 民間委託へ移行するということを検討いたしておりますけれども、現在保育所については職員と嘱託、パートということで対応しているわけでございますので、当然どういう形になるかというのはまだ決まっておりません。5カ所一度にいくのか、または数カ所ずつかということの問題も今のところ決まっておらないということでございますので、当然5カ所一度にということになれば、職種変更等、労働条件の変更等は協議しなければならないし、また数カ所ずつということになりますと、職員の配置がえということになるかというふうに思います。

それと、アルバイト等につきましては、期限等がございますので、終身雇用ではないということでございますが、移行した場合、後の仕事はどうなるかということについても、当然御意見等は賜らなければならないというふうには思いますけれども、長期雇用という契約にはなっていないということの中ではございますけれども、御意見等は賜るというふうには考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
——成田君。

18番（成田政彦君） 議案第1号、泉南市事務分掌条例の一部改正について反対の討論をいたします。

今日、向井市政が進める教育、福祉、医療の切り下げに合わせた行政改革に合わせたものである。しかも、青少年センターは課を残し、問題ある図書館は係、体育館、文化ホールも係とするなど、人権推進部、同和教育に手を触れないなど、同和偏重、不公正なものとなっている。定員管理計画も幼稚園、保育所など市民サービス部門の統廃合によりリストラを計画しており、赤字減らしのすべてを一律的に人員削減するのは問題である。

職員定数についても14年後に退職者237名となっており、中途退職者を入れたら職員数は激減となる。それにもかかわらず将来の行政需要と職員定数が明確にされていないなど、市長の言うスリム化は、結局市民サービスの切り捨てにつながると言わざるを得ません。

以上、反対いたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

7時まで休憩いたします。

午後6時6分 休憩

午後7時2分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12、議案第2号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13、議案第3号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につき

ましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。
助役（蜷川善夫君） ただいま一括上程されました議案第2号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例及び議案第3号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

169ページをお願いいたします。

まず、議案第2号につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成13年4月1日公布、施行されたことに伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額が引き上げられたため、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の171ページでございます。改正の内容といたしましては、第5条第3項中の配偶者以外の子等扶養親族に係る補償基礎額の加算額を2人までについては、それぞれ「183円」を「200円」に、3人目からにつきましては、1人につき「67円」を「100円」に引き上げ、改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成13年4月1日以降の損害補償に適用となっております。

次に、173ページをお願いいたします。

議案第3号につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成13年4月1日に公布、施行されたことに伴い、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額が改正されたことによりまして、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の175ページから176ページにかけてでございます。改正の内容といたしましては、別表でお示しをいたしておりますが、例えば表の最上段1番右端の欄、最高額、消防団長の区分で、消防団長30年以上で91万7,000円を92万

1,000円に、最低額で表の最下段左端になりますが、団員5年以上10年未満の区分で13万2,000円を次ページの13万6,000円に一律4,000円引き上げるべく改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成13年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。3番（小山広明君） 消防団というNPOを先取りするような大変すばらしい伝統で消防活動が行われておるわけなんです、この面での充実をしていくために、市の消防署そのものとしては、消防団の現状からこれを維持するために具体的にどのような努力をされとるのかですね。

それと、今ここで掲げられた報償費の値上げなんです、いつも国の方から一律的にこういうふうに示されてくるわけなんです、これは実際火事現場に行けば、消防職員も消防団員も同じ危険な状態に遭遇するわけですね。そういう点では、職員の補償の面と消防団員の補償の面との関係性をちょっと御説明していただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 質問が2点であったと思います。

まず最初に、消防団員の努力していただいている具体的努力ということでございますけれども、これはやはり現在消防団員にとりましては、高齢化と言われておることは言われております。だから、各分団の副団長、また分団長等の幹部が団員の確保ということに非常に苦勞されております。それをもって、消防署といたしましてもやはり確保していただいておりますので、努力をしていただいておりますので、それなりのできる限りの協力というものをやっているところでございます。器具の軽量化とかいろいろありまして、協力をしているというようなところでございます。

また、この損害補償につきましては、消防団員

さんに関しましては、本日改正さしていただきます公務災害補償条例と、また消防職員につきましては、泉南市の職員公務災害等の見舞金支給条例ですが、こういうのもございます。そういうので、一応消防職員につきましても消防賞じゅつ金にも入っております。

そういう関係で、消防団員の方と消防職員はかなり格差があるかということになるかと思うんですけども、そういうのはございませんで、消防団員の方につきましても、泉南市職員公務災害等見舞金支給条例というものが適用されますので同一であろうかと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 消防団員の確保に各分団等では大変御苦労されておるといことで、できるだけの協力をしているということでしたが、消防職員も規定からいってかなり人数が少ないということも議論でありました。

そんなんで、私は大胆に提起をしとるんですが、消防団員は火事があれば即座に飛んで行って、火災の鎮火に努力されるわけですね。そういう点では、中小地場産業の経営者なんかも団長をしたりして、苦しい仕事の中で、火事となればそんなもんほうっておいて飛んでいくという、そういうことで市民の生活が守られていることですから、大変貴重であるし、市民から見れば大変なとういお仕事をされておるわけですね。

そういう点で、やはり相当にこの待遇面からも実際に見合ったものをしていかないと、昔のような地域のことは地域でやるんだという単なるボランティア精神だけではなかなか維持していけないだろう。それが新しい若い人が入ってこないということにもあるだろうし、サラリーマン化して大阪なんか勤めとる方はできないわけですからね。

そういう点では、特別なそういう地域に配慮した待遇改善ということは、全国一律的なあり方ではなしに、やっぱり市独自でも見ていく。財源がないわけですから、その分は思い切って正規な職員の数を減らしてでもその消防団員の充実をしていくという方が、実際の防火なり火災を鎮火して

いくのにはやっぱり有効性があると思うんですね。行ったら同じ条件で働くわけですから、そういうレベル的にも教育も必要であろうと思いますしね。

そういう点で、この地域に合った消防体制というものが私必要だろうと思うんですが、そういう点は署長、待遇の面をやるということって限られた予算でやる場合には、私は正職員を例えば10人減らせば、消防団の待遇というのは、今自身が低いわけですから、かなり厚い待遇ができるわけで、そういう点から消防団組織を充実させていくということも私は考えざるを得ない。同じ金を使うんだったら、どこに投入した方が火災を消すということからいって、どういう合理性があるかという、費用対効果の面から私はそれは考えるべき内容でないかなと思うんですね。

そういう点で、私はこれまでもそういう議論は若干したことはあるんですが、消防団員を充実させるために正規な職員を減らすというようなことで、消防体制を充実さすというようなことはどうなんでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 消防団の充実ということで、職員の減少ということでございますけれども、火災等で行きますと、やはり初期消火というものが非常に大事でございます。最初の10分間ぐらいが勝負だと、このように言われてるところでございます。

そういう中で、消防団員の方がサイレンを鳴らして参集しましてもやはり若干の時間がかかると。その間に消防職員が行って初期消火をしておるとい状況でございますので、消防職員につきましては、現在定数が88名で現在員数が71名というような状況でございます。これをまだ減少することになりますと、やはり消防の本来の目的の市民の生命、身体、財産を守るという目的を達成するには若干ぐあいが悪いのではないかと、このように思っております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） ぜひ同じお金をかけて消防に一番有効な体制がどうかということは、大胆に考えないといけない。今は消防団があるし、正規

な消防職員があるわけです。その中でやっとなるわけですからね。そういうことで、私は考える余地があるのではないかと。

それから、もう1つは広域行政の中で阪南市と岬町なんかが協力してやるような話もあるのですが、消防のこういう業務なんかも広域的にやるという一面が大変必要なんじゃないかな。堺なんかでも高石と一緒にやったり、泉大津なんかでもやっておりますから、そういう点での広域的な消防体制というものも考える必要があると思いますので、これは意見だけにしときますけども、それはぜひ考えていくべきファクターじゃないかなと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号から議案第3号までの議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第3号までの議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第14、議案第4号 平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第4号、平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の177ページをお願いいたします。

介護保険業者負担軽減分につきまして、当初保険給付費として予算措置をいたしておりましたが、

特別対策の位置づけを明確にするため、今回特別対策費として上程するものでございます。

また、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万1,000円を追加し、16億2,361万4,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては181ページから184ページに記載のとおりでございます。この28万1,000円は、円滑導入基金に係る預金利子が生じたため補正するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第5号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第5号、平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

平成13年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書分冊の11ページをお開き願います。

歳入歳出それぞれ1,819万6,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を198億3,701万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

恐れ入ります、17ページをお願いいたします。保育所費の備品購入費102万3,000円でございますが、これは少子化対策臨時特例交付金を活用し、保育所に空調機器を設置する経費を補正するものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。清掃総務費の委託料395万円でございますが、これは仮称泉南聖苑計画におきまして計画区域を見直す必要が生じたため、新たに基本計画を策定する経費を補正するものでございます。

次に、同ページ下段から19ページにかけての指導費の委託料のうち学校教育情報化促進事業委託料でございますが、これは教職員のコンピューター機器操作能力を向上し、情報教育の一層の充実を図るため、大阪府の補助制度によりパソコンの講師を雇用し、各小学校に派遣する経費を補正するものでございます。

次に、同ページの幼稚園施設整備費の備品購入費270万円でございますが、これは各幼稚園に少子化対策臨時特例交付金により遊具などを購入する経費を補正するものでございます。また、歳入の明細につきましては15ページから16ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———角谷君。

17番（角谷英男君） それでは、質問させていただきます。

清掃総務費の泉南聖苑に係る395万ですが、これは仮称泉南聖苑基本計画の見直しであるというふうにお聞きをしました。私は、実は一般質問で泉南聖苑計画の火葬場の問題について質問いたしております。一般質問でやっておりますから、十分な答えはいただいておりますが、それとは別に質問をやっていきたいと思っております。

具体的に言いますと、基本計画はもちろん説明願うわけでありましたが、その中にいわゆる告別式やお通夜をやる斎場、これが盛り込まれておるんかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 泉南聖苑について御答弁を申し上げます。

斎場が含まれているかということでございます。これにつきましては、含まれて計画をやってまいりる所存でございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 基本計画そのものの見直しの変更もちょっと聞いたんですが、具体的に葬祭場は含まれておるといことであります。そこで質問であります。もう市長、余計な質問をいたしません。具体的に質問をします。だから、具体的にわかりやすくお答えを願いたいと思っております。

実は、金額的にも聞いておりますが、私はこの葬祭場については甚だクエスチョンマークを持っております。なぜかといいますと、行革の中にもうたわれておりますが、民間でできるものは民間でやってもらいますと言われておるわけでありませぬ。

そこで、あの場所に大変な金額、予算がかかるわけでありませぬが、果たしてあそこに葬祭場をつくって採算と申しますか、市民の皆さんに利用されるでしょうか。皆さん今、市内では新しい民間業者がいろんな形で参入をされております。葬祭場、いろんな会社ができております。お寺でもやっておられます。そこで、あの山奥につくって果たして皆さんそこを利用されるでしょうか。これは素朴な疑問であります。恐らく、つくったは利用されない、赤字になると考えられるわけでありませぬ。

当然、つくれば人を配置しなければいけません。今、財政難で行政改革やらなければいけません。そのためには、民間でできるものは民間でやってもらいましょうと一生懸命叫ばれているわけですね。そんな中で、この計画が横行して行われていく。これは考えなければいけないんじゃないでしょうか。これは担当部長よりも、基本的な大事な問題でありますから市長にお答えを願いたい、そ

のように思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前回の調査のときには、斎場も一体的な計画ということでしたわけですが、その後おっしゃるように市内でかなり民間施設もできてまいりました。今回の計画につきましては、計画そのものはいわゆる全体計画的なことでした。その中には火葬場とこの葬祭場も一応念頭に置いて計画はいたしますが、実際の建設ということになりますと、火葬場を最優先にしたいと。ですから、葬祭場というのは極端にいいますと、別棟でもできないことはありませんし、あるいはどっかにつなげば、一体的に後で整備もということとは可能であります。

ですから、当面我々の方は、おっしゃるように経費節減も含めて火葬場を中心に建設の方はやりたい。ただ、スペース的ないろんな、最初に全体的な一応イメージを描いておかなければいけませんので、そのあたりにはこの葬祭場ということも想定して計画はいたしますけれども、建設そのものはその建設時期のまた動向にもよるといふふうに思いますので、当面火葬場から建設をするということでございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） まず、火葬場から行われて、葬祭場は、中止とは言われてないんですね。火葬場を終わってから後に考えるわ、今はとりあえずは火葬場であるということなんですね。この際、そういうものをはっきりと、基本計画の見直しも言われてるわけですから、それはもうこの際やめるんだと、民間でやってもらうなら民間でやってもらんだと、そこは火葬場一本で行くんだというぐらい明言された方がわかりやすいんじゃないかなと思うんですけどね。でないと、市長の答弁では、将来絶対やらないとは言っていないんですから、やる可能性もあるわけですから、この際はっきりした方がいいんじゃないかなというふうに思いますけどね。いかがですか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは先ほど言いましたけれども、建設まで若干時間がまだあるわけですね。ですから、その間のいろんな民間のまた新たな動

きもあるかもわかりませんし、ないかもわかりません。そういうこともございますから、全体的にはいわゆる平地の部分ですね、整地の部分といいますが、それはやはり当然駐車場を含めて余裕を持ってやらなきゃいけないわけでございますから、そのときに葬祭場も建て得るスペースというものは残しておくということございまして、実際の建設そのものは、前回は一体的なことをちょっと考えておったんですが、経費節減もあり、その後民間の方もかなりできてきました。集会所とかそういうこともまた建設化されるかわかりませんが、そうやってきますと状況は変わってまいりますので、それに柔軟に対応できるようにはしておきたいということでございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 今、市長の考え方としては、私はこう解釈をいたしました。火葬場については当然やっていきたいんだ。葬祭場については、現況財政やら行革の考え方からして、当面は考えないんだと、その状態を十分理解しておると。ただ、将来どうなるかわからんからスペースだけは残しておく。しかし、私の質問に対しては十分理解はできるというふうに理解をしてよろしいんでしょうな。もし理解をしていただけるんなら、もうこれで質問をやめます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今の時代ですから非常に厳しい財政事情もございますし、またさっきも言いましたように、民間のそういう施設もできてきております。まだできるかもわからないということもありますし、また公的なそういう集会所なり新たにできる可能性もあります。ですから、今の時点では第1期といいますか、それは火葬場でありますということでございますから、角谷議員のおっしゃることは、理解はできております。

〔角谷英男君「結構です」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——真砂君。

5番（真砂 満君） 簡単に何点かお聞きをしたいと思います。

まず最初に、これは基本計画の見直しでありますから、既に基本計画で使用した金額ですね、設

計図書で使用した金額、その金額が幾らなのか。

それと、土の関係で計画が変わりましたから、当然変更しなければいけない。その事情はよくわかるんですが、既に使った設計費用が丸々むだにはならないのかどうか、そのあたりの見解はどうか。既にある設計図書がどの程度まで生かせるのかどうかですね。それに伴って、今回の400万足らずの設計図書を作成する委託先も、それによって変わってくるのかなという思いもありますし、そのあたりどうなのか、若干聞いときたいなというふうに思います。

それと、他の議員さんの議論の中にもありましたけども、最短で7年かかるというお話ですが、この計画が当初出た段階から見てみますと、本当に行政がこの聖苑計画をやる気があるのかどうかというのが、今ここに来て非常に疑問だと言わざるを得ないんですね。最速で7年、ほんまに7年後にはその火葬場——葬祭場は今議論ありましたけども、そういった施設が泉南市の中に完成、できてるのか、その決意がきちとあるのかどうかですね。その辺をお聞かせいただきたい。

それと、もう1点、一番重要なのは、地元の対策なり地元との交渉だというふうに思います。そういった意味では、今回基本計画の見直し予算ですから、これが仮に通って、委託先と契約されて成果品ができるのは、通常でしたらどう見ても年が明けた段階かなというふうに予想はされるんですが、その間また地元との話し合いはできないんですね。当然、その成果品を見ての交渉になるというふうに思うんですけども、今やっと見直しの設計図書を作成してもいいよという段階まで来て、年明けるまでまたその間——その間何かをするというのであれば別でしょうけども。その間の地元との話し合いなり交渉事なりをどのように考えられておるのか。

せっかく地元の方が、その気になると言うたら言葉がおかしいんかわかりませんが、いいよと理解を示していただいているときに、行政が何をすべきなのか。そういったことも含めて、これからの計画なり行動をしていかなければいけない、そのように思うわけなんですけども、その点についてどうお考えなのか、お示しをしていただきたいと

思います。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） まず私の方から、やる気があるのかどうなのかということと、それから地元との対応ですね。これについてお答えをいたしたいと思います。

今、議員御指摘ございましたように、この聖苑構想、構想が持ち上がってから非常に長い年月がかかっております。当初の庁内関係者協議会ですか、これが持たれたのは昭和63年ということですから、全く進んでいないということでありましたら、国なんかの建設評価などでは見直すということになるかと思いますけれども、昨年私がこちらへ参りましてから、この問題に精力的に取り組んでおります。といたしますのは、もう御承知のとおり今現在の2カ所の火葬場は非常に老朽化が進んでおって、特に1カ所は非常に懸念されるという状況がございますので、喫緊の課題であるということで取り組んでまいりました。

地元にも何度か足を運ばさせていただきまして、地区の皆さんの御了解もいただいて、これまで答弁を申し上げてるような一定基本計画の見直しに入っても構わないという一応の了解をいただいたという形まで持ってまいったところでございますので、最短7年といたしますが、一応の見通しを、せんだっての委員協議会の方で担当部長の方から申し上げたわけですけども、固まりましたら、少しでも早く進めるということについて、鋭意努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、地元との対応でございますけども、議員御懸念ございますように、成果品ができるまで何もしないということでもありますならば、結局のところ行政はやる気がないのかというふうなことになってまいりますので、その間地元の御意向はいろいろあると思いますので、それについてもタイムリーに足を運んで伺ってまいるということの中で、今後の検討過程の中に反映させていくということにしてみたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 1点目の基本計画

のこの業務額を御質問だったんですか。(真砂満君「今までのね」と呼ぶ)はい。

従来からのこの泉南聖苑に係ります費用ですね。それにつきまして答弁を申し上げます。

まず、平成元年でございますけれども、これが墓地公園の基本構想、この業務ということで34万2000円ということでございます。それから、平成7年、これにつきましては、墓地公園の建設候補地の調査業務ということで226万6,000円でございます。そして、平成9年、これが仮称泉南聖苑基本計画業務ということで、これが84万円ということで合計654万6,200円ということでございます。これが従来からのこの仮称泉南聖苑計画に対する使った費用ということでございます。

それから、この費用がむだにはならないかという御質問だったと思います。これにつきましては、平成元年、墓地公園基本構想業務、それから平成7年の候補地の調査、これにつきましては全然むだにはなっていないと私は思います。

平成9年のこの仮称泉南聖苑基本計画業務、これにつきましては、今回のような大幅な見直しという内容で、前の基本計画につきましては、約50%ぐらいは前の分は使えないかなと、このように思っております。といいますのは、規模の縮小、それから土砂の搬出がなくなったというふうな内容で大幅に変わってくるということで、約50%ぐらいは前の計画の業務の成果品は使えないのではないかと、このように思っております。

議長(奥和田好吉君) 真砂君。

5番(真砂満君) 今、御説明をいただきましたように、平成9年の基本計画はこれ84万でいいんですね。ということになると、今回の395万はなぜこの金額になるのかなと単純に思いますが、その辺はどうなのか、お示しをいただきたいなと思います。今、部長のお話では、前回の基本計画の50%ほど使えたらなというような意向もあったということを加味しますと、金額が前回の分より安くなって当たり前かなという、設計のことはよくわかりませんので、単純にそう思ったので、間違いであれば御指摘をいただきたいと思えます。

それと、地元の対策というのはやはり一番だというふうに思います。いずれにしましても、好んで自分とこに来てくださいよというような施設ではございませんので、そこらについては、今蜷川助役の方からタイムリーなという言葉がありましたように、その気になってるときにきちっと詰めるべきことは詰めていく。そのためにも、市の姿勢というものをやはり地元の皆さんにお示しをしなければいけない。場合によっては向井市長自身があみずから出向いて、地元の住民の皆さんに御協力をいただく。まあ言えば、言葉は悪いか知りませんが、頭下げてでもお願いをするというような姿勢も必要ではないのかなという気がいたしております。

それと、最短7年というお話でございますけれども、樽井の火葬場なり岡田の部分で、本当にあと7年間大丈夫なのかどうですね。その辺の判断なり、また無理だと仮に判断するならば、その手だてについてどのようにお考えなのか、その辺もあわせてお聞かせを願いたいと思います。

議長(奥和田好吉君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 昨年、私も金熊寺地区とそれから六尾地区にお願いに参りました。それで、私どもの考え方なり、あるいは泉南市民のこれからのそういう火葬場が非常に老朽化していると、ぜひあの地域につくりたいんだということをお願いをいたしまして、一応門戸を開いていただいたわけでございます。その後は、一応市民生活部と助役を中心に足しげく通うということで、何回か通わしていただいたということございまして、その中で前回の調査からあれでお示しをしたんですが、いろいろアドバイスをいただきました。

例えば、位井上池あたりを利用できないとか、あるいは権利的に非常に難しい部分もあるよとか、そういうのをいただいて、それを踏まえて今回見直しということにしたわけでございますので、今度仮に委託をしたということになれば、その過程、過程でやはり進行状態も含めて、またそのアドバイスをいただきながらやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、成果品ができるまで地元と接触を持たないということではなしに、その都度その都度御報告を兼ねて御意

見も賜り、成果品につなげていきたいと、このように思っております。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 前回の基本計画の落札額、これが84万円ということでございます。ただ、このときも市の方がこれに対する予算を計上したときに、たしか580万円の予算でございました。前回のこの84万円の落札額というのは、我々も積算する場合に一定の資料、そういうのを参考にしまして積算をするというふうな状況でございますが、今回の業務の発注も同様な考えで、設計コンサルタントの持つ技術力とか情報、そういうものに対する報酬のようなものというようなこの業務内容、いわゆる金額ということで我々は考えております。

今回もその現況の把握から始まって、敷地の分析の再検討とか、それから計画内容の再検討とか、そういう検討内容が非常に多く入っております。したがって、前のこの84万円というのは、これはあくまで落札した業者さんの企業努力かなと、そういうような感じでこの金額を感じ取ったわけでございます。

それから、今の現状の火葬炉が大丈夫かと。その辺につきまして、私も本当に心配をやっている状況でございます。樽井の火葬場につきましては、昭和47年に建設しております。西信達火葬場ももっと古く昭和31年ということで、それまでの間何度となく修繕、改修を繰り返しております。ただ現状でも連続運転に難があると、このようにも聞いております。

それから、西信達の火葬場につきましても、主要構造物の老化とか劣化が激しいと、このようにも聞いております。ただ、今後につきましては、この泉南聖苑計画が実現するまでの間は、自分たち担当のスタッフが、現状の火葬場の管理につきましては、古い、老朽化してる施設であるということも十分考えまして、管理を万全な体制でやってまいりたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） もう3回目ですから最後にいたします。

委託料の関係からすれば、落札額が84万だと

いうふうにお聞きをしますし、その理解です。いろいろおっしゃられてましたから、最後の一言の企業努力で84万でできるし、できたわけでしょう。だったら、逆に言いますと、その会社に——そこが一番よくわかってるんですから、工事のときと同じようその落札率で随契したらどうですか。そしたら、この費用はそれだけ要らないと違えます。そういうことができるのかどうかよくわかりませんが、工事の場合でしたらそれできますよね。同じでしたら、そうした方が市にとってはプラスじゃないですか。安上がりですよ。この率でいくとかなり安くできますよね。そういうことも考えてみてはどうなのかなと思います。

それと、市長に答弁いただきましたように、地元との関係についてはそういったことで、ひとつよろしくお願いをしたいし、特にアクセスの問題も地元の人にとれば重要な問題の1つだというふうに思いますので、そのあたりについてもきちっと協議をして、決定をしていただきたいというふうに思います。

その2点で何かあればお示しをいただきたいと思うんです。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 今回の基本計画その2につきましても随契すればどうかというような御意見だったと思いますが、これは若干工事とは内容も違っております。その辺につきまして、随契するのか、それとも再度業者選定をし入札をするのかというのは、今後というんですか、この本会議でこの件につきまして御承認をちょうだいしましてから、その辺については早急に考えてまいりたいと。（真砂 満君「その落札率で随契することが法的に可能なかどうか」と呼ぶ）議員のおっしゃってます前回の落札額ですね。これに対して率の関係で今回も随契ができるのか、可能かどうかということについては、可能な場合もあるのではないかなとは私は思います。

議長（奥和田好吉君） ほかに。——堀口君。

15番（堀口武視君） 今回の議会では後ろの巴里議員の方から、会議規則55条を遵守せよというような意見がたくさんございました。もう私の

聞きたいことは、真砂議員がかなり聞いていただきましたので、ごく簡単にこの聖苑問題についてお聞かせを願いたいと思います。

まず、今真砂議員の方も疑問に思われたと思うんですけども、平成9年の基本計画作成に当たって580万の予算で入札資料をいただけていますが、落札業者が80万。この入札結果を見ますと、一番上の業者が525万。こういう極端に低い額で落札をされている。このことを行政の方はどのような感覚で評価をされているのか。先ほど企業努力というような話がありましたけども、幾ら企業努力をしたって、あの製本が僕はなかなか80万で業として成り立たないと、このように思うんですけども、その辺は行政の方はどのように評価をなされておられるのか。

それから、もう一つ、発注される際に、今回この予算が395万ですか、この予算を組むときの積算根拠、どのような根拠でこれを積算されてるのか、これもひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから、供用開始目標は何か早くても最速7年と、このような話でございますけれども、これはもっと僕は時期的に早く絞って、目標年度をきちっと決めて、やはり市民がこの火葬場に対しては早く、待望してるわけですから、その辺のやり方について、もっといろんな方法があるんじゃないか。

特に、地元で助役が何回もその説明に入られたと、こういう話でございますけれども、私の知ってる範囲では、初めて地元に入ったのが福田助役の時代だと。それから果たして、僕は金熊寺ですけども、金熊寺に何回の説明を地元でされたのか。僕はそれもひとつ――私、知らない間にやられるんかどうか、ちょっとお聞かせを願いたい、このように思います。とりあえずそこで一度答えていただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 最初の入札の件の御答弁を申し上げます。

泉南市の場合、委託料の場合は下限は設けておりません。設けておりませんので、ちゃんとした仕様書にのっとってやっていただけないということ

であれば、前回入札だったと思いますが、入札でその最低の業者さんが今回80万ということではありますが、それでやるということですから、そういう落札で契約をさせていただきました。

工事の場合は、一定物をつくるというのがありますので下限を設けておりますが、委託料は設けておりませんので、安くてもやるということであれば契約をさせていただきます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 今回の業務発注するにつきましてのその積算の根拠、これにつきまして答弁を申し上げます。

先ほどの御質問のあった議員さんにも答弁を申し上げておりますけれども、積算する場合に一定の資料によって積算するというふうな……（堀口武視君「まず、具体的に一、二挙げてみて」と呼ぶ）はい。

要は、その設計コンサルタントの持つ技術力、それからそういう情報に対する報酬のような考えでございます。業務の内容につきましても、前回の基本計画を再度見直すということで、現況の把握を再度やる、それから敷地分析の再検討、計画内容の再検討、再設定、それから検討課題の整理とか手法の提示、これらが主要な内容でございます。これの積算の方法というの、先ほど申し上げましたように、技術力とか情報に対する報酬のようなものであると考えまして、人件費が大半でございます。

それから、供用開始の目標をもっともっと早くできないかという内容でございます。都市計画決定が必要な施設ということで、一定のどうしても時間的なものというんですか、日数的なものを縮小するのは難しゅうございますけれども、ただ地元合意形成というんですか、地元の方での御理解をちょうだいすれば、かなり縮小される内容もあるというふうに私は考えております。

それから、金熊寺の方に何回地元に対する説明をやってきたかと。これにつきましては……ちょっと済みません。平成10年の8月、それから11年1月、それから2月、それから12年の6月、12年の9月、そして13年の2月ということで、合計6回御説明なり会議を開催しておるとい

況でございました。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 市長の方から御答弁ございましたが、私の聞いたのはこの浪速設計ですか、80万で落札されてるんですけども、ここもやっぱり民間会社ですから、この80万で業として成り立つのかどうか。僕はその辺が疑問であると思うんですね。いろいろ業者間の風聞の中で、我々が聞いている巷間のうわさの中では、こういう金額でやると必ず後にゼネコンがついてるんだというような話が漏れ聞こえてくるわけです。僕は基本計画のやり直しをやるというのはいいと思うんですけども、今回の業者選定については、僕はそういううわさを払拭するためにも、例えばプロポーザルでやるとか、あるいは設計コンペでやるとか、こういうようなうわさの中で、もっと透明性を増したような形でやられるつもりはないのかと、ひとつこれをお伺いしたいと思います。

それから、特に発注する際に、市長の方から地元からのいろんなアドバイスをいただいたと。前の基本計画は当然土取りの問題もあって、計画は縮小されたということもあるでしょうけれども、大きな基本は、やはりそれは地元のことをわかっていなかったことが、このやり直さなきゃいけない原因だと僕は思ってるわけです。

だから、その辺はやはりこういう嫌悪施設ですから、特にこういう嫌悪施設ですから、事前に地元との調整を十分にしとけば、僕はこのような2回目の基本計画は、こんな大層な必要はなかったんじゃないかなと、要らんとところだけ削ればいいんじゃないかなと、このような気はするわけでございますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

それから、もう1つ、供用開始の問題ですけどね、市長。私は、泉南市の中にも例えばいろんな問題のあった事業がたくさんあった。私もおやじが議員をしてみましたから、例えば堀河ダムの建設のとき、あるいは双子川浄苑のし尿処理場の建設のとき、こういうときの当時の首長の動きというのは大変な動きがあった、熱意があった、誠意があった。だからこそ、今ああして堀河ダムができ、あるいはし尿処理場が今できてるんだと、このよ

うに思ってます。

市長も泉南の市長をされて、最後はどこで死なれるつもりかわかりませんが、私自身は泉南の生まれですから、やっぱり泉南で死にたい、こういう思いでいっぱいでございます。そのときにはぜひ間に合うような火葬場——僕は今からこんなもん、今ここまで来るのに20年かかってるんですよ、言えば。だから、これから先この基本計画ができて、果たして7年先——今から7年先といたら、7年先に本当にできるんかどうか、大変疑問に感じてます。

それと、もう1つは、やはりこの場所しか——今金熊寺地区のあの位井池の近くにという設定をされてますけども、先日の角谷議員の中で、ほかに行けやというような話もございました。僕は地元としては、ほかへ行っていただいたらありがたい。だけど、もうここしかないんだと、はっきりと市長もう一度確認をして、そのことがやはり地元には伝わらないと、その辺の地元合意を取りつけるには、腰のふらついたような市の方針では地元もなかなか市の熱意、誠意を酌み取れない、感じ取れない。

だから、もう一度ここしか絶対がないんだという市長の発言をいただいて、これから僕も一生懸命、地元ですからそういう住民合意のために汗をかきますけれども、もっとしっかり市の方が誠意と熱意を持って当たっていただくと、そのような決意を一度お聞かせをいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何点がありましたけど、まず今度の委託の発注方法というのは、まだ今の時点で当然決めておりません。予算いただいて、また指名委員会もございますから、その中でいろいろ議論をしていただくというふうにしたいと思います。

それから、場所の特定につきましては、当然我々4カ所ほど候補があった中で、最終的に今の場所しかないということで絞り込みをさせていただいて、地元にも再三お願いに上がっているわけですから、この前一般質問でも代替案もございましたけれども、そういうことじゃなくて、今現在の場所ということで我々は過去からも進んでおりま

すし、今後もお願いをすると、していくということでございます。

早くというのは、我々ももう本当に1年でも早くということでございます。ただ、あと手順、手続きございまして、こういう施設は必ず都市計画決定しなきゃいけないということがありますので、その図書の作成とか、もちろん地元の理解をいただいたという上で図書の作成をして、市都計審、府都計審にかけなきゃいけないという問題がありますので、それにやっぱりどうしても約1年はかかりますから、それさえクリアできれば、後は実際の用地の取得の問題もありますし、それから近郊緑地の行為届の問題もありますし、いよいよ事業ということになっていくわけございまして、ずっと年次を追いますと、ちょっと安全目を見るんだと思いますが、7年ぐらいかかるということでございますけども、まず地元の了解をいただければ、後は我々の行政努力でかなり短縮できるというふうに思っておりますので、これからもぜひ地元の皆さんに御協力をいただくように、全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それと、今までもそうでしたけども、特に地元の皆さんとは逐一連絡を取り合いながら、今回見直しをさせていただきましても、その途中段階において、いろいろ御意見も賜りたいというふうに思います。前回は、なかなかそこまで至っておらないときに、地形地物あるいはコンターラインをもって計画をして、まずお示しをするものがないとなかなか具体的にできないという部分もありましたので、行政の方でつくらせていただいて地元へ入らせていただいたという経緯があるんですが、今回はかなりいろいろ具体的に我々も教えていただいた分がありますので、ぜひそれをうまく活用させていただいて計画を練り上げたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 市長の決意がよくわかりました。僕はこの都計審に行くまで、例えばこの基本計画書が製本として上がるまで、これは僕はそれまで地元に入らないというような話じゃなく

て、概要は何基の炉を置いてどのぐらいの建物ができるんだというのは前の基本計画でわかってるんですから、当然引き続き地元合意を得るための努力をもう既に何回もしていくべきだと。その2の基本計画策定書ができるまで待ってるというような気の長いことしてると、それまですごい時間がかかります。

地元合意ができてから、助役の話では環境アセスもやらなきゃいけないんだと、こういうような話ですから、当然それまでに地元合意を取りつける努力は、一日も早く何回でも熱心に熱意を持ってやるべきだと、私はこのように思いますので、ひとつその辺を要望して私の質問を終わります。ひとつよろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかに。———和気君。

19番（和気 豊君） この計画ですね、これを具体的に執行するについて、どの程度の財政計画、これを考えておられるのか。嫌悪施設ですから当然今まで論議ありましたように、どれだけ地元のコンセンサスを得るか、このことが最も大事な点だろうというふうに思います。地元の合意を経て早急につくっていく。そして、7年ということについても、過般来いろいろ論議があります。できるだけ最速を前提にして事を運んでいく。それと同時に、やはり財政危機の折から、安かろう悪かろうではだめですが、どれだけ効率的に財政を活用していくか、この3点が大事な点だろうというふうに思います。

1、2の点については先ほど来から論議がありますので、私、なかった財政の問題について少しお聞かせをいただきたい。どの程度の財政を考えておられるのか。これ50%、大体これをたたき台にして、あとの50%と。

それと、問題は、一般質問等でもありましたように、土取りがなくなったことによって、土取りの後搬出ですね、これを空港の埋め立て土砂にお願いをすると。これがなくなったので、結局土砂搬出に多大な費用がかかると。これをいわゆる場内で盛り土、切り土で処理をしていく。そういうことで、これも安くなる点なんだと、こういうように言われました。その50%の基本というのは、この盛り土、切り土の点にあるのかどうかですね、

この見直しの点の中心が。

先ほど堀口さんから論議ありましたように、例えば施設計画なんかはもうこれで行ったらどうだと、これで地元合意をとったらどうだと、せっかくできてるんだからと、こういうお話もありました。この辺は変えられる気持ちがあるのかどうか。仕様書をつくるについて、業者にそういう意思をお伝えになるのかどうかですね。

それと、施設の問題なんですが、これは読んでいきますと、大体2棟方式になってますよね。1棟方式、2棟方式、3棟方式、4棟方式とか、4類型ぐらい出てるんですが、いわゆる待合室とそれから火葬場、火葬棟ですね。この火葬棟の中に葬祭施設も普通包含をしているのが大体6割程度あると、全国のこういう建物ではね。それが一番望ましいんじゃないかというふうな意向にちょっととれるような内容になってるんですね。

だから、先ほど市長は火葬場だけというふうに言われたんですが、大体火葬場とそれから葬祭場棟がセッティングされている。これが全国的に数が多いと、こういうふうになってますし、せっかく棟をつくるんですから、そういうものも含めたら——運営については、別に保育所のように子供たちに直接接すると、そうじゃないわけですから、これは一定効率的に考えていけばいいというふうに思うんですが、そういう中身になってるんですが、その施設計画なんかについても変えられるという、その中身になってるのかどうかですね。費用の点も含めてその辺をお示しいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） まず、事業の財政計画の件でございますが、これにつきましては、前回の基本計画での御説明の中では、事業費につきまして9億8,900万というふうな御説明をしていると存じております。今回につきましては、この内容から相当精査をしたいということと、それから……（和気 豊君「その中身を」と呼ぶ）済みません。中身につきましては、これは自分たちの超概算で予測なんですけれども、これを60億ぐらいに、最終的には財政面も抑制をやってまいりたいと、このように考えております。

そのように抑制するという内容でございますけ

れども、これは当然事業の区域の縮小、これが相当大きなものとなっております。事業の区域につきましても、当初は約15.65ヘクタールという事業の面積を、今回の見直しにつきましては約12ヘクタールというふうに我々は考えております。（和気 豊君「今回のというのはこれやね」と呼ぶ）この平成10年の成果品につきましては、計画敷地面積は約15.65ヘクタールということで考えておりました。それを今回約12ヘクタールに縮小するというふうに考えております。

あと、そういうことで計画敷地の方も縮小しますので、造成の面積につきましても、当初12ヘクタールと考えてましたが、これを8ヘクタールぐらいにやってまいりたいと、このように考えております。

施設につきましては、この平成10年の成果品から、あと現況です、この炉数とか、これらを決定するための事前の火葬需要というんですか、将来人口推計とか、それから死亡の推定数とか、その辺のことを十分業務として加えてまいりたいと、このようにも思っております。最終的には、先ほど申し上げましたように超概算ですが、60億ぐらいに抑制してまいりたいと、このように考えております。

それから、この業務の50%といいますのは、前回のこの基本計画の説明書、成果品を使えるのが約50%ではなからうかというふうに我々は考えております。

それから、施設の計画でございますが、先ほど市長も申し上げましたように、葬祭場につきましては将来的に考えてまいりたいというふうなことで、今回につきましては、主たる工事につきましては造成工事ですね。それから、進入路の建設、当然水道、上水道の引き込みから始めまして、火葬場の建設というふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 大体かなり突っ込んで、まだあくまでも業者の最終的な設計にゆだねなければならぬ部分もあると思うんですが、かなり精査をされた具体的な数字が出てまいりました。

ただ、これによりますと、9年度に作成されたこの図書に伴う財政計画については、残土処理に大体52億5,000万ぐらいかかっているんですね。残土は、基本的には場内処理ということになるので、しかし移動させるのにダンプで移動したり、あるいはブルを入れたり、ショベルカーを入れたり、いろいろ重機関係なんかも要りますから、そういう費用はこのうちで、多分要るとは思うんですが、立米5,326円というような数字なんかも私質問していただいておりますが、そういうものを外へ搬出する以外の費用は、やっぱり52億5,000万からちょっと要るわけですね。やっぱり要るわけですね。52億5,000万が全く削減されるということではなくて、やはり一定上積みしなければならないというふうに思うんです。

ただ、施設の計画なんかはどうなんでしょうか。2棟方式がここでかなり強調されとるんですが、1棟、2棟、3棟、4棟。火葬棟といわゆる待合棟、この2棟で、管理棟なんかは待合棟の中に一緒にまとめると。火葬棟の中には葬祭棟もまとめていくということで、そういうことが強調されとるんですが、その辺はどうなんでしょうか。基本的な計画変更の中に入るのでしょうか、どうなんでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 前回の基本計画の中の棟のタイプというんですか、1棟型から4棟型までということで考えておりますが、これらにつきましても当然再検討ということで、炉数の関係とか、それからこの待合所の面積とか、その辺につきましても、先ほども答弁しましたように、当然人口の関係とかその辺で再度やっぱり見直しをしますので、この辺の整合につきましてもどうかということ、再検討を加えるというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） そういうふうになりますと、これでは2棟方式を採用されてましたからこの額になるわけですが、私ちょっと頭の隅に残ってるんで確かではないんですが、何か2棟方式を採用してるのが6割近くあるということで、それはなぜかというふうに聞いたら、それは廉価に、

一番安い方法としていけるんだと。皆つくった場合ですよ。待合棟、火葬棟、それから葬祭棟、管理棟、そういうものを全部つくるという場合に、2棟方式が一番安く上がるというふうに聞いているんですが、2棟方式を採用しないと、やっぱり高くなるということも考えられるわけですね。これは今後の問題ですから、ひとつ頑張ってやっていただくということになるというふうに思うんですが、やはり安く上げていただくということで効率的に事を運んでいただくと。

これは市の単費ですべてやらなければならないわけですから、市の財政事情を考えるとときには、7年といえども60億という額は大変なことになるろうというふうに思うんですね。237人の職員が自動退職されるということで、その辺の人件費は減るだろうけれども、しかし補強もせないけませんし、そういう点では財政はこれからはお苦しいと、こういうことにはなってくると思いますので、そういう点はよく精査をいただいて、3つの点——地元のコンセンサスを重視するということ、最速に事を運んでいくということと、そしてできるだけ安く効率的に財政ベースに乗っていくと、この3つを特に配慮してお進めをいただきたいというふうに思うんですが、市長その点で。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） もちろん、見直しの中で十分いろんな角度から検討したいと思います。特に、土をいろう作業が伴いますので、前は出すということだったんですが、今回出さないで、できれば池の利用ということも御意見いただいておりますので、そのあたりをうまくミックスしながら、土量もバランスをとりながら、できるだけコストが安くなるように考えていきたいと思っております。

それと、やはり今の時代でございますから、先ほども言いましたように、当面最小限必要な施設を優先的に建設をするということで努力をしたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 私は委員会等でも御意見を申し上げたんですが、今の財政事情からいって、聖域なき見直しをせないかんことは、これは待たなしでありますし、これは遠かれ遅かれという

よりも、早く開発公社の買い取りもしないといかんことを考えますと、今年度も3億5,000万ぐらいしか投資的経費に使ってないことを考えますと、今ちょっと報告されたんでも、100億はかからないようでありますけれども、やっぱり財政的に一回見直さないといけないんじゃないかなということが1つと、一番早くできたとしても7年かかるということを考えますと、私民間でやれるもの、役所がどうしてもやらないといけないものということをもう一遍厳しくやっぱりやらないといけないと、これは思うんですね。

今、火葬場を7年待てるのかといったら、今の樽井にしても西信にしても、毎日お亡くなりになった方があそこで火葬されるわけですから、7年間にどれだけ多くの人がか——年間に400人近くお亡くなりになるわけですからね。7年といえますと四、七、800人があそこで火葬されるということになると、これまでずっとこういう計画があるから、あそこの抜本的な改修ができてこなかったわけですので、まだこの先7年あの状態でお亡くなりになった方を火葬するというのは、私は問題があるんじゃないかな。そうすれば、現在ある火葬場をきちっとやはり整備をします。墓地については、ここの計画でもあるように、もう既に泉南市にはいっぱい民間の墓地があるわけですね。

そういうことと、どうしても泉南市がやらないといけないということはないわけでありまして、また泉南市なんかのこういうところの文化といいますと、お年寄りが毎日のように墓に通ってお花を生けて、本当にきれいな墓地があるわけですね。そういう文化を考えると、こんな遠いところにこういう公園墓地をつくるのがどうかということとか、火葬にしてもせつかく近くにあってこれから7年まであそこで使うとなれば、あそこを本当に設備をきれいにしてやる方が市民のためになるんじゃないだろうか。市長の言う水と緑を守る面からいっても、あそこでの造成はとて市長の本意ではないと思いますのでね。

そういうように、私は見直しだからもうこれで白紙になったわけですから、きょうの予算がこう出とるわけですので、改めてやはり今日までのおくれを考えて、一たん中止をして今の火葬場2つ

をきれいにすると。ここのデータでも出てますけども、要するにお葬式するところは、圧倒的にお寺とか近くの集会所とか、そういうところが多いという統計も出てますね、これ。こんなところへ行って葬式をやるというようなことは、ここのデータでも出ておりますが、21%、自宅が35%ですね。神社とかが11.5、町内会における集会所が24.3とか、圧倒的にやっぱり地域でこれはもう成り立つとるわけですね、1つの姿として。

だから、そういう点で、この計画は見直しても決して市民から大きな批判のある問題ではない。むしろ、現在ある施設をきちっと整備をすることがいいんじゃないかと、そう思うのですが、市長の基本的な考え方を聞かしていただきたい。

そして、地元の了解を得るのは、一たんトラブったこういう問題は、なかなかその修復にも時間がかかるだろうし、私は、7年というのは最速ですから、もっともっと時間がかかるんじゃないかなと、結果的にはね。そう思うんですが、市長どうでしょうか。見直しのことも、この計画そのものにも今言及されましたからね。いっそのことこれ全体を見直して、岡田浦、西信とか樽井の火葬場をきれいにしたらどうなんでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今2カ所ございますが、かなり老朽化してるというのも事実でございます。この補修といいますか、メンテナンスについては、当然市の方でもやっていかなければいけないと思っております。ただ、これからの世代、人口を含めまして、この火葬場というのはやはり整備する緊急の課題だというふうに思っております。過去からその適地ということで探しておたわけなんですけれども、今回ちょうど位井池周辺ということで絞り込みをさせていただいて、そこで今計画をさせていただいております。

当然、地元の御理解、御協力というのが前提でございますけども、門戸を開いていただいて御協議をいただけるようになったということから、今回その見直し案を出ささせていただいて、それによってまたお互いに協議をしていくというふうにいたしております。

それと、御指摘ありました葬祭場については、

確かにもともとなかなか民間のがなかったということもあって、お寺とかあるいは集会所でされておりましたが、最近民間のそういう葬祭施設も幾つかできてきておりますんで、またその活用というのもあるだろうというふうに思いますので、六尾といいますか、地番は金熊寺なんですけど、金熊寺の方でつくる予定のところについては、葬祭場というのはちょっとしばらく置いて、火葬場に絞って——火葬場といいますが、もちろん待合室とか一定の規模は要りますけども、そういう施設としてまず着工をしたいというふうに考えております。

ですから、これはもう我々も7年とは言わず、できるだけ早く着手したいという気持ちでいっぱいでございますので、今回の見直しを契機に地元とも十分協議をさせていただいて、できるだけ早く御理解いただいた上で、都計手続とかそういう次のステップに入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 結論的には見直すつもりはないと、そういう答えだったと思うんですけども、ここの当初の計画が入札が大変安く落ちたわけですけども、基本計画としてつくられたわけですね、10年3月付で。それが助役さんの説明でも、十分地元への説明がないまま進めたということも今回の見直しをする契機になったということがあるように、こういう大変なものを泉南市の不手際の中で計画どおり進められなかったということになりますと、これは相当これから大変な地元合意を——基本的には合意したと言っても、やはりなかなかすんなり行くようには私は思いません。

実質的には葬祭場を中止というか、凍結というんか、そういう形で一たん見合わせるような発言もされたわけですし、そうやってまいりますと、焼き場だけがあそこに行っても余り意味がないと私思いますし、現在あるところを早く整備をして、この7年間、恐らく10年以上このまま使わないといけなんでしょう。そうしたらだまされちゃっていくというわけにはいかないわけですから、そこをむしろ市街地にあっても、煙の問題とかいんな問題を、今の技術は、もう本当にホテルと

間違ふような——新しいところは全部そうですね。昔の火葬場のイメージは全然ないですよ。本当に一流ホテルのロビーみたいな感じの中でやってる状態ですから、むしろ住んでおる近くにそういうものがあることの方がベターなんでね。

だから、そういう点では、やはり先ほどのお年寄りが墓に毎日通って花をかえてるということもちょっと言いましたけども、そういうふうにもっと我々の生活の近くに、そういう死者というんか、亡くなった方がおられるということの方が私はやっぱりいいのではないかと。そういうような点からいったら、これだけトラブルしたことで思い切ってやめて、やはり今の火葬場を整備することをぜひ主張したいと思えます。

それから、墓地の問題については言及がほとんどありませんでしたが、この基本計画の中でも、堀河森林公園メモリアル開発事業として941区画というのが調査書の中に明記されとるんですね。それから、金熊寺の霊園と日照寺の霊園合わせても900ですね。その2つの900よりもまだ多い計画がここに示されて、童子のところに行きますと、赤い土がむき出しになって計画が中止されとるんですけどね。ああいうもんも今後どうするか知りませんが、やっぱりそういう民間の墓地があるわけですから、こんなことは民間がやるとるわけで、わざわざ泉南市がやらなくても、私は民間圧迫になると思うんですよ、余りこれをやり過ぎると。やらなくても現在あるわけですから。

そういう点で、私はこの計画というのは、相当状況が変わってしまったということで、ぜひ計画の抜本的な見直しを要求したいと思います。答えが変わらないようであればいいですけども、私はそれを強く要求しておきたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 僕は新興住宅の住民で、墓もないし、ここで骨を埋めて一生過ごそうという考えでありますから、墓場も必要だし、斎場も必要であると、私は基本的にそういう立場です。

ただ、さっき小山議員がおっしゃったように、樽井のあそこの火葬場と岡田の火葬場をきちっと整備して、においの出ない、そういうことが技術的に可能なかどうか。あそこは駐車場も狭いし、

墓場も狭いし、ああいうことが将来の泉南市の都市計画の中で、人口もふえるし、あれを泉南市の斎場としていくことは可能なかどうか。近くで僕もええと思うんだけどね。高層ビルをつくってその中でやるなら別だけど、そういうことが可能なのか。

それから、もう1つ、60億の中身には、これは墓は形成されるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

それから、もう1つは、財政的にこういう厳しい折なもので、60億としたらこれは補助事業でないもので、市債とかそういう、大変な開発公社の借金があるんだから、その財源的にはどのように——職員さん、14年で二百三十何人やめるんだから、そらいろいろ財源が出てくるかわからないんですけど、市長、財源的にほんまに腹たたいいけるのかどうか。60億の裏づけですわね。7年で60億ではないと。7年で30億なのかね。7年間で30億か20億か、財源的なそういう不安はないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、場所の問題で既設のところかどうかということですが、決定的にはやはりアクセスで生活道路が非常に狭い、狭小なところを通らざるを得ないという部分があるというふうに思います。今回のようなところを通らなくて、いわゆる幹線道路から入れるということが立地も含めて一番いいというふうに思っておりますし、規模的にもこれから建てかえてやるということになりますと、やはり今のような規模ではもちろんいきませんし、場所的な問題もございまずから、新たなところを探すということにしたわけでございます。

それから、事業費については、さっき部長が答弁いたしましたのは、墓地も全部含んだ事業費ですから、火葬場だけでしたらそんなにかかりません。（成田政彦君「そんなにって幾らぐらい。その3分の1とか」と呼ぶ）二十数億の予定でございますから……（成田政彦君「財源的に市長としてそれはどうやと聞いている。二十数億つぎ込んであと7年だから」と呼ぶ）

財政的にはこの前の空港関連のいろんな要望の中でこれも要望いたしておきまして、お金のかかるというのは、1つは進入路ですね。これ結構長いというのがありまして、これを何とか、例えばあのと時の話では林道とか農道とか、そういう考え方に基づいて整備できないかということをお大阪府に申し上げておきまして、大阪府の方もそういう方向で検討させていただくということでございましたから、何らかのそういう対応が可能じゃないかなというふうに思います。

それと、火葬場等は原則としては補助が付きません。起債がほとんどでございますが、その中で当面は最小の部分の事業ということに絞り込んでやろうということでございますので、起債とももちろん一般財源も要りますけれども、これで対応をしたいと。あるいは府の貸付金とか、そういうことで対応をしたいというふうに思っております。

それから、墓地の方は計画として入れますが、これは後で収益還元があるわけですから、いろんな方法が考えられるというふうに思います。もちろん市が直接やる場合、あるいはその他の組織がやる場合、あるいはPFIでやる場合とか、いろんなことが考えられると思いますから、それは今後研究したいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） もう発言は遠慮させていただこうと思いましたが、聞いておきますと、岡田の方の火葬場の御心配をたくさんさしていただいて、岡田の議員2人おるんですが、1名はお休みでございますので、ぜひひとつ市長、岡田の火葬場ですね。樽井は樽井の優秀な議員さんがたくさんいらっしゃいますから、私がとやかく言うことないと思うんですが、村意識的にはなるかと思いますが、岡田の方も私も再三再四申し上げたと思うんですけども、7年間もなかなか今の火葬場ではもたないと思います。そういった意味で、できるだけひとつ早急な配慮をしていただきたいというふうに思います。

それと、1点だけ教えていただきたいんですが、この7年後に完成予定だと、こういうことですが、その場合は岡田の火葬場と樽井の火葬場

は廃止されるんですか。まだそこまで検討されていないのかどうか、それだけちょっとお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の火葬場ができますと、当然1カ所に集約をするということでございますから、現在の2カ所については廃止をするという考えでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
——小山君。

3番（小山広明君） 2001年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回のこの予算の特徴は公園墓地の見直しにおける予算でございますが、質疑の中でも申しあげましたように、一番早くできても7年と言いますが、状況的に言っても、このことは行政の側も明確に約束をしておりますし、それ以上かかることは明らかであります。

状況も変わりまして、長い文化の中で地域には地域の火葬場があり、また葬儀場など地域の中でそれなりのコンセンサスを得ながらやっております。すべてがすべて賛成というわけではありませんけれども、やはり亡くなった方を大事に自分たちの住んでいる近くで慰めていくといいますが、お祭りをしていって文化があります。それがこういう遠くのところに火葬場を置き、最終的には斎場、また墓地ということになりますと、私たちの住んでいる周りから遠いところでこういう人たちを置くといいますが、位置づけることになってしまいます。

そういうことで、このまちの文化が本当にこれで守れるのだろうかということを考えますと、私はこの問題を、今回は現実的には見直しの予算でございますから、もう一度原点から考える必要がある。

もう一方は、財政的な面から、もうほとんど財政再建団体になるという財政状況の中で、今言ったように60億円を超えるそういう予算を投入す

ることは果たして可能なんだろうか。また、先ほどから言ったようないろんな財政的なマイナス要因がいっぱいある中で、私はこの問題はあえて突き進む必要はない。私はこの問題をもう少し静かに考えて、果たしてこれからの火葬場のあり方をどうするべきか。これは本当に行政が絶対にやらなければならないことであるのかどうか。そういうことをもう一度考える必要があると思います。

今日まで計画がスムーズにできなかったことをやはりはっきりと認めて、私は見直しをするためにこの予算を認めるべきではないと、そのように思います。今回はわずかな予算でありますけれども、このことが60億、100億円を使うということの出発点になりますので、議会の皆さんの賢明なる御判断をよろしくお願いし、できますれば、このことに反対をしていただくことを心からお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議員提出議案第7号 泉南市非核都市平和条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山君。

3番（小山広明君） 泉南市非核都市平和条例の制定について、皆さんのお手元にお配りしております案文を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

泉南市非核都市平和条例

（目的）

第1条 この条例は、国際平和を誠実に願い、戦争と武力を永久に放棄することが明記されている日本国憲法、国の基本政策である「非核三原則」、武力紛争時における国際法規であるジュ

ネーブ条約追加第一議定書、地方自治体の本旨に基づいた「泉南市非核都市平和宣言」を根拠として泉南市民に恒久平和と安全を保障することを目的とする。

(平和的生存権の保障)

第2条 市および市教育委員会は、地方自治の本旨に基づいて、その地域住民の平和と安全と福祉を保障する責任を負い、その権限を持っていることを確認する。

(無防備地域の宣言)

第3条 市および市教育委員会は、戦争の危機に際しては、「1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」(ジュネーブ条約追加議定書)第59条に定める「無防備地域」であることを宣言する。

(平和事業の施策)

第4条 市および市教育委員会は、平和実現のためにつぎの事業をおこなう。

(1) 平和意識の普及、宣伝

(2) 平和教育の推進

(3) 平和に関する記念行事の実施

(4) 市民保護を第一とした1977年の「1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」(ジュネーブ条約追加議定書)の普及、宣伝

2 前項の目的を達成するために、市民が企画、立案に積極的に参加できる委員会を公募によって設置する。

(市と外国諸都市との国際交流)

第5条 市および教育委員会は、市民の平和に関する積極的な活動に協力し、平和をあいする諸外国市民との相互交流をはかり、国際平和に寄与するよう努める。

(平和費の計上)

第6条 市および市教育委員会は、本条例の目的を達成するために必要な費用を毎年予算計上する。

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は公布の日から施行する。

2 この条例の公布後は、すみやかに、翻訳文をつけて、国際連合事務局、国際連合加盟国及びジュネーブ条約追加議定書署名国に送付する。

以上でございます。よろしく御賛同いただきませう、お願いを申し上げます。

議長(奥和田好吉君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———井原君。

1番(井原正太郎君) ただいまの提案の中で、泉南市非核都市平和条例、非常に立派な内容というふうに一見伺うてありますけども、我が国は、御存じのように憲法第9条、世界に類例を見んような立派な戦争放棄をうたった憲法を有する国であります。そういった意味から、この条例と上位法との関係、これを提案者はどのように考えておられるのかというのが1点であります。

それから、今までの歴史の中から、戦争ほど悲惨なものはないし、戦争ほど残酷なものはないというふうなことから、戦争の愚かさは今人類がよく心得るというふうにする反面、世界各国ではいるんなところで、やはりグローバルな世界と言われながら地域紛争が絶えないというふうな状況下にあるというふうには認識しております。

そういった中で、ただいま申しましたように、日本の国のいわゆる安全保障については、近年日米安保であるとか、あるいはまた日米の新ガイドラインであるとか、その関連づけとして後方支援のあり方であるとか、私どもが有する関西国際空港の使われ方であるとか、いろんなことで平和と、そして戦争に関する論議が本議会でも論議されてまいりました。そういった意味から、提案者の方の考え方を再度説明いただきたいと思います。

議長(奥和田好吉君) 小山君。

3番(小山広明君) 井原正太郎議員の方から2点について質問をいただきました。ありがとうございました。

1つは、上位法との関係ということでもあります。これは条例案の中にも示したわけでありませうけれども、私は平和における地方分権の問題だろうと思います。この国際条約ができましたのは、ベトナム戦争中にその議論がなされて、それが成立い

たしたのはベトナム戦争が終わった2年後であります。これは、日本の国は御存じのように署名をしておらないわけでありましてけれども、世界の154の国がこの条例に署名をし、この条例の根拠がいわゆる条文の中では適当な当局という形であらわされておる。つまり、国ではないわけでありまして。

そういうことで、能力を持った1つの組織といえますと、実際的には地方自治体ということにその根拠を置いた国際条約でありますので、上位法という関係ではなしに、平和の問題については、地方自治体が市民の命と安全を守るといふ、そういう視点に立って地方自治体に戦争をさせない、平和に生きたいという権利を与えようという、そういう立場を持った国際条約であります。だから、上位法が一般的に言われる国の上位法ということではなしに、この国際条約がそういうような適当な当局という形で、いわゆる地方自治体に根拠を置いたそういう国際条約であるということが、上位法の関係ということの関係ではそういう説明になるわけでありまして。

それから、もう1つの問いでありますけれども、世界には紛争が絶えない、また日米安保などの関係、新ガイドライン法ができた関係、それから後方支援とか、関空の軍事的なというのか、防衛的な使われ方についてこの議会でも論議をされてまいりまして、我が泉南市の市長も、関西新国際空港が軍事的に利用されることには絶対に反対であるということをお明言しておるわけでありまして、そういう点からいっても、私たち市民の願いとしては、いかなる戦争にも巻き込まれたくはないし、また賛成をしないという立場は、これは国民多くの合意にあると思っております。

それから、新ガイドラインの問題で日米安保の関係から地方自治体にも、いわゆる日米安保におけるアメリカが戦争を行う状態になったときに一定の協力をするということでも協力を求めることができるという、そういう新ガイドライン法ができておりますが、そういう場合にでも、何をもって協力するかしないかという根拠が地方自治体にはないわけでありまして、そういう点でこの条例の可決を見ますれば、泉南市長としては市民を守

るために、国際条約であるジュネーブ条約追加第一議定書というこの地方自治体に根拠を置いた、戦争をさせない、いかなる戦争にも反対するという、そういう立場に根拠を置いた平和条例がここにありますと、市長は自信を持っていかなる戦争にも協力しないという立場が貫けるのではないかと。

そういうことで、私はこの条例の成立というのは大変意味がある問題だと思っております。

そういうことで、戦争するのは国家、国であります。しかし、いかなる戦争においても犠牲になるのは、最近の統計からいっても多くの市民である。敵味方関係なしに、多くの市民が戦争の犠牲に遭うということが統計の中でも明らかになっております。

例えば、第一次世界大戦では5%しか一般民衆が犠牲になりませんでした。しかし、第二次世界大戦では48%、また朝鮮戦争では84%……（発言する者あり）もうすぐ終わりますから。ベトナム戦争では95%もの普通の市民が犠牲に遭った。（井原正太郎君「小山さん、そこまで聞いてない」と呼ぶ）こういうところに国際条約ができたという背景があるということも申し添えまして、ひとつ御賛同いただければ、よろしくお願ひしたいと思いますし、質問者の井原正太郎さんにはぜひ納得をしていただいて、賛同していただくことをよろしくお願ひを申し上げます。

ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——井原君。

1番（井原正太郎君） 私の質問に対して非常に美しい答弁いただいたんですが、平和の地方分権というふうな観点で話もありました。私は、現実問題として、一地方自治体が今言いましたように、憲法を超えての主体ができるのかどうかというふうな疑問をこの条例の中には感じるわけでありまして。

それから、先ほど後方支援等の具体的な行為がもし出た場合に、この無防備地域の宣言第3条でありますけれども、戦争の危機に際してはいわゆる無防備地域であることの宣言ができるというふうな条文になっております。このときに、戦争の危険に際してはというふうなものは、一体何を意味

するのかと。非常に抽象的なところであります。ほかの条文に関しては非常に美しいし、本来だれもが平和を願うわけでありまして、今東アジアにあっては、世界でも有数の危険地域と言われております。1つは韓半島を見てもそうでありまして。北朝鮮を見てもそうであります。また、台湾海域を見ても非常に緊張の多い地域であります。

そういった中で、日本の国民がいかにもみずからの国土と、また生命、財産を守るかということ、非常に切実な問題になってくると思うんですけども、この条例はそういった意味では非常に美しいんですが、かなり現実離れした、そういうふうな感じがいたします。

そして、もう1点聞きたいのが、この日本の国の中でこのような条例を制定しておる地方があるのかどうか、こちら辺も確認したいと思っております。簡単にな。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 本当に簡単に、皆さんに飽き飽きされんように要領よくやりたいと思っておりますが、1つ今再質問いただきましたのは、この条例が憲法を超えて行われるのではないかという、そういう意味だと思うんですね。それから、後方支援の問題で、後方支援という問題が出たときにそれはどうなるのかということで、この今提案しております条例がどういう意味を持ってくるのかということと私は受け取りました。それから、美しく現実離れしているのではないかという、それからこの日本の周辺ではそういう紛争の状況があるんじゃないかと、こういう御質問だったと思うんですね。そういう質問だったと思って答えるんですね。

先ほども言いましたように、これは国際条約ということで、いわゆる適当な当局という形で、そのベースを地方自治体に置いてると、こういうことで、私は憲法とのそごはないと思っておりますし、憲法でも武力を持たない、それから軍隊を持たないということは明記してありますから、それはある意味で無防備宣言なんですね、世界に向かった。憲法そのものが無防備宣言の意味を持っていると思っております。そういうことが1つあります。

それから、後方支援と言いますけれども、やっぱ

り戦争になれば一番弱いところをたたいてくるわけですから、明確にこれは具体的な戦争になれば、後方も前方もないわけですから、そういう点では、いかなる戦争もさせないということにこの意味がある。

もう1つは、これはある意味で市長が何回も言われる戦争法なんですね。戦争があることを前提にしてやっとなるから問題だという議論が1つあるんですよ。しかし、あなたも言われたように、我々の周りには危険性がいっぱいあって、戦争がいつ起きるかわからないときに、いかに戦争をさせないかということに視点を立てた国際条約なんですね。

だから、小泉総理も——私は靖国に行くことに反対ですけども、靖国になぜ行くかといったら、二度と戦争をしないんだということを誓いに行くというようなことを明言しておるように、我々はもう戦争にいいも悪いもないんですね。戦争をやらしてはいけません。私たちは、国が間違ってもあります。そのときに市町村がこういう条例をつくつとすれば、堂々と戦争をするなということを言えるという、そういう根拠として私は有効性を持つと、そのように思いますので、こういうものがなくても個人で戦争に反対する人は、戦争が起これば何ぼでも出てきます。

そのときに、地方自治体がこういう条例を持っているということは、どれだけ大きな力になるかわからない。そういうことで、大変意味があると思っておりますので、納得していただけるかどうか分かりませんが、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

あ、ごめんなさい、答弁漏れがございました。日本でこういう条例が成立しとるところがあるのかどうかですね。これはありません。

ただ、1985年に天理市で住民の直接請求で提出されて否決されたことがあります。それから、小平市で、これは提案されましたが、それは取り下げたということがあります。それから、東京都でもこのジュネーブ条約に根拠を置いた平和条例が提案されましたが、否決されたということで、議会に提案された回数は2回、提案されたけども取り下げたのが1回、それで泉南市が4回目にな

りますね。もし、これが成立すれば、世界で初めての条例になります。そのこともぜひお酌み取り
いただきたいと思います。よろしく願います。

〔井原正太郎君「大変親切な答弁、ありがとうございました」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——
——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に
対し御異議がありますので、本件に対しては起立
により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決す
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よ
って議員提出議案第7号は、否決されました。

15分まで休憩いたします。

午後9時 6分 休憩

午後9時17分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

次に、日程第17、議員提出議案第8号 介護
保険料の全額徴収を凍結し、保険料・利用料の減
免を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から
提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気君。

19番（和気 豊君） 介護保険料の全額徴収を
凍結し、保険料・利用料の減免を求める意見書に
ついて案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

介護保険制度が発足して一年余りが経過し、こ
の間、制度をめぐる全国各地で様々なトラブル
や苦情が続出した。とりわけ低所得者にとっては、
介護保険料や利用料の負担が大きな重圧となっ
ている。大阪府でも介護サービスの在宅利用は7割
程度といわれている。介護保険料を支払った上に、
サービスを利用するごとに費用を負担することは

高齢者にとっては大きな重荷になっており、介護
保険制度が真に高齢者の老後の安心に役立ってい
るとはいえない。日本銀行が昨年12月発表した
「生活意識アンケート調査」結果によっても、現
行の介護保険制度に老後を託すことはできないと
74%の人が不安を感じている。

全国では利用料減免制度を独自につくった自治
体が2割にのぼり、保険料の軽減措置も広がって
いる。これは市町村が高齢者へのこれ以上の負担
は不可能と考えており、国が責任を持って制度の
抜本的な改善をしてほしいと願っていることの現
れである。

よって、政府に対し、下記の通り制度の抜本的
見直しを行うよう強く要望する。

記

1. 10月1日から介護保険料を全額徴収する
ことは凍結すること。
2. 低所得者の負担軽減を含め、国民が合意で
きる保険料・利用料のあり方について抜本的
に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出する。

平成13年6月29日

泉南市議会

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明
に対し、質疑等ありませんか。——質疑なし
と認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——
——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第8号を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に
対し御異議がありますので、本件については起立
により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決す
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よ
って議員提出議案第8号は、否決されました。

次に、日程第18、議員提出議案第9号 永住外国人への地方参政権付与を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田君。

18番（成田政彦君） 永住外国人への地方参政権付与を求める意見書（案）、案文を朗読して提案にかえたいと思います。

現在、我が国には60万人をこえる永住外国人がいるが、これらの人々は、日々の生活を通じて地方政治と密接な関係をもち、日本国民と同じように、地方自治体に対して多くの要求や意見をもっている。

地方政治は、本来、すべての住民の要求に応え、奉仕し、住民参加によってすすめられなければならない。外国籍であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税をはじめとする一定の義務を負っている人びとが住民自治の担い手となることは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致する。最高裁も永住外国人に地方参政権を保障することは「憲法上禁止されているものではない」と判決を下している。（95年2月）。

よって政府は、希望する全ての永住外国人に対し速やかに、法の定めにより都道府県および市区町村の首長・議会議員についての選挙権および被選挙権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月29日

泉南市議会

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———巴里君。

22番（巴里英一君） 提案者に質問をいたしたいと思います。ただいま上程されました意見書がありますが、何点かお尋ねいたしたいと思います。

外国籍であっても我が国の自治体で住民として生活し、納税を初めとする一定の義務を負っている人々が自治の担い手となることはということでもまず1点ありますが、日本国籍を有する日本人が外国に在住している場合、参政権を得ているのかどうか。まず、その状況、実態があるのかどうか。あればお示しを願いたいと思います。

2点目、また外国人とはすべての全世界の国民が日本に定住している部分ということで、思考していいのか。あるいは、提案者として一定の国という、数力国ということの想定のもとに出されたものかどうか。

3点目、納税の義務を負っているから参政権を保障すべきだというふうな表現でありますけれども、私たち日本人が外国で定住し、あるいは観光等で行くことにおいて、当然納税の義務を負ってますけれども、参政権まで付与されてるといことはあるんかどうか。そういう参政権が得られているという実態があれば、お示しをいただきたい。

4点目として、同民族でむしろこの趣旨と反対の要望、いわゆる民族のアイデンティティーを求めて反対されているという点が一切加味されていないと、そういった点は御承知かどうか。

確かに、憲法上禁止されているものでないと、参政権についてはということで判決を下していると。1995年、これは正確にはたしか2月の28日の最高裁小法廷において判決されたものかとの思考を前提で話しますが、これは決して直ちに参政権を認めたというべき判決ではないというふうに思われます。そういった意味では、その点についてもどのようなお考えがあるのか、お示し願いたい。

現実には、憲法上禁止されているものでない、であって、決して参政権云々について付与するということではあり得ないということを出されたものと解するが、どうかということでもあります。特に、そういった意味では、現在国内において国会あるいは国において、そういった在日定住外国人に対する日本国籍取得、参政権の道をできるだけやすくできるようにということで論議されているところではありますが、そういった論議されてる最中に、このことは果たしていいのかどうかということを含めて御答弁いただきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） まず最初に、永住して、そして納税をしてる外国人に対して選挙権を与えるということについて、地方自治体のそういう選挙権を与える問題ですが、憲法上禁止されてない

というのは、基本的には憲法第30条、納税の義務、それから憲法8章93条、議会議員選挙について、これは納税しとる人は当然参政権はできるという、こういう憲法の定めがあります。このことを最高裁は憲法上禁止されているものでないということを答えとります。と私は思います。

それから、1の日本国籍を持って外国でも投票権があるのかというのは、私世界165カ国の国を調べたわけではないんで、そのことは正確に把握いたしておりません。ただ、南米の幾つかの国で、確かでないけど、そういうことがあることは新聞報道で聞いとるんで、外国のことについては、私はそのことは確かに把握いたしておりません。

2番目は何でしたかな。2番目は……(巴里英一君「答えられるとこを先に答えてください」と呼ぶ)

民族のアイデンティティー、これは私、同じ朝鮮民族で北と南に分かれとるんですけど、同じ朝鮮民族でそれを要求しない、そういうことは民族の自決権に沿って、私どもはそれは一切強制することはできません。その民族が要求することについて、そういうことを受けるかどうかという、選挙権を日本に求めるという要求に対して、その民族がもし要求しなかったら、それは我々がその民族の自決権に沿って、そもそもその人たちが要求しとること、私どもが要求もしてないのに押しつけることは私はできないと思います。基本的には永住外国人の地方参政権を私たちは認めるべきだろうと私は思ってます。

それから、あと2、3をちょっと教えてほしいんですけど。外国のことをたしか聞かれたんですね。外国の数カ国の……。僕、日本の国内……(巴里英一君「どこを想定しているのか。すべてか数カ国か。全世界か、限定しているのか。すべての外国か」と呼ぶ)60万人を超える永住外国人ですわね。だから、別に朝鮮人であろうが、それからアルゼンチン人であろうが、ブラジル人であろうが、そういう義務を持ってる。それはすべてそういうふうには——ここに書かれておるのは、60万を超える、ここに書かれておるとおりであります。平等であります、それは。差別ありません。(巴里英一君「差別は一切ない」と呼ぶ)あ

りません。すべての民族であります。だから、憲法のこの保障してる納税義務と、それから地方自治の書かれたとおりを私どもは保障すべきではないかと思ってます。

以上であります。

議長(奥和田好吉君) 巴里君。

22番(巴里英一君) ちょっとわかりにくいんやけどな、答弁者。私、小法廷の最高裁判決のあるんですよ。持ってます。取り寄せました。あなたがおっしゃってるような形ではないんですね。憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとするならばというふうに続いていくわけですけども、最終的には論旨はわかると。しかし、採用することはできないという判決でしょう。そういうふうにしてあるからしゃあない。だから、このおっしゃってることとは若干違いがありますよということ言うてるんですよ。

これは法律的には93条2項とか15条1項とか、あるいはたくさんあるんですね。ちょっと読んでたら切りないんで、これは憤みます。ちなみに、すべての国なのかということに対して、あなたは60万在住外国人に対してですか、すべての国だという理解をしていいのかと言ったら、そういう理解だということで、これはそうであろうと思います。そうだと思います。でなきゃおかしいんで。

現実には、参政権を与えている国というのはここにありますが、EUと言われているが、ヨーロッパ中心に宗主国と言われているイギリスが、連邦として認められている例えばオーストラリアとかアイルランドとか、そういう国民には参政権を与えています。それ以外与えてるとこというたら、自分ところ以外は選挙権を与えてないんですね、アメリカにしる日本にしる当然のことですが。それも地方レベルにおいて与えてると。ただ1つ、ニュージーランドにおいては、国政レベルの選挙権を与えてる。被選挙権はないんですね。これはニュージーランドで被選挙権は英連邦国民のみというふうに規定、限定されてるといふ、それ以外どこもないんですよ。

これは本来、こういう政策というものは、私は互助の関係やと思うんですよ、相互的な関係。お互いに国家同士が、例えば韓国と日本、あるいは台湾と日本、中国と日本、それがお互いに在住日本人あるいは在住中国人、こういった形でビザの関係と同じで、パスポートと一緒に、ノービザで行けるとこ、そういうところの互助の関係での参政権やというふうに僕は理解をすべきだというふうに思っています。

こちらだけ与えて向こうが私たちの例えばアメリカ在住の人に与えてないというたら、アメリカ国民にならない限り与えられないわけですから、宣誓して。それで与えないということになって、それが問題だということにはなってないんですね。日本だけです。どっかの政党なりどっかのところが、それなりの自分たちにとってよしとするために言われてる部分というのは、なきにしもあらずかなというふうに私は思います。日本人も台湾に行き、韓国に住めば、日本国籍を持つとつても、これは選挙権を与えられるんやったら、私たちは当然これを与えるという形になるというふうに思います。例えばザンビア、コンゴとか、そこも与えますのかということになってきたら、なかなか向こうは与えてくれない。

そういうことになろうかなというふうに思うんですが、そこのところは余り詳しく説明するとちょっと時間がたちますので、改めて先ほどあなたは1点目の実態についてはわからないということなんで、今説明させていただきました。すべての国民ということも了解できました。

しかし、納税の義務を負ってる私たちがアメリカへ行って、アメリカで物を買って在住してもないということも御承知ですよ。御承知ですね。あなた、向こうで参政権ないですよ、行って。稲留さんがブラジルへよく行ってはりますが、余計なことやけど、参政権持ってません。そういうことでしょう。

民族統一ということで、ドイツはそうなんです。北朝鮮と韓国はやっぱり統一を目指してます。それを片側だけ認めるんだ、こちらは認めないんだということになることはないんですね。にもかかわらず、そうでしょう。なら、その民族同士が

アイデンティティー持ちながら、それは反対だと言うてる民族が、分断された民族がある限り、それを認めるんだとか認めないんじゃないし、向こう側が、彼らが反対だと言うてるんですよ、片一方が。そのことを御承知ですよ。

知ってながらこのことを出してるということは、それはアイデンティティーというものを踏みにじるんじゃないですか。何でも参政権与えればいいんじゃないし、日本が参政権を与えるために条件整備をしようという段階において、このことがなされてるということをお承知なのかどうか、お答えいただきます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 巴里議員は非常に勉強されて、確かにその巴里議員のおっしゃっとすることは私も大変よく理解できます。参政権を与えるかどうかというのは、日本以外の国の国民が決めることであって、私は日本人がアルゼンチンに行って、永住外国人であったから参政権を与えるということは、結果的には向こうの人たちが決めることであって、私どもは干渉することはできません。だから、私は日本として60万を超える永住外国人にこういうのを与えるべきであるという、そういう考えであります。もうそれ以上説明することは、日本人として主体的な意見として私は与えるべきだと思っています。

それから、さっき言われた民族のアイデンティティー、それは当然であります。私は本来北であろうが南であろうが、永住した外国人同胞にその参政権を与えるべき意見だけど、しかし要らないということに対して、それは押しつけもできないし、私はそう思います。基本的には私はそういう考えであります。

どうもありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） そうでありますというのはあなたの主観であって、民族同士が相はむようなことを我々がいかに地方議会といえども、そのことがいいのかどうかという判断をしなきゃならないということをお承知なんです。泉南市内に住んどつても、そのことに対して反対する側と賛成する側の同じ民族がおるんです。そういう分

断さすような形であってはならないですよと言っているんです。

ちなみに、データを見ると、昭和54年に非常に難しいと言われておった帰化者が4,700人から始まって、現在では1万人を超してるんです、年間。10万人を超える人々が既に日本国籍を有して参政権を持っていますよ。それで、現実的に世帯数で見たら、結婚世帯数が当初は夫婦とも在日韓国朝鮮人の方々が64.7%あったのが、平成6年で17.5%に減少してるんです。それは一方逆に言うたら、夫婦のどちらかが日本人であるという場合が、当初の先ほどの昭和でいえば40年代に2,000人ちょっと、現在では7,500を超えてる。こういった意味では、まさに国際化という意味では国際化されてきてるんです。

そういった意味の国際化のあるべき姿というのは、一定我々日本人がみずから考えていくべき時代に来てるんじゃないかなということで、アイデンティティーまで我々が突っ込んで、このことはいいかどうかということではなしに、国会における、あるいは政府における参政権のあり方を論議さすべきものとして、我々提案されるということに対しては、私は構わないと思いますけども。現況では……（小山広明君「55条」と呼ぶ）何や小山君。議案違いますからね、市の。議員提出、意見書ですからね。どこか違反してますか。ちょっと小山君、悪いけども、手挙げて一遍言うて。（角谷英男君「巴里さん、続けてよ、もう。ほかの話ばかりしてるのはほっといたらよろしいねん」と呼ぶ）そうですか。再度そういった意味での確認答弁を願います。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 永住外国人に参政権を与える問題について、私は民族の問題について口を挟む意思は全くありません。それはその人たちが参政権を仮に決めたとしても、その人たちの自分の自由意思でそれは当然決めるべき問題であって、自分でその参政権で投票を行使しないという人たちに対して、私どもはそれは干渉することはできません。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。—

——以上で本件に対する質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。——
—討論なしと認めます。

これより議員提出議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議員提出議案第9号は、否決されました。

次に、日程第19、議員提出議案第10号 不良債権の早期最終処理は優先させないことを求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森君。4番（大森和夫君） 議員提出議案第10号、不良債権の早期最終処理は優先させないことを求める意見書について、案文の朗読で提案にかえます。

「不良債権の早期最終処理」は優先させないことを求める意見書（案）

政府は「構造改革なくして景気回復なし」といって、「不良債権の早期最終処理」を最優先課題としてあげているが、不良債権が景気を悪くしているのではなく、景気が悪いから不良債権が増えているのである。

今日、不良債権の大多数は、バブル時代の乱脈融資が原因ではなく、まじめに働いているが、景気の後退によって売り上げが減り、計画的な返済が困難になっている中小企業のものである。

いま必要なことは实体经济を回復させて、その主力である家計消費を暖めることを最優先してこそ、経営困難に陥っている中小企業の売り上げも回復し、不良債権を減少させる道が開かれるものである。にもかかわらず2年ないし3年という短期間に、一気に不良債権の最終処理、すなわち融資を打ち切り、資金を回収するようなことをすれば、大倒産と大失業を招くことは明らかである。

ニッセイ基礎研究所などの試算でも新たに失業者が100万人から130万人増え、6兆8千億円の雇用者所得の減少が生まれる。

これでは、今日の経済危機をいっそうに深刻にし、景気をますます悪化させるのは明らかである。

よって政府は、「不良債権の早期最終処理」を優先させないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月29日

泉南市議会

議員各位におかれましては、御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議員提出議案第10号は、否決されました。

次に、日程第20、議員提出議案第11号 地方交付税の削減反対等に対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本君。11番（松本雪美君） 議員提出議案第11号、地方交付税の削減反対等に対する意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

地方交付税の削減反対等に関する意見書（案）

最近の国会論議において、来年度の政府予算編成をめぐって政府側から地方交付税の削減や制度

見直しが表明されている。また、5月31日に示された経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（原案）においては、地方財政にかかる「財源保障を縮小」することとともに、「年限を限った市町村の再編」とあわせて「段階補正（団体規模に応じた交付税の配分の割り増し）の縮小」が示されている。

しかしながら、地方財政の現状は、景気の低迷にともなう税収の慢性的な落ち込み、国の経済対策に伴う公債費負担の増加など、非常に厳しいなかにある。こうした状況において、地方交付税総額の削減ありきの対応がとられるならば、公共サービスの維持に著しい困難がもちこまれかねない。

そもそも、地方交付税は、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定のサービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源であり、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化するものである。現にその多くは、国の法及び制度による義務的な歳出に要する財源の保障に充てられている。いわんや、地方交付税の削減や段階補正の縮小などの一方的な財政措置によって、市町村合併へと誘導しようとするのは、本末転倒であり、地方自治の本旨をそこなうものである。

よって、政府に対し、下記の事項を強く要請する。

記

- 1 地方交付税総額の削減ありきの予算編成は行わないこと。
- 2 政府の経済対策の多くを地方単独の公共事業に求め、その財源を地方債の発行とその償還のための地方交付税措置に担わせる従来の方法を改め、公共サービス充実のために十分な基準財政需要額の算定をおこなうよう見直すこと。
- 3 「段階補正の縮小」など、小規模な市町村に不利になるような一方的な財政措置や交付税算定は行わないこと。
- 4 地方交付税制度のあり方の検討にあたっては、国から地方への税源移譲と一体で議論すること。その際、地方税の充実は、「地方消費税の拡大」など新たな住民負担となる方法は避けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月29日

泉南市議会

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議員提出議案第11号は、否決されました。

次に、日程第21、議員提出議案第12号 抜本的な地球温暖化防止政策の推進と京都議定書の早期批准・発効を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山君。3番（小山広明君） それでは、今議長から言われました意見書について、案文を読み上げまして提案にかえさしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

抜本的な地球温暖化防止政策の推進と京都議定書の早期批准・発効を求める意見書（案）

昨年11月、オランダのハーグで開催された温暖化防止のための気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）では、京都議定書の具体的なルールについての交渉が行われたが、残念ながら合意に至ることができなかった。

さらに本年3月、米国のブッシュ政権が京都議定書の国際交渉の枠組みからの「離脱」を表明し、京都議定書を無効とする発言を繰り返しているこ

とは、地球温暖化を防止する国際的な取り組みを危うくするものであり、極めて遺憾である。

一方気候変動はこれまでの予想を超える速度で進行しており、地球規模で温室効果ガスの削減の対策をとり、将来世代の安全を確保することは、私たちの現在世代の責務である。合意が遅れば、対策も遅れてしまい、その間にも温暖化が進行してしまう。

日本は京都議定書を採択したCOP3（京都会議）の議長国として、国際交渉の場でリーダーシップの発揮を期待される特別な立場にあるとともに、国内の温室効果ガス排出削減を進め京都議定書の義務を果たさなければならない。しかし日本における削減は進んでおらず、1990年以降二酸化炭素は約10%も増加しており、国内における温暖化対策の強化が求められている。

政府が進めている森林等の吸収や国際間の排出量取引などの対策は、抜本的な削減とはなりえない。地球温暖化対策推進大綱について、内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部を早急に開催して見直しに着手すべきである。

さらに、現在改定のため審議中の長期エネルギー需給見通しにおいて6%削減を可能にするエネルギー政策を構築することが必要である。また、環境負荷が小さい自然エネルギー（風力、太陽光・熱、バイオマス、小水力など）の普及を促進するための法制度の確立が求められる。

一方、日本が京都会議の議長国として京都議定書発効に向けた国際的なリーダーシップを発揮するためには、日本が率先して京都議定書に批准することが重要である。

よって泉南市議会は国会及び政府に対し、国内の地球温暖化防止政策を強力に進め、7月のCOP6再開会合に際し吸収源等について柔軟な交渉姿勢を持って臨み、同再開会合において京都議定書のルールの合意をはかり、4月の衆参両院の決議に基づき日本が早期に率先して批准することで、京都議定書の2002年発効を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月29日

泉南市議会

以上、よろしく御賛同をお願いいたします。
議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議員提出議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第22、議員提出議案第13号 同和行政終結宣言についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気君。

19番（和気 豊君） いよいよ最後のトリを承りました和気 豊でございます。同和行政終結宣言案文を朗読し、提案にかえささせていただきます。

同和行政終結宣言（案）

部落差別は、封建的身分差別の残りものであり、部落問題の解決とは旧身分のいかに問わず、すべての人間の平等・同権を確立し、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきづくことである。

1997年の3月末で国の「地対財特法」が終了し、同和事業の終結はいまや全国的な流れとなっている。

本市における同和行政は国の「同和对策特別措置法」に先がけて進められ、すでに35年におよぶ同和对策事業によって、一般地域との格差が大きく解消し社会的交流も進展している。

しかし、不公正な同和事業やゆがんだ同和教育・啓発は新たな差別をつくり出すものとなり、部落問題の解決を阻む要因となっている。

今必要なことは、「同和地区」指定という行政上の垣根をとりはらい、市民の自由な社会的交流と連帯を促進することによって、真の部落問題解決への明るい展望を切り開くことである。

よって、本市議会はここに同和行政を終結することを宣言する。

平成13年6月29日

泉南市議会

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 毎回こう出されていらっしゃるんですが、最後の方にも真の部落問題解決の明るい展望というときに、被差別部落の人たちの民主主義的な合意ということ抜きに、被差別部落地域でない方——私はそこに足場を置いて思うんですが、数の上ではですね。そういうことが果たしていいんだろうか。だから、私はやはり和気さんが民主主義を大事にするという視点からいえば、その対象である差別を長い間受けてきた方々の中で合意形成をして、そしてもう同和施策が要らないということがあなた方も認める民主主義の中でされて出してくるんであればそれでいいですけども、そういう努力がされておると思いますが、それが結果的にどう実現されておるのかですね。

やっぱりそこをお聞きをしたいと思いますし、一番初めにあります部落内外のというように書いてあるんですが、和気さんも認めるように、長い間差別の中で苦しんでこられた、そういう歴史を持っておる人たちがおるわけですが、そういうときに部落差別を受けない方の方から内外の垣根を取り払おうといっても、現実にはその壁をつくってきたのは、被差別部落の人たちではないわけでしょう、壁をもともとつくってきたのは。それを壁を取り払おうと言うのを、なぜ被差別部落の人たちの中で合意形成をせずに一方的に主張されるのか、その辺をお答えいただきたい。

もう1つは、同和地域指定というのは、勝手に

行政がしたわけではなしに、それはできるものでもないですね。また、現実に日本の中で被差別部落の地域が、そういう指定というものができないために、同和施策がなされないところがいっぱいあるというのも、和気さんも御存じだと思うんですね。

そういう場合に、同和施策をする場合には、その指定地域を決めないかんわけですから、それは外から一方的にここは同和地域ですよと言えないのは当然ですね。それは被差別部落の人たちが、まだ差別が解消されてないときに、ここは同和地域だということを名乗るといことは、どれだけ大変なことか、それは和気さんも想像つくと思うんですね。そういうことを名乗る中で、国の責任として同和施策を行い、地方自治体には財政的な負担を与えない中で、国家の責任としてやってきたこの同和施策の流れを取り払えというのを、そういう当事者の中の合意形成を抜きにやってもいいんだろうかということ、ずっと私は疑問にあるのですが、その辺はどのように考えてこれを出されたのか、答弁していただきたい。

それから、あなた方は基本的には国家というんか、日本国政府を批判している立場を持つてると思うんですが、このことだけは何か一緒になって、政府が認めたからということで大上段に掲げてくるんですが、やはり差別問題は別に部落問題だけじゃなしに、女性差別とかいろんなものと関連しとるわけですね。そういう人間の差別心ということがまだ払拭されてないというのは、あなた方もよく知ってると思うんですが、そういう日本政府が持つてる責任ということを厳しく批判しながら、こういう面については一体になって、部落施策はもう終わったんだということを声高に叫ぶ、この姿勢というのはどうしても理解ができないと思います。こういう選挙の時代ですから、数の上からいったら被差別部落の人たちは圧倒的に少ないわけですね。

そういう点で、私はそういう部落差別を受けない人たちの中にこういう主張をどんどんすれば、何かある意味で勇気のある政党だみたいなことになって、何か違う方向に機能しとるように私は思えて、やっぱり今でも圧倒的に数の少ない被差別

部落の人たちが、この主張によってどれだけ心を痛めとるかということに思いをはせられないのかなということもいつも気になって、この議案が出るたびに心を痛めておりますが、そういう点にお答えをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私の提案の趣旨は、今読み上げたとおりでございます。それ以外に特別な意図とか何か勘ぐって私の意思ではないかというふうに言われたんですが、それはちょっとどうかというふうに思いますよ。あくまでも提案した趣旨以外のことは、私は一言も言っておらないわけですから、前の小山さんの質問に対しても、それに沿ってきっちりとお答えしておりますから、変な勘ぐりはしないでほしいと。そのことだけまず最初に申し上げて、小山さんの質問に答えていきたいというふうに思います。

1つは、地域の人たちの意識の反映ですが、これは実態調査を国も2回やっておりますし、大阪府もやっている。泉南市も2回やっておりまして、いわゆる地域のこの同和対策事業の1つの成果、これがきっちりとあらわれた調査の結果、これを踏まえて国も97年度をもってこの事業を終結すると。残事業もこの平成13年、2001年をもって終結をする。

そしてなお、1月26日付をもって、総務省大臣官房地域改善対策室、これがもうこれ以上の同和行政は進めるべきではないということで、いわゆる特別対策は本来時限的なものと、これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化、特別対策をなお続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではない。人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは、実務上困難だ、混在化は進んでいるという実態調査の事実を踏まえて、こういう結論を出しているわけでありまして。実態調査に基づく現実、そして住民の意識を踏まえたこういう一定の見解、これを私は国の施策であろうとも、国の意見であろうとも了としたい、こういうふうに思います。

それから、内外の交流を図っていこうと、こういうのはこれは当然のことであり、1つの地域が

ら抜け出さないような狭い地域での生活ではなくて、本当に民主的な地域社会をつくることによって、地域内外の交流を促進さしていこうと、これは泉南市でも同和行政の1つの課題と、こういうことで挙げておられます。私も幅広い地域内外の交流、わだかまりなくお互いに交流し合える、意見開陳をし合えるような、そういう民主的な地域社会づくりは大いに賛成でありますし、(巴里英一君「うそ言われへんで。それを利用しておまえら伸びてきたんやないか」と呼ぶ)……後でよろしくをお願いします。

それから、もう1つは、地域指定の問題であります。これは行政が同和施策をやる上で、当然運動やその地域の住民の意見に基づきながら、しかし最終的には市が決定をしています。市の決定文書、地図等もこの議会で披瀝されたことは、小山さんも御存じのとおりでございます。あくまでも地域指定というのは、行政がその施策を進めるために設定をしたものである。これは間違いのない事実でありますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

議長(奥和田好吉君) 小山君。

3番(小山広明君) だから、最後に言った地域の指定は、運動体や地域の人たちの申し出によって市の決定で策定した、決定したと。だから、とる場合には、少なくともその運動体や地域の人たちの合意形成を得るとするというのが僕は本筋じゃないかということをとるんですよ。このことに初めて——これは僕は林さんのときにもずっと質問したんですが、このようにはっきり地域の人たちの申し出によって行政で決定したというのは、初めて答弁を受けた記憶が私はあるんですね。そうであれば、それをとる場合にも、それはそういう人たちの合意形成をするべきじゃないでしょうか。

内外と言ったけど、例えばどつかれた側がいつまでもそのことを覚えとると。そんなもんいつまでも覚えとるのはおかしいやないか、もう終わったことやないかと何ぼ殴った側が言うたって、わだかまりは、そちらからわかったと、もうそれはこだわらんよというのは、殴られた方が言わない

限りはそれはとれないですよ。あんたは被害妄想やとか、いつまでも思い過ぎやと何ぼ言うたって、言えは言うほどそらその人の心は開かれませんよ。

だから、内外というときに、壁をつくった側がつくられた側からもういいですよというまで待つ、そういう忍耐というんか、そういう寛容の精神がない限り、もうなくなったんだ、もうなくなったんだというて、つくった側からそれを言うというのは、私はそれはできないでしょう。だから、いつもこの内外、内外と言っとるけども、そういう差別を受けてきた側がそのことにこだわるというのは、もともとその壁をつくったのは差別を受けた側じゃないわけでしょう。そういうことにちゃんと答えてもらいたい。

だから、答弁はいいですけどね、今の答弁を聞いて私はとても納得できないし、このことを一番納得できないのは、やっぱり地域の人たちだと思いますよ。このことだけは強く言って、もう答弁はいいですけどね、これで意見だけ言っときます。議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。——

——以上で本件に対する質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

3番(小山広明君) 今の質疑でもおわかりのように、やはり私の質問にはきちっと答えてないということを私は強く感じました。こういう中で、こういうものを何回となく出してくる意味は全くわかりません。まず、このことを主張し、合意を得るのは、当該の住民たちにちゃんと説明をして、そこでできるならば、こういう差別の問題ですから、全会一致でもう同和施策は要らないよと言ったことを受けて、あなた方は住民の声としてこの議場にぶつけるべきじゃないでしょうか。そうでない限り、この問題はいつまでたっても、あなた方の主張が大きなわだかまりを持ってなかなか真の解決には至らないと、私はそのように思います。だから、この宣言案には強く反対をいたします。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長(奥和田好吉君) 和気君。

19番(和気 豊君) 私に答弁を要らないというふうに言うておいて、私は答えるつもりだったんですよ。しかし、答弁要らないと言っておきな

がら、あなたは答弁に答えなかった。私はしっかりちゃんと項目を箇条書きにして、逐一お答えしたつもりですよ。小山さんはほとんど意見しか言わずに、質疑らしい質疑をせずにそのまま終わってるんです。こういうあり方というのはどうかと思いますよ。私、答えるんやったら幾らでも答えます。こんなぐあい悪いですよ。

〔小山広明君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 何も私は答弁要りませんよと言っただけであって、いや、したいんだっいたらいいんであってね、何も私は要らないよと、何回でも同じこと返ってくるから。まともに答えずにすれ違って返ってくると私は受け取ったんだから。それでも、いや、言いたいんだったら、何ほでも発言の機会はあるわけやから、言ったらいいじゃないですか。何を言っとんねや。

議長（奥和田好吉君） そういうふうな言い合いをしとったら切りがありませんので、今後注意をしてください。ほかにありませんか。———巴里君。

22番（巴里英一君） ただいまの和気議員からの同和行政終結宣言案に対して反対の立場で討論いたします。

提案者も申しておりますけども、封建的身分差別の残り物であると。昔はかすみみたいな言い方されたことがあると思いますが、ならば明治以前、封建江戸時代、このときからずっとされていたという、もっと以前からされていたという歴史過程があることは、もう御承知だということをおいで申し上げます。

明治4年、御承知のように太政官布告においての解放令が出されましたね。それ以降、平民ということでなされてきた成果が決して地域のためにならなかったということも御承知だと思います。私たちは、そういったことがなされなかった結果として、全国の人々が一切の差別に反対して立ち上がって、現在の同和対策事業がなされてきた。経過はたくさんあります。しかしながら、同和対策審議会答申がここで大きく意見を異にしたのは、貴党と他の党であります。そういった中で、あなた方がそれ以後ずっと同和問題の攻撃に終始して

きた事実があります。

先ほども小山議員が申しておりましたが、まさに少数者、マイノリティーの問題であります。そういった意味では、マイノリティーが立ち上がるためには、一定の組織をし、闘わざるを得なかった歴史があるということも、皆さん方も御承知のとおりであります。その多くの方々が、血と涙と汗の中で非常に苦しみ倒れていったことも事実であります。

しかしながら、この状況を見ると、そういった同和対策事業措置法においてなされた事業が、確かに一般対策の中における事業の格差引き上げにつながったことは事実であります。そのことを私は全面否定するわけではありませんが、しかしながら、あなたのおっしゃる不公正な同和行政あるいは同和事業やゆがんだ同和教育、このことは本議会において長年の先輩議員が嘗々として、あるいは理事者側が嘗々としてこの事業の認定をし、築いてきたことに対して、ゆがんだという言い方をされるということは、許しがたいことではありません。これは、今までの議会の議員あるいは現在おられる議員先生方に対しても、非常に失礼な文言であるというふうには私は断ぜざるを得ない。

そして、その事業によって一般地域との格差が解消して社会的交流が進んでいる。それは決してあなた方がやったわけでない。それを努力している方々がやった結果であって、それを理解する多くの方々の交流であって、決してあなた方自身がそういった意味でやったということは、今まで言ったことがない。

こうした意味では、部落解放同盟とあなた方は表現しますけども、それも地域住民でありますから、当然の権利として要求するのは当たり前であります。特に、あなたはこの終結宣言を出されておりますが、あるときは部落差別と言い、部落問題と言い、あるときはこの文章の中では同和地区と言い、文章のいわゆる表現の一定性がないという点、これはもう少し整備すべき問題ではないかというふうに思います。

こうして過去嘗々と努力された個人あるいは議会、あるいは理事者側に対して、私はこの問題は、あなた方のおっしゃることは、現状況においては

解消してるといふ考え方にはなじめない。現実には今なお多くの方々が言うに言われぬ苦しみの中で生き続けて、あるときは命を落としている事実も現実にはたくさんあります。年間数百件を超えるものが大阪府だけでもあるという現実、あなた方はどうして目を向けられないのか。

といったことから見ても、あなた方の阻む要因とか疎外しているとか、啓発すべきでないとかいふような、言わんとするところがまさに間違っているということを断ぜざるを得ない。垣根を取り払いという言葉もあります。垣根をしているのは私たちじゃないですよ。地域の人ではないですよ。あなた方がそのことをあおり立ててる事実がありますからね。ビラ持ってきましょうか。まあいいわ。

そういうことで、本提案に反対するものであります。ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議員提出議案第13号は、否決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成13年第2回泉南市議定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後10時18分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 竹 田 光 良

大阪府泉南市議会議員 小 山 広 明